

朝鮮總督府學務局
增補文學
第八卷

增補文學
校考

朝鮮總督府學務局

緒言

増補文獻備考中學校考を邦文に譯し朝鮮教育研究者の參考に資せむか爲此に之を印刷に附したり

文獻備考は李朝第二十一王英祖四十六年庚寅(西曆一七七〇年)弘文館博士洪鳳澤等に命じて漢の馬氏文獻通考に倣ひ編纂せしめたるものにして、博く公私の記録を蒐め象緯考、輿地考、禮考、樂考、兵考、刑考、田賦考、財用考、戶口考、市澤考、選舉考、學校考、職官考等の部目に分ち朝鮮古今の文物制度一切を網羅せり。其の載する所經句あり、傳説歴史あり、詔書律令あり、宮廷の録事あり、官制の制規あり、庶の奉政あり、學者の説あり事の朝鮮文獻に係はり後世考證の資となるべきものは掲げざるべし、事物研究に最も該博なる參考書たり。

越へて第二十三王正祖の時李萬運等に命じ更に七考を加へて二十考と爲し増補東國文獻備考と爲したりしか。刊行に至らず。第二十八王李熙に至り李章淵大提學朴容大等に命じて之を増刷して象緯、輿地、帝系、禮、樂、兵、刑、田賦、財用、戶口、選舉、交聘、選舉、學校、職官、藝文等十六考に改め隆熙二年(明治四十一年)之を刊行せり。本書學校考は實に其の一部なりとす。

題して學校考と爲すも其記述は現代の學校の如きもの、記述に止まらず、所謂學及校等に關する事象なりとす、李朝の學制は國都に太學(成均館)と東學、西學、南學、中學の四學あり政府の直營にして地方に公

設の郷校あり此等學、校の管掌するところは聖人賢儒の享祀あり、子弟の教育あり、所屬財産の管理あり。
 又李朝の末葉内地の學制に倣ひ各種の學校等を設けたり。本書は此等に關する事項の断片的記録を蒐集せ
 るものにして専ら教育學事のみを記述にはあらず。雖朝鮮古代の學制を知らむには蓋し本書を措て他にあ
 るなし。

大正九年十一月 日

朝鮮總督府學務局

學校考目次

學校考一	太學一	一頁
學校考二	太學二	二
學校考三	文廟	三
	開啓聖訓	七
學校考四	幸學	六
	田大射	九
	田入學	一〇
學校考五		一

興學	104
附培養	110
附闢異	116
學校考六	
學官	111
附學令	111
學校考七	
雜考	116
學校考八	
四學	118
(續)各學校	118
鄉學	117
附書院	119
學校考九	
祠院總論	120
附現在書院	121

増補文獻備考

學校考一

學校は士を養ふに本づく。士は固より美材あるも之を養ふて成すは上にあり。上以て養ふ所あれば下能く自ら養ふて而して其の身を重んず。此れ學校の本なり。東國に學校を有するは舊し。羅麗の際は蓋し以て詳述するを得ざるも、我が朝に盛ならざるは莫し。洪く惟ふに我列聖は文を以て治を爲し教を學に成し以て養ふ途を盡し姬周に本つき明朝に悉し講習揖進の規を以て導き觀容秀才の法を以て勗め而して士若名行を砥礪し以て其の志操を養ふ而して敢へて自重せざるはなし。夫れ士重なれば則ち道重し道重なれば國以て重し君臣父子の倫明く禮樂刑政儀文度數の名著はれ以て列聖朝作成の本を見はし而して學校の盛なる所以なり。學校考十二凡て八卷を作る(續)今は第十四凡て十二卷とす。

太學一

高句麗小阻林王二年(西三三三年)太學を立て子弟を教ふ。

史臣曰く高句麗國を立て、より今や四百餘年是に至り始めて太學を立て子弟を教ふ何んぞ其れ晚きや。嬰陽王十一年(西六〇一年)李文眞を以て太學博士と爲す。

二年(西九八三年)博士任成老宋より至り文宣王廟圖一、鋪祭器圖一卷、七十二賢畫記一卷を獻す。
五年秋七月(西九八六年)學生の歸寧を許し仍米布を賜ふ。

教に曰く朕周礼の風を興さむと欲し唐虞の理を致さむと冀ひ庠序以て之を養ひ、科目以て之を取れり。
今諸州より上りたる學生にして思郷の人あるを慮り皆使に從ひ去留せしむ其れ歸寧學生二百七十人には
布一千四百疋を賜ふへく京に留る者五十三人にも亦襖頭一百六十枚、米二百六十五石を賜ふ。

六年八月(西九八七年)十二牧に經學博士を置く。王前年に許遠學生にして師なきも教授し經學に通ずる者
を選ひ以て博士と爲し十二牧に各一人を遣はし教行教諭せしめ州縣長吏百姓の子にして教へらるべき者は
皆訓戒せしめ若し勵志明經にして用に足る者は牧宰をして漢の故事に依り具に録して京師に薦進せしむる
を以て恒式と爲す。

教に曰く有虞は上下の庠を開き、夏后は東西の序を置き、殷は南學を修め、周は二塾(學宮)を立てて君
臣父子は咸愛敬の風を知り、禮樂詩書は經綸の業を創むるに足れり。寡人は累聖の鴻基を繼承し三韓の
王業を奄有し、俗をして流風に變し、人をして禮讓を知らしめんと欲し杏壇槐市に鼓篋の徒を増加し米
陳槐山に楨經(習業)の子を尊有し今は經に通し籍を開する儒、古を温ね新を知るの輩を選ひ十二牧に各
經學博士一員を差遣し勤行善誘して好て諸生を教へしむ。材を懷き器を抱へ君王に事へば則ち之れ忠の始
なり、身を立て名を揚げ父母を顯はす則ち之れ孝の終なり。若し兼志勵志、皞皞明經、孝弟有聞の者あり

らば其の牧宰をして京師に具録薦進せしむへし。

八年夏四月(西九八九年)大學助教宋承演を擢して國子博士と爲す。王、學校の教にして成人の甚た少きを
患ひ之を勸奨せむと欲し有司所進の卑人姓名を取覽せしに以承演及て濰州の經學博士全輔仁の教に成效あり
遂に承演を國子博士に擢し輔仁には公服一襲、米五十石を賜ふ教を下して之を褒寵す。

九年(西九九〇年)西京に修書院を置く。

教に曰く秦皇御宇、三代の詩書を焚き、漢帝惠期、五帝の載籍を削す、國家草創の始、諸代喪亡の餘、
鳥跡支文原燎に感かた祝詞瑞牒、泥塗に委す、累朝以來、亡篇を續寫し詞典を連書せり寡人位に從嗣し
てより益以て儒を崇し四部の典籍を收め以て南草の書に當し書皆(儒者)の闕市の勞を無くし錄帳に執經
の議を有せしむ、秦漢の舊俗を使ひ、鄒魯の遺風を知り、父慈子孝の常を誦り、兄弟弟恭の徳を習はし
めむと欲す宜しく所司をして西京に修書院を開置し諸生をして史籍を抄書し之を藏せしめ御史をして選
官奏進せしむ。

十一年(西九九二年)庠序學校に命じて文武才略の者を擧げしむ。

教に曰く殷宗は百獸を徵用し周王は萬師を尊事せし故に能く社稷を扶持し邦家を經濟せり、朕内に庠序
を開き外に學校を置きしも猶懷賢出衆の士を致さず。安んず蔽賢防能の人なきを知らむとて凡そ文武才略
ある者の詣り自擧せば之を聽くへし。

十二月(西九九年)國子監を創め又右司に教し、地を相し廣く書齋學舎を營六田庄を尋り給して以て學糧に充てしむ。

(補)教に曰く學ふに學黨なければ才を精研するなし其れ有司をして勝地を相し學舎を廣く營六田庄を尋り給し金は鍊りて眞を爲し、玉を磨きて器を成すべし。凡そ諸儒に在りては子の意を尙知せよ。

徳宗六年正月(西一〇三三)三京十道博士師長に教令して生徒を登納し勸教ある者は録名申問し管内に才學ある者は逐年薦擧するを恒規とし廢す勿からしむ。

顯宗十一年(西一〇二〇年)新羅侍臣崔遠を以て先聖廟に配享すべきを命す。太祖の世耶に在らざるも、遠の致遠の監書に鶏林黃龍鶴嶺青松の句ありて密に祖業を貴したるを以て其の功を忘るべからざるものなる故に是の命あり。

十三年正月(西一〇二二年)新羅翰林命應を以て先聖廟に從祀せしめ弘儒侯を贈る。

二十二年閏十月(西一〇三二年)始めて國子監試を設け詩賦を以て試す。皆試の法此より始む。

文宗十年八月(西一〇五六年)西京の留守より京内の諸士明經等書籍を業とするもの皆傳寫し文字多くは乖錯せるを奏し秘閣所藏の九經、漢書唐書、論語孝經子史、諸家文集、醫卜地理律算諸書を分賜せられ諸學院に置くべきを請ふ。王、右司に命じて各一本を印刷し送らしむ。

十五年夏六月(西一〇六一年)王、國子監に幸し侍臣に謂ふ。曰く侍臣は百王の師なり故に教にざらんやと遂に再拜す。

十七年(西一〇六三年)法國子諸生制に曰く國子監諸生近來業を廢するもの多きは責學官に在り自今精加勉勵し年終に至り改善を候へて去留を定むべし儒生にして在賢九年荒味にして成業の見込なき者は屏置せしむ。

時に守太師中書令致仕崔沖後進を收召し教誨倦む諸生門巷に墳述し遂に九齋に分ち樂聖、大中、誠明、效業、造道、率性、進德、大和、待聘と曰へり。沖の幸するに及ぶ詔して文憲とす。凡そ諸生科舉に應ずる者は九齋を課名し當中に於ても之を文憲公徒と謂ふ又儒直にして徒を立てる者十一あり世稱して十二科とす。沖の徒最も盛にして東方に學校の興れるは蓋し沖に由り始り時に海東夫子と謂ふ。(補)其の十一科は曰く侍中鄭益傑の弘文公徒にして一に熊川徒、曰く參政崔朝の匡憲公徒、曰く祭酒金世賢の南山徒、曰く侯判全無誦の西園徒、曰く侍中金殷判の文忠公徒、曰く平章金致珍(二)に云々鄭中(鄭康成)の良慎公徒、曰く平章黃龜の直微公徒、曰く判書朴忠平公徒、曰く侍中文正の真憲公徒、曰く參議の徐侍郎徒、曰く(大石)朱(石)出徒、並に文憲公徒を以て世に十二世徒と稱す。(補)儒門十二徒皆書を讀くに多少あり。每夏一長集合して肄業、之を名して夏天都會と曰ふ。

(補)二十七年(西一〇七三年)太僕卿金良弼使して宋に入り國子監を尋り寫して來る。宣宗六年(西一〇八九年)國學を修治する爲文宣王の像を順天館に移安す。

八年九月(西一〇九一年)七十二賢の像を園子監壁上に闢く、其の位次は宋の園子監名目次第に依り、其の章服は皆十哲に倣ふ。

肅宗六年(西一一〇一年)先賢を園子監に從祀す。園子の奏に文宣王殿左右廊に新に六十一子、二十一賢を畫き釋奠に從祀すべきを請ひたるを以て之に從ふ。文廟位次を左に明す。

文廟の神位、文宣王は殿上北壁の中央南向に位し、登國公顔回を以て配し、鄒魯公閔損、東平公冉耕、下邳公冉雍、臨淄公宰予、邾伯佾參は並東壁とし、黎陽公端木賜、彭城公冉求、河内公仲由、丹陽公言偃、

河東公卜商、鄒國公孟柯は並西壁とし、文昌侯崔致遠、弘儒侯薛聰は並南壁とし、穎昌侯顔孫師、金鄉侯蔡源明、單父侯宓不齊、任成侯原忠、高密侯公治長、汝陽侯南宮适、北海侯公百良、萊蕪侯曾點、曲阜侯顏無繇、須昌侯商瞿、共城侯高柴、平輿侯漆際問、壽良侯公伯寮、雒陽侯司馬耕、益都侯樊須、

鉅野侯公西赤、平陰侯有若、東阿侯來馬廐、南頓侯陳元、千乘侯達、陽穀侯顔辛、臨沂侯冉孺、諸城侯冉季、沐陽侯伯度、枝江侯公孫融、新息侯秦檜、醜城侯秦商、濰陽侯漆彤、雷澤侯顔益、高宛侯漆彤、父、上馬侯壤頌赤、長山侯林放、鄒平侯商洋、成紀侯石作封、當陽侯任不齊、毛平侯公良犛、文登侯申根、上蔡侯曹卯、濟陽侯奚容蒧、滄陽侯句井鼎、濰川侯申堂は並東壁とし、卽墨侯公祖句絲、厭次侯榮期、成武侯縣成、南華侯左人鄆、沂原侯燕俊、册山侯鄒國、華亭侯秦非、臨澤侯施常、濟陽侯顔會、博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

博昌侯步叔乘、宛句侯顔之僕、内黃侯遠瑗、博平侯仲會、堂邑侯何林、盧長侯果、高堂侯馬巽、鄆城侯

へしと。

四年(西一一〇九年)國學七齋を置く。是より先王文學に志を有し屢々制書を下して學校を興さむと欲す士類欣然せざるはなし。然れども大臣は一人も奉承する者なきを以て時議之を惜みたり。是に至り七齋を置き易を麗澤、書を侍読、詩を經德、周禮を求仁、投壺を服膺、春秋を養正、武學を講藝と曰ふ。置散書等七十人、武學の童子純等八人を取り分處せしむ。

八年(西一一一三年)非景緯を以て國子祭酒と爲す。

九年八月(西一一一四年)王、國學に諸き先聖に前獻し翰林學士計畧中に命して講說せしめ百官及諸生に命して各歌頌を造らしむ。

(注)百官及生員七百餘人、庭に立ちて恭誦し各歌頌を造り、御製詩一首を左右に宣示して各々和進せしむ。

十一年四月(西一一一六年)制に曰く文武兩學は國家教化の根源なり早く指揮を降して其の兩學を立て諸生を養育し將來の將相の用に備はしめたりしか有司は各々異論を執り定議せず宜く遂に施行せしむ。

十四年秋七月(西一一一九年)始めて國學に養賢庫を立て士を養ふ。國初より文宣王の廟を國子監を肇立し官を立て師を置きたりしか宣宗に至り將に教育を欲せむとせしも道途かりしを以て王は儒術に銳意し有司に詔して廣く學舍を設け儒學六十人武學十七人を置き近臣を以て事務を勾管せしめ名儒を選りて學官博士

と爲し經義を講論し以て之を教導せしむ。文風稍振る。

仁宗の時(西一一三二—一一三六年)式目都監に命して學式を詳定せしむ。

國子學生は文武官三品以上の子孫及有爵官三品、縣公を帯びる者の以上並に京官四品、三品を帯びる者の以上勳封の子を以て之を爲す。大學生は文武官五品以上の子若し正從三品官孫及勳官三品以上有封者の子を以て之を爲し、四門學生は有官三品以上無封、四品有封及文武官七品以上の子を以て之を爲し、三學生を各三百人に在學は百序を以てす。凡そ筆路及工商業者等の農業者、大小坊裡犯禁者、家道不正者、犯罪歸郷者、賤部曲人等の子孫及有身私字を犯せる者は入學を許さず。其の律學、書學、算學は皆國子學に屬し、律書算及有身私字學生は八品以上の子及庶人を以て之を爲すも、七品以上の子にして精願の者は無く。國子、大學、四門に皆博士、助教を置き必ず經學優長、景行修謹にして紳衿となり得る者を選り經教を分ちて諸生を教ふ。一經を授くる毎に必ず終講せしめ終講せざる者は改業するを得ず。年終に講授の多少を計り博士、助教をして等第を考課せしむ。律書算學は只博士を置く。律學博士三律令を教ふるを掌り、書學は八書を教ふるを掌り、算學は算學を教ふるを掌る。凡そ經は周易、尚書、周禮、禮記、毛詩、春秋、左氏傳、公羊傳、穀梁傳を各一經と爲し孝經、論語は必ず兼通せしむ。諸學生の課業は孝經論語は共に一年を限とし、尚書、公羊、穀梁傳は各一年半を限りとし、周易、毛詩、周禮、儀禮は各二年、禮記、左傳は各三年とし皆孝經論語を先に讀み次に諸經を讀せしめ併せて時務義

を算習せしむ、暇あらは須く書を日に一紙を兼習せしめ併せて國語、説文、字林、三倉、爾雅を讀ましむ。
五年三月(西一二二七年)諸州に詔して學を立て以て教導を廣うせしむ。

七年(西一二二九年)王、國學に幸し先聖に尊奠し儒臣に命して諸生を會し經學を講論せしむ。

八年六月(西一二三〇年)國學の奏に、近年以來明經衰微せり宜しく三十人以下を選抜して入學養育し兼て
教導官參上參下各一人を任命し以て勸學すへしと。之に従ふ。○秋七月御史臺の奏に、國學養士の供給費
甚だ多し行修業者若干人を簡留し餘は悉く之を出すべきを請へり。是に於て國學の諸生詣闕上書して曰
く昔我孔子は位を得ざりしと雖も四方に周流して猶二千の徒を養ひ、唐の韓文公は潮州に謫守して生徒を
聚め己の俸を出して以て厨僮を給せり況んや今國家の生徒其の數二百人に過ぎざるに費用を費すことを以
て之を削らむと欲す豈尊道崇儒の意ならんや願くは非下は却きて用をさらむことを、詔して可とす。

九年三月(西一二三二年)中書門下の奏に、參外文臣、各經を業とし註録、政案を定むるに於て學官を量差
せられんことを請ふ。之に従ふ。○諸生の老壯の學を治むるを禁す。

十一年正月(西一二三三年)武學齋を罷む。是より先、武學齋生の科擧に赴く者を判するに策、論、策案に
して不合格なりと雖も随分選取るを以て及第すること甚易きを以て諸生爭ふて武學に屬し本を棄て末を
逐ひ、士風僥倖にして皆才器驕下し且武學漸く盛にす。將に文學の人と角立不和たり爲に深く不便とせり
故に武學取士及び齋號を罷せて停罷す。

(補)各徒の儒生曾て受業の師に背き他徒に移屬せる者は東堂監試に赴くことを許さず。

十三年(西一二三五年)國學諸生を判するに四季私試を以てし通考分教して科場に即赴せしむ。大寒大暑の
兩朔は免試す。

十五年九月(西一二三七年)門下省の奏に、國學六齋諸生各請するところの大小經を持して升堂するもの、
博士學諭、經を執り升請するもの毎日五人を過ぐるることなく、一人に付二問を過さざらば始めて從容論
難し疑を悟り惑を辨すへしと。

(補)十七年判東堂監試の後、諸徒の儒生都々會する日時は國子監知會し習業すること五十日にし。會を罷
み、接寺(寺院に於て習業)三十日にして私試は十五首以上、製述者は教導、精しく考證を加へ、各其の名
の下に住接寺者十日、私試若干首を論報し二初めて赴會を許す諸徒教導、接所を離れず勸學者、學官にし
て賜おれは先の積差して以て優異を示す。

徽宗二十二年三月(西一二六八年)詔に曰く化民成俗は必ず學校に由る。祖宗より以來外官に文師一員を差
遣し又は儒臣にして守と爲りたる者あれば則ち兼ねて學事を句管せしめ以て勸學せしめたり近來聞くに是
の職に位せるもの只謀利を以て先と爲し勸學の方略は意に留めず志學の士開達に由らざらば則ち兩界兵馬使、各
官文師及學事を句管せる者にして勸學育才以て朕意に副ふものあらば則ち兩界兵馬使、各道按察使は注
名馳報すへし朕政滿(任期の満了)を待たず隨即擢用すへし。

高宗五年七月(西一二二八年)中軍宰儀試生はの任職に當らざりしを以て試し八十人を選取し其に中らざりし者は皆從軍せしむ。

(補)三十年(西一二四三年)崔晉國學を修め兼て百部を養賢庫に納む。

元宗十二年(西一二七一年)東宮學堂を設け封進書言事金軌、尙書左承宣文烈を以て別殿と爲す。

忠烈王六年(西一二八〇年)教に曰く今の儒士は惟得聖の文を習ひ經史に博通せる者あるべし、其は一經一史に通する者を國子の教授と爲さしめ、乃ち正副官等七人を經史教授と爲す。

(補)十二年(西一二八六年)世子國學に入り六經を講す。

三十年五月(西一二三〇四年)員成事官を建立して國學館學堂を置く、學校の日に良へるを登、雨旸に及して曰く宰相の職は人才を教育するより先なるは莫し、今養賢庫は官給して教養に資すべからざるべし、請ふ百官をして恩布を出すのに差あるもの、以て國學の官と爲し王、亦内庫の用を出して以て之を助くべしと密直高世は武人たるを以て出錢を言せず密直曰く夫子の道は萬世に志を垂らば臣の君に忠に、子の父に孝なるは是れ誰の教なりや言し我れは武人なり何んぞ苦して出錢して以て養士せむやとせは是れ孔子なきなり而して世間を憐つべきなりと。即ち出錢と。符又密直を博士金文鼎に付し中原に送り先聖及七十子の像を高かして又祭器樂器六經諸子史を贈り來らしめ且李海、李瑄等を推薦し經史教授使と爲す是に於て七管十二徒の諸生の受業する者數百に達す○六月國學の大成殿成る、初め元耶律希忠、殿宇の隘陋にして甚だしく

津宮制度を失したるを以て王に勸め文廟を重新し以て儒風を振興すべしと、是に奉り乃ち成る。王、國學に詣る、忽恃休元之に従つ七管諸生冠服を具へて進に於て迎請し歌謠を獻す。王、大成殿に入り先主に謁し密直使李混に命じて入學領を作らしむ、休元、日成を作り以て諸生に示す。

(補)李隆曰く高麗安文成公の遺孀を成均館に施濟せしを以て文成の子孫入學せば奴婢曰く此れ吾主たりと。館、之を待遇するに他生を異るものあり。

忠宣王即位し(西一二三〇九年)養賢庫に建五十斤を賜は爲文館をして郡縣に茂才を有する者召致せしめ廉任を給して以て訓導とす。

忠宣王元年(西一二三四年)教に曰く趙來成均館に教海に勤め諸生皆其の業を棄て、朝服の奠、天子の宗に至るまで亦與らざる由、祭酒をして奠請を行ふ毎に諸生の與らざる者は罰金を徵收し以て養賢庫に充てしむ。

六月(西一二三四年)員成事權澤は李瑄、權漢功等と共に成均館に會し新購の書籍を考閲し且經學を試む。初め成均提舉司博士柳衍學諭俞迪を遣はし書籍を江前に購はしめ判典校寺事洪淪、太子府參軍として南に在り符を遣はし寶鈔一百五十錠を以て經籍一萬八百卷を購得せしめて還らしむ。元又使を遣はし王に書籍四千七十一冊を賜ふ、皆宋の秘閣所藏なり。

臣謹んで按するに宋の亡るや其の閣藏秘書の東來するもの是の如く盛にして幾ならずして文忠公

と聞けり何れに是に至れりか。儒曰く國學は辛丑に火けし。王は方に息民に務め宮禁に至りても尙未だ
營葺せず。此は乃ち開成府學なり王聞きて甚だ漸たり。

十六年(西一三六七年)成均祭酒林楨上言して成均館を改造し以て兵亂と罹たるを新にすべきを請ふ。是に
於て命して國學を重營せしむ。中外の儒生、官に品に隨ひ出布し以て其の費を助けしめ生員を増進して帝
に一百を養ひ、始めて五經を四書齋に分つ。

(補)時に成均館を重營するに李公は遂に元に使して還り之を聞きて大に喜ぶ。即ち元帝所賜の金幣を解
きて以て其の費を助く。

十二月(西一三六七年)成均館を崇文館の舊址に創立し李楨を以て大司成と兼ねしめ鄭夢周を博士と爲す
大司成を兼ねしめたるは楨より始まる。楨は生員を増置するに經術の士を採りたり鄭夢周、金九容、朴尙
稟、朴宜中、李崇仁等は皆他官にて教官を兼ねたり。是より先館生の數十に過ぎず。及夢周等は學式を更
定し毎日兩會堂に坐して經を分ちて授えす。是に於て學者學業に相與に觀感し程朱性理の學始めて興る。
鄭夢周は迎日の人義明の後裔なり時に經書の東方に來りたるもの惟朱子集註のみなり夢周の講説は人意
を越超するものあり聞く者頗る疑ひたりしも胡炳文の四書を符るに及ぶ臆合せざるものなく諸儒に尤も
歎服す。李崇仁之を尊稱して曰く夢周の論理は横説豎説、理當らざるものなし推して東方理學の祖と爲
すべしと。是より先國俗に喪祭は専ら桑門法を尙ふ夢周始めて士庶をして朱子家禮に倣ひ廟を立て、奉

祀せしめ又内には五部學堂を建て外には郷校を設け以て儒術を興せり。

(補)國學の重修成り八月王文廟に謁す。初め李楨等崇文館に會し舊址を相し或は少し舊制を損して易く成
さんと欲せり李楨、不可なりとして曰く又宣王は天下萬世の師なり少費を省ふ前代の規を考むべきと。

(補)十八年八月(西一三六九年)三司右使李楨に命して文廟に官奠せしむ。辛丑掃墓の後より尙文廢墜し擇
奠の儀も法式に中らず。楨、其の失を考正し諸生を送りて執事と爲し三日掃墓せしを以て禮度觀るべきも
のあり。

二十年十二月(西一三七一年)教に曰く文武の用は備廢すべからず。内、成均より外、郷校に至る迄皆文武
二學を設け人才を養成し以て擢用に備へしむべし。

二十二年(西一三七三年)文廟の廟堂祭を復行す。(補)十年前遷以後より廢して行はざりしを今復之を舉
ぐ。

(補)八月丁亥の暮奠は節氣の爲仲丁を用ふ。

(補)二十三年二月(西一三七四年)丁未の暮奠は日食の爲仲丁を用ふ。

(補)辛丑九年(西一三八三年)鄭道遠して還京するや、成均に探訪雜教を以て迎へ成均學生は感服を獻す。
儒曰く學生何れを其れ少きかと。庶對邦對へて曰く昔は其賢卑を羨し能く諸生を養ひし故人皆奉て入學せ
しる今は其にして養ふ能はざる故に少なしと。儒曰く其れは儒者不を給して之を養ふべし。

學校考一

(補) 恭讓王元年(西一三九八年)儒學教授官を置く。大司憲趙汝倫の疏請に従ひたるものなり。

周浚等の上疏に曰く學校は風化の源なり近く兵の與判に因り茂草と爲り郷黨の舊名に托して軍役を避くる者五六月間童子を集めて唐宋人の絶句を讀み之を見誦と謂ふ。此の如くにして經明行修の士を得んと欲するか。願くは今より勤敏博學の者を以て教授と爲し、閑居して儒を業とする者を以て教導と爲し、子弟をして常に四書五經を讀せしめて詞章を讀むことを許さず、詩教奨励して成效ある者を擢し成效なき者は之を罰すべしと、是に於て京中五部より各道牧府に至る儒學教授官を置く。

(補) 金熙宗上疏して元子及宗室子弟の入學を請ふ。

(補) 十二徒の私學を罷む。

三年(西一三九一年)成均生員朴礎等崇佛の非を極言す。

臣謹みて按ずるに勝國(前朝)以前に於ける學校の制は高略にして詳かならざるを以て分項して列書するに足らざる故總て太學に録す。

學校考二

太學二

本朝 太祖六年春二月(西一三九七年)始めて太學の地を國都の東北隅^{太學}に相し驪興府院君閔齊に命じて之を治めしむ。

七年秋七月(西一三九八年)成均館、文廟成る。○文廟從享諸賢は一に中國の制に遵ひ東國諸儒の從祀は麗制に依る。^{文廟從享諸賢}○命して成均館、知館事以下の官を置く。^{成均館}○命して學田を置き以て祭米に供し生徒に給し復、奴婢を賜ひ以て滌掃使令の役に應せしむ。○上、將に文宣王を視視せむとし祭酒閔安仁をして典禮を明習せしめ樂器を修めしむ。^{樂器}○明倫堂を文廟の北に建つ。成均館臺調鄭道傳、權近に命して四品以下の儒士を集め經史を講習せしむ。(補) 養賢庫成る、儒生の供饋を掌らしむ。

太宗元年命して成均祭酒を改め司成と爲し樂正を司養と爲す。^{司成}

六年儒學提調を置く。時に初めて太學を置きしは儒學は其の一なり。右政承河峇の議に従ひたるものなり。七年春三月(西一三九八年)文廟を重建す。是より先、定宗二年に文廟火け是に至りて復建し仍命して廟庭に碑を立てしむ。

大提學李季良所撰文廟碑文に曰く甲戌の歲、太祖既に都を建て即ち廟學を營むに地を都の東北隅とし由は止り、土は衍し、水は以て環流し、殿の位は陽に面するを度り丁丑の三月に工事始まり、戊寅の

七月に御事す。壇者は崇寧に、從祀は崇寧に、學は自後に在り、凡そ學の大小は問を以て計る者九十六にして府學の準備はれり而して唐長及三丁亥に次に、我 殿下即ち宮の雪美を習にすべきを命せらる。早山君李復瞻、中軍檢制書生曹其の書を著し四月を回して成れり。

（文廟正統の成り）

始めて宗聖公の子、述聖公子思を陸配し又子張を以て十哲に籍す。文廟正統の業師、許衡を以て重南無に從祀し楊雄の書を習す。文廟正統○田、萬餘畝、奴婢三百口を成均館に賜ふ。

九年（西一四〇〇年）成均典講許衡に命じて禮儀を改正せしむ。

權近の禮儀儀論に曰く右は學に於ける禮儀の禮は極簡にして其の詳細は傳はらざりしも唐より開元禮あり、宋は政和新儀ありしも亦廢除され多くは行はれず、崇陽宋文公嘗て其の順序の改正に志を有せしも卒に之を爲し能はず。京國府學の所刊儀式は乃ち先儒諸君の崇陽禮儀圖を畫取し一編と爲し而して禮奠とす須く宗廟合祭儀時に後に載せり神位に向背坐殿制度は發降酌獻の儀と奠に備せに載せざるは無し獨り所謂崇陽儀なる者は亦開元の舊に因り文公の嘗て改正せんと欲し而して成就せざりし者なり建文庚辰の歲に始めて京國全文を待て以て刊行し又元朝の至聖儀式を以て之に附す是れ其の順序、文公の改正せむと欲したる者も先後したるも近き故に今成均之を遵用す。

命して成均館の婢にして侍女に入りたる者も本館に還居せしむ。初め高麗安文公洛、奴婢を津宮に納めたりしか是に至り二婢侍女として入内するあり、上、爾然本員（本館）を問はれたれば實を以て對ふ。上曰く古人の之を納めたるを予、既に能く之を反て奪ふべしんを命して之を出す。

世宗即位の初め（西一四一九年）（初め世宗は西一四一九年五月に即位す）上、將に學に幸せむと高麗の服色を問ふ。高麗判書許稠奏に曰く謹みて古制を稽ふに唐は冠履を用ひて先聖に謁せり。晉は其の制度詳かならざるも今の終紗冠にあらざりしかと疑ふことあり。上曰く終紗冠は群臣に臨み服たり豈此を服して先聖に謁すべしんや我將に衰冠を服して以て謁すべし。

三年（西一四二二年）王世子人學の禮を定む。（人學は西一四二二年に始む）九年（西一四二七年）戶曹より司宰監の陳魚鼎を民に給し價を徵收すべしと請ふ。上曰く是は民と與に利を爭ふなりと、命して成均館五部學生に給せしむ。

十一年（西一四二九年）高麗、許衡に命じて禮學節目を定めしむ。

二十四年（西一四四二年）世子に命じて成均館に詣り學を誦し儒生讀書の方法を定めしむ。

二十九年（西一四四七年）禮樂を成均館に賜ふ。初め、太宗高麗に在り時嘗て津宮に遊び津宮に留まり青書鏡あり即ち諸生所用の器なり。太宗高麗に之を賜ふに即位せらる、に及ぶ本館の間に之を藏せしめ屢酒食を賜ふ以て愛せしむ。此に由り館中の所置と爲る然るに年久缺佚せり。是に至り益大司成鄭麟趾其の事を奏す。上之を聞し即ち内府白藤一疋、白布、書鏡各一鏡を賜ふ又酒を衣學及四學に賜ふ。學官諸生を率て

恩を謝し右誠政河濱郷士と與に明倫堂に會し諸生を課し仍四聖堂を設け皆時を限し以て之を頌せり。
文宗元年(西一四五一年)群臣に命じて日に成均館に詣りて諸生と共に講學せしむ。(明倫堂)〇奴婢を成均館及四部學堂に賜ふ。

(補)世祖三年(西一四五八年)成均館四部學堂儒生の額原を復す。初め善士の原額を二百人と爲し間に幾數に因り有司奏して一百を減し四部學堂の厚食亦皆便宜廢止せしを是に至り大司成李承召復舊を力請して之を許さる。

(補)九年(西一四六四年)禮曹より成均館九賢學規を進む。大學、論語、孟子、中庸、詩、書、春秋、禮記、周易を以て九賢と爲し、毎年春秋に本館の堂上及禮曹堂上二員、集文堂上一員、臺諫各一員、會坐し、讀書したる所の三處を講し、句讀、精熟、義理講貫のもの三員を禮曹を許し、若し一時に數書に通ずれば超躐を許し、陳して易齋に至りたる者は式年毎に會試に在りては式年子、四書、三經を學ばせしめしめ他の經を自ら願ふ者及左傳、綱目、宋元節要、歷代兵要、訓民正音、東國正韻を講せむと欲する者も聽かる。

成宗二年十一月(西一四七一年)上教に曰く今列朝著に布列する者は皆諸君子弟なり此は學に於て、皆もなし。學生にして必ず通經識務して才任用に堪ふる者あらば其れ成均館をして薦擧せしむべし是に於て進士安良生を薦擧す。上、優秩して之を用ふ。(補)生員、進士の津宮に居る者は一日に滿百五十日ものをして館職に赴くことを許され、一經を試講されて通曉する者は才に隨つて職に叙すべしを命ず。

三年(西一四七二年)命じて典視廳を文廟の傍に建てしめ以て享祀新異の所と爲す。是に大司成李克基の請に従ふたり。

五年津宮を重修し石を築きて以て之を環す。

六年(西一四七七年)命じて津水を還葺し以て古制に復す。大學生樛子厚の請に従ふたり。

樛子厚の疏に曰く國家の都を定むる初に津水を築開せるは一に古制に開りたるなり。先、宮城を増廣し、たるに依り津水を缺けり臣等嘗て封章陳請するに、世祖の教に曰く學に津水なきは正に是れ禮典なりと、今宜しく津水を還葺して以て古制に復さることを請ふ。上、之に従ふ。(補)上、右議政金瑬に請ふ曰く津水の復舊を命せしと雖も然も工役重大にして且、先王の所作を輕改すべからざるを恐るものなり。還曰く成均の勝地は今東津水を修め而して西津水は宮城に割入し而勢側偏不正なり萬一軍使講學の時瞻視に妨あるべし、庶恩慎曰く昔華使金瑬、風俗の善きを盛に賞し成均館の基地は人才輩出の地なりとせり。今西洋を缺くは誠あるべきを恐る、なり。上、以て然と爲せり。

秋に尊經閣を明倫堂の北に建て内殿の五經四書各十冊を賜ふ。又典校署及八路書板所在の地に諭し打印進講して送らしむ。是に於て經史、百家諸子、雜書並に前本館所儲のもの無慮數萬卷なり。司憲、學正各一員をして出納を掌らしむ。

(補) 韓明詔の啓に曰く成均館は乃ち人才を養育するの地なり而して書籍なくして讀むべきは是れ大なる
欠事なれば宜しく經書子史を印刷して閣を立て之を藏し諸生をして隨意抽覽せしむへしと、上、之を
允じ、明詔、自ら立閣の費を出して之を助く、

八年秋八月(西一四七)七年上、成均館に宣王に擇奠し大射禮幸し文を行ふ、(韓文公傳)
九年夏四月甲午(西一四七八年)上、成均館に幸し文宣王に酌獻し養老乞言の禮を行ふ、諸臣各々陳戒の辭
を進む、上曰く内、色荒を作り、外、禽荒を作り、甘酒を嗜飲し、設宇靡唐に此れ四失なり、予、自ら警
むる所、全諸老の言を所、皆修身治國に切要の言なり予、當に服膺して夫はさざるべし、

十五年(西一四八四年)致に曰く學校は風化の大源にして賢才に國家の利器なり、然るに成均館生の儀禮の
豊かならざるは予の崇重の意に非ざるなり、田、四百頃を給ふ以て其の用を賒にし州府郡縣の學にも亦
給するに差あり、

(補) 二十年(西一四八九年)上、勝國(高麗)名儒崔冲、崔惟善、崔簡を文廟に從祀せしめむと欲し禮曹、弘
文館に問ふ、皆對へて曰く三人は文章、道德、一世の依歸なり然る國學に從祀するは則ち過ぐるに似たり
且其の御廟に奉祀するは可なるべしと之に従ふ、

二十三年(西一四九二年)の成均館に米布を賜ふ時典庫吏、米若干を消耗せしを以て有司之を追償せしむ
欲す、上、曰く國小なりと雖も豊登賢の意に之しむる其れ追償す可物はと、仍て布五百餘疋、米三百餘
石を大學に賜ふ又學田を賜ふて館中の需要に備へしむ、同知館事李克培の啓に曰く今聖恩を承り米、布を
多く受く酒食を備へ朝中の文士及諸儒生を聚め以て斯文の啓事を爲されんことを乞ふと、上、之を允す、
是に於て文士明倫堂に大會せり、上、承知を遣はし内閣及御厨の珍味を賜ふ、

秋八月(西一四九二年)上、成均館に幸し文宣王を祀り儒生を大饗し諸生に語さる曰く秋酒は固より亂に及
ぶべからざるも今日の事は實に崇儒重道の意なれば其れ各醇飽せよ、仍命して律宮を重修せしむ、(韓文公傳)
始めて文廟位版の楹楹を設く、

臣謹みて按ずるに文烈公封事に中國文廟に主を設くるも尚たと云ふ則ち我國は位版に楹を用ふ
るは中國の規に非らずと雖も自ら一制度を成せるなり、

始めて文廟の儀草を設く、尹孝孫の言に従ふなり、時に孝孫中朝に質正し返りて奏に曰く中朝の先聖先
師を奉ずるに皆儀草を設く然るに我國は常地より奠す實に尊敬の意に違ふを以て問朝の制に依り之を行ふ
べきを乞ふ、上、之に従ふ、

臣謹みて按ずるは夫聖學洪普益の記に曰く五聖十哲の祭は儀草あり、座に交椅あり、位版に楹あり、
實に館事廣川君李克培の之を爲したるを知るべしと云ふ、豊孝孫始め之を請ひ克培之を
終成せしものならむ、

二十五年(西一四九四年)安原を以て大司成と爲す、塚、學宮法監にして問閣と製に相混ざるを思ひ附近の

民家を買取して其の基を拓き西泮水を以て限りて爲さむことを請ふ。上、之を許す。
中宗元年(西一五〇六年)文廟を重修し位版を還奉し博士以下の官を復置し、中外に令して大に學校を興さしむ。是より先、燕山君文廟位版を撤移し成均館を以て遊宴の所と爲し博士以下の官を廢止したり。上、既に即位せらるる皆復舊す。

瑞宮臺石を撤し、津宮の修築を命ず。

(補)六年(西一五二一年)學を興る。上、親しく先聖に酌賦し明倫堂に退御せられ諸生と共に經旨を講論し、教に曰く經術は本にして詞章は末なり、今世の士は皆末に趨り本を究めず、横經問難(質問應答)の後三所に分ちて講經し以て士を取るへしと、仍ち學田百結を賜ふ。大司成司崇祖、諸生を率ひて庭を上して謝し、懇目十歳及び性理淵源最要を進む。上、覽て前して之を善とし命じて兩書を刊行し朝臣に領ら崇祖の言を加へ金帶表裡一襲を賜ふ。

(補)文廟に廟庭碑を立つ中朝の制に倣ふなり。

十二年(西一五二七年)備置趙光祖の啓に金宏弼、鄭汝昌を褒贈し以て士氣を厲むべきを請ふ。

趙光祖の啓に曰く今の學術甚だ振はす館中儒生其の立志甚だ卑なり、夫れ洋宮は人才の出づる所なるに傑特せる者見はれざれば則ち安ん國の爲身を忘し慷慨獨立の者あらんや、士習の頹廢せるは是れ大患なり、變化の道豈其の方法なからんや金宏弼、鄭汝昌の如き者を持に褒賞を加ふれば則ち斯文を扶植する

に庶幾からん。

秋九月(西一五二七年)高麗侍中鄭夢周を又贈正從大夫、諡曰忠宣

○成均館に主田、穡獲(奴婢)を賜ふ。教に曰く學校は風化の源にして人才の府なり、國を爲すの道此より重なるは莫し、今此を以て人才を養育するの費として賜ふ。

(補)二十二年二月(西一五二七年)上、文廟を修築し仍ち尙室に出御せられ親しく簡を讀りて明、中樞、左右相及右侍諸官に賜ふ與に經旨を討論し儒生の文表に稱揚せざる言には第を賜ふ。

二十九年秋九月(西一五三四年)上、成均館に幸し大射禮を行ふ、以禮記

三十年(西一五三五年)上、成均館に堂場を賜ふ。場は楊根の南にして弘道廣州に至るの境に在り周圍二十里なり。

(補)明宗元年(西一五四六年)京外に學校節目を置つ。

節目、一、文官にして其の學行の節表となるべき者及經學に精進せる者に各別に選擇し可成以下與位以上品毎に一員、四學堂教授各一員を各選人員として教誨を専委し作成の致簡著たる者に起問發疑して以て其餘を節む。○居節の生員進士及寄齋四學の儒生の讀書日數に大學一冊、中庸二冊、論語各四冊、詩書春秋各六冊、周易傳記各七冊を以て定限と爲し、或は過讀し、或は分詞を書毎に始詩及三皇讀を其名の下に録し毎月初旬に禮曹及成均館室上、相會して讀書に依り其の通、略、粗、不を考査し式年夏初

學校考二

に四書一經以上を分數通計し優等五人を會試に直志せしむ。寄書及び四學の儒生は毎月初旬に中學禮曹
郎廳に聚會して成均館長官、四學官員及給次官、其の四書を考讀し分數通計し優等十人を生員進士試
に直志せしむ。時に居縮志學の者に入講を許し分數の内に通讀せられざりし者あるは優等例に置かず
其の中に備後にして卒業せざる者及考讀に引き續き通讀せられざる者にして生員、進士等三時は論讀し
寄書及四學の儒生なる時は到記(出席)より削名し三朝に限り復賜を許さず。○一、鄉學勸課の方法と
して生員進士の中、年徳あり訓導すべき人に各道の管司をして歲首に薦舉啓聞せしめ禮曹は該才の有無
に拘らず隨に隨處を填補し其の中樂まざる人は所在の管令をして就任を敦勉せしめ教讀成教のものは監
司をして啓聞せしめて論讀し、或は責勸に任し、或は才に隨に取用して働むるを知らしめ、校生の年三
十を過ぐるも一書に通せざる人の外は該員に充てずして自重を知らしむ。○二、童蒙訓導に當るべき人
は勿論、士族庶民、現設六員の外に四員を加設し士族及凡民の子弟にして八九より十五六に至る者を察
め、先づ小學を誨へ能く句讀を明にし稍文理を習せし後次に大學、論語、孟子、中庸を教へて學に際せ
しめ、禮曹は毎等考讀して訓導の勤慢を知り、正從九品は各一の階降を加設して除授し、地方は郷毎に
學長を置き古例に依り教誨せしめ之を郷校に隨し監司巡行の時學長の最勤者を賞擧し隨宜勸課の可否を
論讀して憑考と爲す。

七年秋七月(西一五五二年) 上、學校の廢弛を憂ひ副廳教李浚を以て大司成に擢拜す。

八年夏六月(西一五五三年) 大學に田を賜ふ。

宣祖二年(西一五六九年) 成均館の倭因新米の數を察せ、初め成均館は士の新に登第して入館せる者を名
けて曰く新米とし多く倭府の習あり。是に至りて高麗宰相の妾に曰く士の朝に立つや宜しく先づ禮敬す
べきなり。夫れ宰相の士は科擧を以て念とするにあらず。故に或は冠裳を以て其の威儀を喪はしむるも
のに於てこれを察に當を以て相接する道に非らざればは、嗚呼之を哀せられむことを。是れ由り其の弊少し哀
ふ。

七年貢正官趙憲、其事を以て先聖以下の位號及文廟の號を改め以て嘉靖の制に準ふべきを請ふ。報へず。
趙憲の封事に曰く漢平帝の時に王莽、謬りて先聖を尊かしめ褒成宣尼公と稱せし。唐の玄宗始て諡し
て文宣王と爲し、顔子以下を公侯伯と秩稱せり。其の封公、封王の者は夫子に於て所謂君君、臣臣、父
父、子子の道に則ち一切尊亂にして而して聖人を尊尊し以て天下を欺くものなり。管子の語はらく
家臣の許を責め大夫の費を易へるもの其れ安んず斯の名を言せんか。況んや皇帝と自稱して而して以て
臣子を封したる者に強いて王を加へたるは尤も聖人を尊ぶる所以にあらざるなり。臣竊に嘉靖中に文宣
王の號を至聖先師孔子之位と改題し顔子以下俱に改め爵名を去り廟額は大成殿とせす、先聖廟とし、千
載の誤りを一洗したるに我朝は久しく陋を襲ふ。誠して改むるを當然とせざらんや。

十五年(西一五八二年) 大提學李珂に命じて學校事目を作らしむ。

學校考二

を音賦せらば高僧幸甚に之を建て、開倉堂は丙午に成り、東西の夾室及諸學舎は次第に修改されたり。十國宗室(西一六三六年)文廟位版を開元寺に奉安す。時に上、兵を南漢に遣はらる。や大學生進貞俊は典儀部信對等二員に五部十番の位版を奉して行在に遣し遂に寺中に權安す、進士聚會する者六人にして食堂を設く。大學に在る時の如し。

十五年(西一六三七年)文宣王位版を大成殿に復奉す。當官李楨、尹亨、申敏一等南漢より陪還せり。十六年(西一六三八平)上、將に文廟に謁せしも昔に兵亂を経て儀制備らざる、知事尹斯上疏して祭服を製し舊を舊へて行禮すべしと請ふ。

尹斯の疏に曰く祭とは禮節に交る所なり、祭するに禮を以てせざるは祭せざるに如かざるなり、今版下將に聖廟に謁せらるるに蓬豆の間、通廊の邊を杖を以て從事せらる、事は實に足れ安からず、若し祭服を造成して自ら、簡率の誠を免るべし。上、之を許す。有司の奏に曰く財力窮竭して祭服を製造する能はず。乃ち黒田領を以て行禮せらる。

文廟の用事が停止す兵亂由りて定りたるを以てなり、孝宗三年(西一六五一年)上、文廟に謁試し仍舊城の制を定む。宗廟三年(西一六五三年)書室を津宮に建つ。大司成李一和の言に成宗の習に津宮、書室落成す。あるは時の洪貴走、成祖御序記板本にありて今流傳するに在らざる。今宜しく復死し以て祖宗の故事を追ふべし。之を従ふ。

(補)是より先、全羅南道沿海諸島に列聖廟より成均館に賜ふ其の役を以て義士の費に充てしめたり。其の後皆諸宮家の奪ふ所となりたるを以て大司成金益英より其の事を白す。上、直に命して本館に還屬せしむ。六年(西一六五五年)成均館に銀盃二具を賜ふ、手札を以て當官及儒生に示して曰く舊典に續きて特に銀盃を賜ふ。之は以て侈を以てするに非らず其の久きを欲するなり。酒を以てするに非らず其の和を欲するなり。惟爾師生は用きて厥の義を彰し。式は敬して昏る勿れ。

九年六月(西一六五八年)命して大司成曹漢英を罷免す。時に大學諸生は各別齋名義を以て食堂に分坐す。正言金益廉は其の掌務官なる食堂監視者の罷免を請へり。上、曰く此は師長の責なり戒飭せざるべからず。とし漢英の職を罷免す。十二月(西一六五八年)漢書を以て兼祭酒とす。學官に

十年(西一六五九年)大學に書料を賜ふ。兼祭酒宋漢書の請に従ひしなり。仍政院に命して自今凡そ書冊を賜ふ毎に太學に一件を送るべし。

顯宗四年(西一六六三年)太學生に命して序尚の禮を行はしむ。五年秋九月明倫堂の西に至聖堂を建つ。貞宗元年(西一六七五年)有司に命して凡そ孔氏の大聖後裔なる者には七般賤役を許除せしむ。

七年(西一六八二年)上、成均館に幸し宣旨に命ず。教に曰く近年以來學校の政、廢弛せり、須らく修明したる後に於て士習を正うし、人心を淑くべきなり、其れ大司成をして先正臣李珣所著の學校模範を取り以て今日の應に行ふべき者を參考とし正行を講うへし。○感官、文廟東西の夾門を改め並、南向の制を用ふべきを請ふ、時に將に聖廟の東西廡を造らんとするに夾門は其の下に在り故に是の請あり。命して大臣に議せしむ、領議政金壽恒の以議に曰く聖廟は本使して燕に入り山海關に到りて聖廟に展謁せるに内外門に皆左右の夾門あり、而して皆南向の制を用。彼の文物昔時と異なりと聖廟宇は皆明朝の創建にして京外學校は大小の別はふるも其の制度は必ず太學に倣ふて之を爲せり、我朝文廟の東西夾門の制は其の據りたる所を知らざるも今明朝の例に依り南向に倣へるは義理上不可なきか如し。上、命して其の議に従はしめしむ幾くもなく南廡添造の役を停止せし故東西の門も亦改めず。

(通)侍講官林漢、筵の啓に、去年大司成李敏宗の陳達せる養士節目のあるに因り請を定めて之を教へたり、今に至りては舉行せるを聞かず、宜しく申仰して舉行せしむへし。知事閔維重曰く大學の古規に養賢庫の米、菁、魚、醢は専ら養士の用と爲し、西壁所儲の奴婢、資木及魚税は儒生の別味及資格の資に用ひしなり、近來奴婢、木及他税の收入漸く前に如かず、實に支へ難き勢に有り、而して市肆の魚物、蔬菜を無理に收合して以て儒生に供するに至りては本より正當なる道理にあらず、臣前日の所陳に依り、或は戸曹に於て旬管し、或は別に料理して養士の具をして常に儲蓄おらしめたる後に於て始めて節目を

講定すへし。上、曰く太學は賢士の開する所なるに養士の道、是の如く太た薄し後日、筵中に於て大臣に問ひ、變通の途を講ずるを可とす。林漢、因て教養節目は儒道に深明なる人及大臣と與に之を議して講定し朝家より、之を講定したる後就問して増設せしむべきを請ふ。

八年夏五月(西一六八二年)公伯察等十人を聖廟より歸し、朱將樂、伯揚時、文質公羅從彦、文靖公李爾、文尚公黃益及本朝文成公李珣、文簡公成渾を文廟に從祀す。文廟正位
九年(西一六六三年)成均館の傍に別廟を建てしめ以て昔の太學生輩養、唐の太學生他蕃、宋の太學生陳東、歐陽澈を祀らしむ。均館後
十三年秋九月(西一六八七年)上、成均館に幸し宣旨に命し有司に命して從享諸賢の孫を録し冠履を世襲せしむ。

十九年(西一六九三年)上、命して靈光郡諸島漁樵の税を成均館に賜はり以て養士の資と爲す。
二十年夏六月(西一六九四年)復、文成公李珣、文簡公成渾を以て文廟に從祀せしむ。文廟正位
二十八年(西一七〇二年)儒生通讀の規を復す。大司成金鎮圭の言に従ひしなり。

○始めて靈廟を南廡の祭に用ひ、位版の楹を改造し簋豆の備はさるものを修む。大司成金鎮圭の之を請ひたるなり。

三十三年司賻舊基を以て成均館に賜ふ。時に本館の典僕其の數漸く多し而して津村甚た狹少にして容接し

能はざるに依り是の命あり。

三十五年春(西一七〇九年)命して成均館の儒生を供饋する時には女僕を使ふ代りに男僕を以てせしむ。

三十八年(西一七二二年)復、寄齋儒生を増置す。是より先、大司成李濟之の疏に因り寄齋生十人を減し只十人を留めしも是に至り復、之を増して二十人と爲す。大司成閔鎮遠の之を請ひたるなり。

四十年秋八月(西一七二四年)朱朝六賢を以て大成殿に陞配す。文廟に

(補)殿宇を改造せず稍、床椅の制を殺するも之を奉安す。

四十三年夏五月(西一七二七年)文元公金長生を文廟に從祀す。文廟に

○文廟の從祀の諸賢は功臣の例に依り其の子孫をして五世祀と雖も遠く遼廓せしめず。

英祖三年(西一七二七年)命して太學典儀鄭信國、朴魯美の門を扉す。崇禎丙子の亂に信國等五聖十哲の位版高麗王廟にを奉して南濱の行在に達せり、仁祖之を嘉し特に米布を賜はりしも是に至り、上、命し其の門を旌表す。

七年(西一七三二年)成悅、祀安、林川、保寧、結城五色の浦頌の役を以て成均館に賜せしめ以て養士の需と爲す。

八年夏五月(西一七三二年)上、御筆を以て三條の戒を書して太學諸生に示し、仍命して明倫堂に掲げ諸生をして朝夕觀省せしめ又物賸を賜ふ。諸生、之を上して謝す。御筆に

十年夏五月(西一七三四年)命して儒生孔宗深を注官に擢せしむ。宗深は大聖の後裔なり、其の先祖高麗の末に、既系高麗を持して東國に來り是に至りて宗深、注官に遊學す、上、之を聞し別に厚料を給す。

十六年秋九月(西一七四〇年)上、命して成均館に賜りたる田を地部に還屬せしめたるものを復、本館に賜ふ。

(補)八月(西一七四〇年)卒業の後、大司成に命して月に三度太學に至り諸生に勸課し、問禮の強階學の法に倣ひ式年毎に諸道をして各、能く五經に通する者一人を推薦し太學に入らしむ。

(補)七月(西一七四〇年)太學生を廣達門外に召し饋饋諸道を賜ふ。司廟の故事なり。

(補)御製宣讀文に曰く彼の太學を修むに先聖廟に在せる十哲諸君にして大賢諸君たり。昔の賢國書は濟々たりしに今の太學は本を捨て末を移り、方冊、前に在り宣讀心漫たり、顔行後先の儀在り、爾等此の論を讀みし、尊聖務本、成、正に歸り昔年の宣讀を違ひし爲言を禁し爾諸生は國子の長たるを示すよ。十八年春三月(西一七四二年)上、御筆を以て注官に書さし曰く則にして而して此ならざるは乃ち君子の苦心なり、此にして而して則ならざるは實に小人の私意なり。前段は是れ強調にして後段は乃ち今時を諷し弊を免らしむるの意なりと。仍、命して碑に刻し注水橋傍に立てしむ。○大司成に命して大學生製誦節目を改定す。學務司の太學儒生を増置す。初め居齋の儒、常に二百人を以て限と爲したるは蓋し因與なるに、中間經費の不足を以て減して七十五人と爲したるを是に至り、上、命して百人と爲す。

十九年四月(西一七四三年) 上、成均館に幸し文宣王に酌獻し大射禮を行ふ。大射禮、○五月に六一閣を享官廳の西に建つ。大射に詳せり。

(補)續大典に毎年春秋に禮曹、戶曹、工曹の郎官は文廟を奉審し頓處あらは修改せしむ。

二十三年春三月(西一七四七年)儒生冠衫の制を行ふ。儒考に詳せり。

二十五年十二月(西一七四九年) 上、勸學の給音を下し明倫堂に掲刻し以て諸生を戒しむ。勸學に詳せり。

二十六年(西一七五〇年)均役廳に命じて年に錢二千緡、綿布九百餘匹を成均館に賜はり以て供士の需と爲す。初め大學には漁鹽稅錢及奴婢賣布あるは蓋し列朝の賜はたる所なり。是に至り朝家に於て均役廳を新設し諸道の漁鹽を管理せしめ又奴婢身賣を減したる故に是の下賜あり。

(補)命じて京外新刊の冊を刊印するに隨ひ大學に送ることを定式とす。

三十二年春二月(西一七五六年)文正公宋時烈、文正公宋浚吉を以て文廟に從祀せしむ。文廟に詳せり。

四十年夏五月(西一七六四年)文純公朴世采を以て文廟に從祀せしむ。文廟に詳せり。

○十二月命じて館、學、齋任薦望の規を改め以て鄉儒と差あらしむ。

四十六年(西一七七〇年) 教に曰く今開くに學校に前朝太學に於て受業したる者を問へたるに數百を以て計ると噫、我東君は師道たる能はず。今春擇業の執事、様を成す能はず噫、才は異代に借らす呼喚、安文成、豈獨り麗朝のみに在らんや國子を申飭し長らく實效あらしめよ。文廟に詳せり。時、此の語を録す。

(續)四十七年(西一七七一年)備忘記に夫子は萬世の師なり此後は凡て文書に孔聖を稱する處は尊書して以て子の暮年に大學を誦せし意を表す。

(續)正祖五年(西一七八一年) 傳に曰く居齋儒生の定數を百を以てするは新に規定したるにあらず、前年に本館の節目を釐正し久遠なる故例を申復したるものなり。近頃、儒生にして入城する者、定數を超過する爲洋中に留滞するを免れずと聞く。是豈、前日申飭の意ならんや。食堂百口の古例は何時に始まりしものなるや本館をして草記を詳考せしむべし。成均館の啓に曰く廢録を取考するに居齋儒生の百の定數は先朝壬戌に始りたりと上、之に従ふ。

(續)六年(西一七八二年)典僕の居外者を申禁す。

(續)二十二年(西一七九八年)御題を洋宮に下し儒生を試験し親等人を召し法禁を宣す。世宗朝に書鍾を賜ひ、孝宗朝に銀杯を賜ひたる故事に遵ひ特に常御銀杯を撤して之を賜ふ。其の腹に篆して曰く我に嘉寶あり蓋し鹿鳴燕賓の禮を以て士を禮遇するなりと。

は諱を犯せりとなし至聖と改稱し元武宗は諱を加へて大成となせり。我國亦之れを遵用す。元武宗の初年に猶成宗のとき加諱すべし

大明嘉靖に文廟舊法を廢改す我國亦遵行せんを欲す。文純公李滉曰く聖人の徳は身贈を以て加損せらる所あるなしと雖是の號を以て尊崇せしこと久しく程朱の大儒も亦異議なかりしなり今輕改すべからず。宣廟朝の文烈公趙憲、上疏して嘉靖の制を遵用せむことを請ひ。其の後文忠公李廷龜又廢改を請ふて曰く宣の諱たるや一行の偏に過ぎず大成は樂の一終にして孟子の孔聖を尊稱せしは乃ち假設の辭なり、丘潁は孔聖の靈必ず其の諱を受けるを首せし其の言誠に然りと。文貞公申欽之れを批難して曰く洪武の初に天下凡て徽號城郭封號を廢正せざるなきに獨り文宣王の廟號は改めざりしものなれば輕改すべからずと云ふ。

顔子の配享は按ずるに王氏續考に唐睿宗太極元年西七百配享とあり馬氏通考及丘氏補大明集禮には晉魏正始七年に配享せしとあり。唐太宗貞觀二年西六百又配享と定むとあり。東國は魏朝より已に配享せり續考に唐玄宗開元二十七年西七百登國公を贈り元の文宗至順元年西一千に諡して復聖とし我國亦之れを遵用す。

曾子の配享は按ずるに、王氏續考に唐睿宗太極元年配享とありて馬氏通考丘氏補は晉高宗總章元年西六百配享とあり、東國の享祀は我が太宗七年西七百に在り。續考に宋の度宗咸淳三年西一千鄒國公を贈り

元の文宗至順元年西一千に在りて宗聖とし我國亦之れを遵用す。

子思の配享は按ずるに、王氏續考に宋の度宗咸淳三年鄒國公に封し配享とあり馬氏通考及丘氏補には宋の徽宗大觀二年西一千に從祀し元の文宗至順元年西一千に諡して復聖とす。東國の享祀は我太宗七年西七百に在りて符法は亦中國の號を遵用す。

孟子の配享は按ずるに、王氏續考に宋の勳宗元豐六年西一千鄒國公に封し、七年に配享す、元の文宗至順元年に諡して復聖とす東國の配享は按ずるに歷史に孟子は西魯に在りて十哲に比ぶとありて則ち猶ほ配享せるるにあらざりき。我太祖の朝に凡ての從祀を一に中國の制に依りたれば孟子の隆配も或は是時にありしならん。

十哲の從祀は唐の玄宗開元八年西七百に在りて東國は麗朝より從祀す。

濂溪周子、明道程子、伊川程子、橫渠張子、麻庵朱子、五賢の從祀は宋の理宗淳祐元年に在り。唐節節子の從祀は宋の度宗咸淳三年西一千に在り。東國は我國に入り始めて從祀し而して高麗甲午西一千に從祀して殿上に隆配して十哲と與に同位せしむ。

左丘明等諸儒の從祀は唐太宗貞觀二十一年西六百に在り東國は高麗肅宗の時に從祀す。

七十子の從祀は按ずるに、大明集禮に曰く漢明帝大卒を以て孔子及七十二弟子を祀ると此れ弟子從祀の始なりとす。然も馬氏通考及丘氏補に曰く開元八年西七百司業李元璣孔門弟子を以て從祀することを請ひし

も只十哲及曾子を祀れりごあるを以て開元の時には七十子に從祀せざりしなるへし。後唐の長興三年西九年西三四子博士蔡同文の奏を用ひ始めを七十子の祭を設けりごあり而して同奏文に曰く舊規に准せむことを乞ふごあるを以て其の從祀は已に後唐の前に在り。又開元宋の開元禮の議を按ずる國學に顔子等七十二賢を以て配一ごあり、東國は高麗肅宗の時從祀二ごす。董仲舒、從祀は王氏續考に大明洪武二十九年西一千三百年西一に在りとし又元文宗時に在りごす。東國は我太宗朝に從祀三ごす。

韓王の從祀は宋の神宗元豐七年西一千年西一に在り。司馬光の從祀は宋の度宗咸淳三年西一千年西一に在り。張栻呂祖謙の從祀は大明憲宗及王氏續考に宋の理宗景定二年西一千年西一に在りとし而して續考には又元仁宗景慶二年西一千年西一に在りご云ふ。東國の從祀は當するに高麗史に此四賢は皆祀典に記載なく、我太祖即位せられ文廟の從祀は一に中國の制に依りたれば四賢の從祀も或は是時に在りしか。

胡安國、黃澆、真德秀の從祀は所載未詳二年西一千年西一に在り。東國の從祀は當に正統の後なるへし。文烈公題志の封事を按ずるに明朝從祀諸賢の我朝享祀に加はらざりし者を詳に論せり、而も三賢にして一つも見えざらに其れ已に祀られしは明なり。皇朝千成西一千年西一弘文館の啓辭撮要に被らざりしを以て三賢の從祀は近世に在りと疑はしは則ち誤なり。

楊時の從祀は明の孝宗弘治八年西一千年西一に在り東國の從祀は下に詳なり。

許衡の從祀は圖書籍及王氏續考に、元の仁宗皇慶二年西一千年西一とあるも、而かも大明集禮には元の武宗の時在りと云ふ。東國の從祀は下に詳なり。

羅從彦、李白、黃勉及東國諸賢の從祀は下に詳なり。

皇紀年代は右の如し而して從祀の真は漢朝に至り始めて大白せしを以て其の附國(前朝)と異なるは固より然り而も固に明朝の祀典と異なる者あり公議して其同輩を考出し左に列録す。高宗壬戌西一千年西一に位次を廢止したるもの有り故に之を附録す。

漢の后倉、隋の王通、宋の歐陽修、周燾、陸九淵、明倫、胡居仁は明朝の從祀せし所なるも我國は從祀せず。明倫は附録す。

文質公羅從彦、文靖公李白、文獻公黃勉は長治禮部議長西一千年西一に從祀せしも明朝は祀典に列せず。

長山侯休放、內黃侯蓋瑛、中牟伯鄭崇、真鄉伯眞瑄、高晉伯鄭玄、崇陽伯嚴暉、新野伯范雍は明朝には從祀より稱して祀に祀れるも我朝は仍從祀し其身位等、當世禮部何、考城伯劉向は明朝には皆從祀せしが我朝は仍稱せず。

壽長侯公伯安、壽陵伯荀悅、任城伯何休、酸陽伯曹真、扶風伯馬融、司空公、假歸伯王筠、司徒柱頂、臨川公吳澄、海川侯申黨は明朝の嘉靖に稱享し我朝は崇宗壬戌西一千年西一に稱享す。

(補)宋の董仲舒は清の康熙乙未西一千年西一に從祀す。秦冉、顔何、邊綬、林放、鄭玄、范滂は並て清の雍正

甲辰百一十七首に復享し周の縣賈、牧皮、樂正克、公都子、萬章、公孫丑、漢の諸葛亮宋の尹字彞の了翁
黃餘、陳淳、何基、王栢、趙復元、金履祥、許謙、陳詒、明の羅欽順、蔡清、清の陸隴其は並て雍正甲辰
西千七百に從祀す。

(補)臣謹みて按ずるに范仲淹以下の從祀は文蹟の東來するに及ばざりし故に原編に闕きたりしも今茲
に插入す其の中黃餘は本朝前宗朝に既に從祀せり。

宗聖公曾子、亞聖公孟子は高麗には十哲の位に在りしも我朝は降配し顔子、子思と供に并祀す。以下は我朝
に從祀す。

述聖公子思は高麗には祀典に記載なきも我朝は顔曾と共に并祀し成都伯楊雄は高麗には從祀せしも我朝は
黜享す、道國公周敦頤、豫國公程頤、洛國公程頤、新安伯邵雍、邵伯張載、徽國公朱熹は高麗には祀典に
記載なきも我朝は殿内に降配せり。

鎮平侯公夏首、豐稟侯后庭、富陽侯顏祖、梁父侯公肩定、柳城侯鄭單、頤城侯秦祖、新鄉侯黎父黑、樂平
侯原元、昨城侯慶淵、建城侯張欽、廣川伯董仲舒、昌黎伯韓愈、溫國公馬光、嵩陽伯楊時、建寧伯胡安
國、文質公羅從彦、文靖公李昉、華陽伯張栻、開封伯呂祖謙、文忠公黃餘、崇安伯三沈、浦城伯真德秀、
魏國公許衡は高麗には祀典に記載なきも我朝は從祀す。

頤城侯秦祖、馮翔侯秦商は我朝の祀典に在るも高麗は只頤城侯秦商を祀り爵號及人名相違す。

建寧伯胡安國、華陽伯張栻、崇安伯三沈、浦城伯真德秀は位次、序を失し壬戌に廢正す。以下は我朝
に從祀す。

益都侯樊須、鎮野侯公肩定、千乘侯梁肅、臨沂侯冉孺、沐陽侯魯季、濰陽侯漆以彰、高宛侯
漆驥徒父、鎮平侯商澤、富陽侯任不齊、平平侯公良儒、新昌侯秦冉、梁父侯公肩定、柳城侯鄭單、新鄉侯
黎父黑、中鄉伯左丘明は西廡より東廡に移す。

濰陽侯司馬冉、平陰侯有若、東阿侯榮馬旆、陽谷侯顏辛、上高侯曹節、棧江侯公孫述、馮翔侯秦商、雷澤
侯顏高、上高侯景雲亦、成紀侯石作詩、鎮平侯公夏首、豐東侯后庭、濟陽侯奚空威、富陽侯顏祖、濰陽侯
句非彌、頤城侯秦祖、魏氏伯杜士奇、溫國公馬光、魏國公許衡は東廡より西廡に移す。

從祀の同異及位次の誤正は右の如し而して從享時の事實を畧擧し以て左に録す。

太宗七年(西千七百)高麗國公曾子、道國公孟子を先聖に配享し子思を十哲に躋せり。時に成均館上賓して之
を請ふ左政丞河崙亦獻文し以て請ふ。上、之に從ふ。

成均館議文に曰く宗聖は魯に賢も故に學は確然たり。久しく三省の功を加へ勉むるに篤實を以てし、一
を聞くに及んで言を費さ高麗を移む。述聖は聖人の孫を以て君子と爲り、堯舜相傳の意を推し學ぶ道の
自りて來る所を明にし交詢する。聞きたる言を實して言を著し以て教を爲す。嗚呼微言已に絶ち大義亦乖
る。千載の間而自し三家の說紛紜す。向し若し廟學の作に非らざれば性理の源、復た明さし難かりし
なるべし。斯く宗聖の成功有り。豈偶然の群弟と向うべきや。唐以茶乳樂の道は崇文廟の規模を立

てし、或は禮究の末、詰ならざるありて、而して其秩序を失せり。但し顔孟を迫り祀置るに非し、曾思を降して祀祀の列に置り、後、宋、元、皆皆、思を尊、符に國公の符に封し、以て天子室に請せしを以て累朝の儀事始めを完うせり。先聖の道統、靡らざるを、上國亦言へずして、亦く違ふ。何れぞ我が小邦、獨り行はして自ら廣うせんや。且に前上の廟に、是れ又斯道の傳を誤れり。伏望、善を崇み、義勇を圖きて、徳を尊官に會して、學宮に即き、參詳を草し、一は、官守を尊にし、禮奠の祀位を正して、施行せしめんことを。名に正しく、言に類して、禮賢に負かす事、序を得、物、和を得、禮樂、興るべし。

禮官正し、而して、宗仲奇を文廟に從祀し、百無事を請ふことを以て、上、之に從ふ。又許衡を以て從祀する時、許衡京師に居し、同里に通り、夫子の廟に詣り、其の禮記陸渾の廟を見て、歸り、馳行せむことを請ふ。禮官の笑、又曰く、孔子は春秋の大徳を得、治世の禮樂を興く、性命に原き、人心を正し、功利を遠く、而して、徳は、名に知らず、徳は才を勝たず、天命一尊、禮に始るを要せし、善惡を混濁せし、卒に聖門に罪を得、法言は魯論の皮府を得たりと雖も、太玄は、同場の象象を致し、道徳は、蓋し同如するなり、文章を何ぞ、道に足らんや、唐より今迄、禮究の害なるるに、自ら、彼と去りて此の取り、邪正の宜しきを失す、是固より、神嘗て、禮を無きも、豈、楊氏に於て、徳あるを、徒、人を知るに、昔の邪を去るは、蓋ふこと、難し、禮を正して、七十子の後に、從祀し、禮を尊んじて、禮、千萬歳の徳と爲せば、小は、往き大は、來りて、貴賤、位を得、名正しく言、順にして、禮樂興るべし。

臣謹みて按ずるに、聖訓の從祀及楊雄の禮堂に、皆中國の制なるに、許衡之を遵用するを請へり、とあり、然るに、其の箋文には、以、宗仲奇の二を、宗仲奇を同く、豈、或は、敬意有りし爲ならむや、大聖學尹淮の文廟告祭文に曰く、江都相の正、讀問道の語に功、聖門に在り、若大夫の劇、秦美新の詩は、罪、名教に累す、元氏を、遂に、許衡有り、學行の質を致へ、以て、黜陟の公比に照し、禮官の政言に因り、遂に、楊雄の祀堂を罷み、竝に、二子を、用、廟に從祀せり、とあれば、則ち、衡の祀も亦、是時に在りしならん。

中宗十二年^{西一千五百一十七年}秋九月、高麗宮中、宗周を文廟に從祀す、時の大學生楊碩等、上疏し、之を請ひ、上、之に從ふ。

大學生楊碩等の疏曰く、禮堂、其祭斯道を啓借せし者一人も無きは、是れ東方の耻なり。惟ふに、幸に、皇天眷佑し、禮堂に、儒宗、宗周を生ず。思、草の貢に挺て、經濟の才を繼ひ、性理を研窮し、學、海淵博深にして、自得する有り、講說發達にして、與旨に默會し、先儒に暗合す。忠孝の大節は、當時を發動せしめたり。制喪立廟は、一に、家廟に依り、文物、禮堂は、皆其の更定せしものなり。學を建て、教を設けて、儒術を不興し、斯道を明かにし、後學を啓きし、東方に一人のみ、學を周程に比すれば、誠に、級有るべきも、功を周程に比すれば、殆んど、同じきものなり。宜しく、々廟に從祀し、東方、萬世、道學の重きを明かにし、而して、斯民の宗たる所を知らしむべし。

(補)宣統七年(西曆一千九百零七年)賀正官趙憲禮部に上書して聖廟の位次を質問す、其の略に曰く周程張朱は皆絶學の後に生れて遠く洙泗の統に接す、其の徳を論せば固より七十子の後に在らず、其の功を攻へば亦孟氏に下らざるを以て享配之列に隸すべきに似たり、然るに文中安定の下に齒る、楊遠山は既に是れ程門の高弟にして實に東甯道學の祖と爲れり、張南軒は業を五宗に受けて、五宗の父交定は亦遠山より少ければ南軒のなしたる學は亦是れ其の風を開きて興起せし者なり、而して之れ南軒を以て遠山の上に居り、豫章は直學に於て益々能く自ら師を得、嚴賓清高にして道徳を洞見す、延平之れを稱して曰く性、明に修む、完潔なり、廣大を以て之れを擴げ、仁恕を以て之れを盡とし、精深微妙にして各其の至りを極むと朱子亦曰く諸君力踐は任、重なるに其極に語れるは程公の如き者蓋し一人のみと二子の論、決して豫章に私するに非ざれば從祀すべきものなるに今迄に議せるものなし、李延平は豫章を師事して獨り異傳を得、靜庵謂して聖學に妙契し、循序窮理日に新に上達し、充養完粹して道徳範圍するに至りしものなり、之れを當世に求むるも殆んど尙比すべきものなし、朱子は天挺の資を以てす、雖も延平に追へからざるを以て亦首を之れに出入すること年あり其の一言の善あるに及ひたる後戎を擲りて室に入るとの狀と漸く平實に就くの時、南ながら其の進むるを嘉とし血して群經の旨を窮極して其端を略し、關と、繼問の業を學め以て成就せり故に朱子の師とす所の者蓋し三人ありしも洛淵の祀には獨り延平を以し、五聖六君子の下に奉る。世の學者孰か朱子の所好に阿らざるを知らざるや、而るに固も從祀の

典を闕くは何んぞや。陸象山は操持詳實、恬靜寡欲にして敬服する者無きにあらざるも其の講學を盡く廢し大拍して胡喚したるは惟ふに一時の英才に誤られたる所にして流弊益遠く良知の見を偏守し坐して頓悟の機を俟つに至らしめ、聖門所傳の博、約、明、誠にして須らく相互に進みて功を問きて之を講せず、彼自ら異學を以てせすと雖も其の實は華夏を率ひて慈愷に歸せしめたり、其の眩人塞道の罪を究むれば苟揚に過ぎるか如し、然るに彼を黜し此を隆したるは如何、呂東萊と朱子とは同心協力して斯學を講明し以て先聖の道を問ひ、西山は聞きて知りたる者なり、二賢の出は先後時を殊にするも西山、嘗て東萊を告して曰く成公の所傳は中原の文獻なり、其開明する所は河洛の微言なり、絕學を扶持して千載の功を有して英才を教育し數世の澤を有す、其の景仰して成發する者其の深きを審にしたるに在り、東萊を以て西山の下に位したるは是其の賤履して到る所、淺深有るか故か、抑も大事記の作を以て大學に意きたるに若かずこの義か、朱門の士論辨すること多し、雖も獨り黃直郷を稱して曰く明容端莊にして諸語淳篤たり吾道の証すべき者此に在り、吾黨無しと、其の易言するに及ぶ行狀を備述したり、其の師道に深契なるを知る可く、儀禮通解を著したるは其の能く師志を成したるを見る可し、又西山、嘗ての徒を得て相與に正學を力扶し以て後世を厲く、董氏の所謂勉齊先生は紫陽の正傳を得たる者と信して安らぎ、九語と同功の賢にして共に從祀者に列するを得ざりしは何んぞや。禮部諸公歎服して難する能はず。

(補)東寇せし後又封事を上して曰く臣竊に東西廡の列を見るに林放、蓬瑗、公伯寮、秦冉、顔何、荀況、戴聖、劉向、何休、賈逵、馬融、鄭衆、盧植、鄭玄、服虔、范滂、王雱、王弼、杜預、吳澄等は其の中に在らず。后蒼、王通、歐陽修、胡瑗、楊時、陸九淵、薛瑄等は皆列を與にせり。蓋し從祀の典は聖門に功あるに報ず、來學の嚮向を示す所以なり、秦冉顔何は未だ考ふる所なきも林放、蓬瑗は是れ升堂の列にあらず鄭衆、盧植、鄭玄、服虔、范滂も亦純儒にあらざるか故に從祀より黜せしも放の好禮、瑗の寡過は人の師と爲る可く。鄭衆諸人の習經の功は記せざるべからざる故に各其の郷に祀り。公伯寮は身、聖人の門ニ遊びしも宜て夫子の道を反て害せんとし。荀況は性を謂ふて惡なりと爲し、思孟を謂ふて天下を亂したりとし。戴聖は身を穢汚に陷し。劉向は神仙を喜ぶて羨し。賈逵は諛諂に傳會し。馬融は貧部附勢して塗黨の爲に詔を草し以て李固を殺し。何休は春秋を解するに黜周王魯を以てし、王弼は老莊を宗旨とす、王肅は司馬昭を佐けて篡魏せしめ。杜預は更となりて廉しからず、將となりて義ならず。吳澄は出處正しからずして學、又確に陷れり。是宜しく洙泗の列より擯へべきものなるに貞觀、元慶、正統の際、朝に良儒無く之を擇ふに替ならず。馬融、臨固、管、議有り弘治諸臣亦多く請黜せしも議竟に行はれず。世宗皇帝張學敏の言を以て斷然改正して前代の謬を一洗せしに我朝尙從祀に列す。當に議して黜すべき者なり。后蒼は始て禮書に註し而して大小戴の禮を續むて以て世に傳へ王通は正に近きを學む格言は極めて荀楊の道に到らざる處有り。歐陽修は聖道を扶け異端を闕きし功を朱子稱して仁義の人と

爲し。胡瑗の己に治人の學を傳ふる者も、隋唐の並利の言を洗す。當時は東帝に留道し、程氏の緒を獨り承けて下は漢、李に傳へ、具、朱子に及ぼし。薛瑄は純學に在り、馬力行其の道成り徳立つに益進み朝に仕へ高風大節齊誼に氣注し。與、諸講學は則ち後何故言、中葉の日星なり。弘治中の楊時を以て附へ。嘉靖中の陸陽、何遜を以てなく。我朝尙に請黜して之れに從ふべきものなり。陸九淵の學は講問を事とせず頓悟を専ら務む。當時朱子は固より其の説の害を爲すを憂ひしも、流傳益遠く人を惑はすこと甚しく世を擧げて熾然として學界に歸し。王守仁の如き教、橫説を爲し朱子を誣したる者なるに尙其の從祀を請むるは是必ず江西の人、見聞に習熟し、仕者の宗家由を力説し以て上に可從を諷り下は斯學を誤るに至れり、此の如き流は從祀すべからざるなり。

(補)王長後經理諸世徳の移者に曰く尙に文淵從祀歸附の論有り。尹根壽の表に曰く中朝諸朝の諸人は一々歴教す可からざる。魏其の尤も著明なる者と言はば一馬皇は漢製の爲に表を草して忠臣李固を殺し。所謂義聖に禮祭の宗なるに表は漢定と爲り。王肅は純學に在り、馬力行其の道成り徳立つに益進み朝に仕へ高風大節齊誼に氣注し。與、諸講學は則ち後何故言、中葉の日星なり。弘治中の楊時を以て附へ。嘉靖中の陸陽、何遜を以てなく。我朝尙に請黜して之れに從ふべきものなり。陸九淵の學は講問を事とせず頓悟を専ら務む。當時朱子は固より其の説の害を爲すを憂ひしも、流傳益遠く人を惑はすこと甚しく世を擧げて熾然として學界に歸し。王守仁の如き教、橫説を爲し朱子を誣したる者なるに尙其の從祀を請むるは是必ず江西の人、見聞に習熟し、仕者の宗家由を力説し以て上に可從を諷り下は斯學を誤るに至れり、此の如き流は從祀すべからざるなり。

其其の過なして、其の中樞は朱子も、其成は太儒と謂へしとせり。此の五儒を豊成なくして、禮記をへきや。王世貞も亦先朝の漢儒を黜せしこと、遠として、文鏡の如しと謂へり。夫れ漢を卑ふたる者は、宋を尊ぶ所以なるも、其の宋儒を晋宋に陥らしむるを知らざるなり。調語の學を以て傳へざりしなら、即ち明哲の二程、朱子の如きも亦何に依り其の義を僻釋せしかや。鄭康の如き者は、復は太學に祀するを可とすへしと、其の言は當然なり。公伯寮は子路を怨へて、聖門に罪を得たるものなれば、其を黜すは宜なり。秦冉顔何は千載の後何んぞ其の字畫の誤を以て其祀を罷むべきや。林放は禮の本を問ふて孔子其の問を大なりとし。漢伯玉は君子の稱を聖人に得て、皆聖門の許す所なり。豈其の禮を罷むべきや。吳澄は宋の恩を受けて身は胡元に事へり其を黜すは當然なり。而して歐陽修を以て、魯念に配し、祀するは猶可なるも、蓋し濮議の時に稱考し説ありしを以て不幸にして、趙章の追尊する所となりて此に至りたり。修にして若し知あらば亦必ず趙等の賢る所と爲りしに、然然として南廡の下に安んせざるべし。何んぞ中朝の祀典なるを以て盲従すべきや。又薛伯の議を以て陸九淵を従祀せり。我國は既に専ら朱子學を尙ふ。而して朱子は陸九淵を謂ふに明かに是れ彈なりとせり。今乃ち陸を従祀し朱子と與に兩廡の間に並列せしむるは其の可なきを見ざるなり。臣、嘉靖丙寅西一千五百五十四年京に赴きし時、例に隨ひ國子監に於て拜聖せり、其の時明朝の先儒は只薛瑄のみなりしなり。其の後、萬曆己丑西一千五百九十二年京に赴き拜聖すれば、追入せし者胡居仁陳獻章王守仁の三人あり。王守仁は則ち所謂良知を致すの學者にして其他は論せず。守仁は敢て朱子を以て楊墨に比せり。凡そ朱子を尊ぶる者は當に辭して之を闕きて祀なきに其の兩廡の祀に晏然たるしむるを忍ばんや。

光海君二年西一千五百六十一年秋九月、文敬公金宏弼、文獻公鄭汝昌、文正公趙光祖、文元公李彦迪、文純公李滉を文廟に從祀す。太學生任叔英等の疏に從ひしなり。

太學生任叔英等の疏に曰く天我東を存ふ、列聖相承け而後振作して人才輩出す。時に文敬公金宏弼、文獻公鄭汝昌、文正公趙光祖、文元公李彦迪、文純公李滉の如きあり俱に命世の儒にして遠く不傳の緒を承け、頌を出て、筆を授け、一時の山斗たり。前を倡き後を繼ぎて、長夜の日月たり。其の學を論すれば、漢洛關關、其志を語れば、堯舜君民にして、誠に稀世の眞儒、百代の宗師なるに尙書禮記の典を闕き、孝經の祀を享けざるは明時の大典にして士林の缺望なり。孰か此より大なるものあらん。夫れ性理才明、篤志力行義理の、學に沈潜し、高明の域を深造して、忠信篤敬、行動は禮義に遵ひ、絶學に存世の儒宗と爲れり。則ち金宏弼の學は鄭夢周の後一人なるも並、一世に生れ志同道合、禮讓、義を取り相與に磨礱して五經を明にし其の歸趣を究め、魯論を講して其の闡理を發し、義理の源を清探し、禮用の學を送り窮む。鄭汝昌の學は斯文に大なるものあり。趙光祖は慷慨有志、篤信好學、潛心主敬、本源を涵泳して研窮するものは貫徹して愈明く。善養するものは崇深にして愈厚し。洛建に紹緒し、涑澗に接響せり。其の己に治人の方を修め、繼往開來の功は眞に古聖人に譲るところなし。李彦迪は英哲にして人

に出で天意、道に近く、持敬功深、大に定力あり。致知誠意の地に高明悟疑し、日用動靜の間に探存省察して五成三省、己を治めて忿怒なり。十條八規を君に告ぐるに忿怒なり。則ち宜しく中國の嘉莚を被るべく。眞徳秀に比すべきものなり。李滉は大に姿容魁梧、充養淵安、眞に實識を知り。啓道登輿、啓蒙に傳授あり。天命に因説あり。性理學は以て明く、朱書に節要あり。理學に通録ありて造道の源、以て開にし、十圖の書は六條の要に至りては聖經を明かにし。異端を明くの説に非らざるはなし。四賢を集めて大成し我東方の考亭と爲りたる者は斯の人にならざる。

(種) 詩に文廟祀聖正の議あり。盧曹判書李廷龜の啓略に曰く本國文廟の從祀は大朝會典の位號禮制と大に相同しからず。顔何、苟況、公伯寮、秦冉、劉向、戴擲、賈逵、王肅、馬融、杜預、何休、王陽、服虔、高誘、吳澄、明倫に於ては今改めて郷に祀れるも我國は並禮廟に在り。居正、王通、張鳴修、胡璣、胡居仁、王守仁、陳獻章は明倫に從祀に入れしも我國は同方なり。申儀、申儀は本は只一人にて家語及び史記に正に其名を載せ誤りて皆記されるも、明倫には今己に黨を草め概となせるに我國は未だ草めず蓋し我國當初の祀典は只中朝正統元年(西暦一四四〇年)再定の制に遵倣せしが嘉靖九年(西暦一五三〇年)に至り明倫官給めて典を書し考査し従て程啟政、正治等の論を採りて嘉正隆慶の皇ありしか特に我國は遵行するに及ばざり。仍舊に河考して尙論するに馬融、陸澄、陸澄の爲るを草して嘉正隆慶を設し貢湯を以て官を免する也。明方は從祀となり、劉向は神仙方を尊し上書して眞金を爲すべしと云ふて成功せし罪を獲。

公伯寮は子路を讒へて以て孔子を沮み。苟況は學を李斯に傳へ、性の惡を論じ。王肅は身は權奸に汚し爲に昔き晉に從ひ。何休は春秋を解註して黜周王魯となし。賈逵は國讖に附會し。王陽は莊老を宗旨とし。戴聖の貪賤、杜預の短喪は皆名教に罪を得たり。豈に宣聖廟庭に坐寮し以て後世の趨向を感はしむべきや。顔何、秦冉に至りては俱に現出せる處にして文家語七十子の數に載らず。程啟政は名字を以て流傳して誤れり。正に中黨中旅の一人にして二名字なるを與に相同とす。明倫の廢廟を以て宜なり。王通は儒經の誤ありと雖も國音積弊之弊に當り能く孔孟の道を講説し、年未だ三十ならずして己に詩を河汾に築き天下を聳動す、亦開世の家傑なり。龍山楊時は道統を南渡の後に傳へ、周程の學をして時に復明せしむ、衡道の功、周程に下す。安定胡瑗は儒用の學を首唱して學校の法を大創し、經義をして晦殺しめず、師道をして傳へしめ。伊陽修に傳り忠義のみならず其の學に文章たり、韓子、孟子を操筆し以て孔子に達せしむ。薛瑄、胡居仁に中朝先儒の中其學最も純正なりとす。居正は事業著白とす。雖漢の初に在りて幾の數萬言を説き、今尙記の書をして復、世に傳へしめたるを以て明倫の增祀せしは宜なるに我國へ之を傳けり。今當に明倫已成の制に遵ひ悉く疑議を行ふべし。就中鄭玄、鄭衆、服虔、盧植、鄭玄、吳澄は程啟政の議に過なきに似たり。豈其の著はれたる所未だ以て聖學を發るに足らずと爲す。遊伯玉、林放は夫子に其せられしと雖實は孔門の弟子にあらず。明倫に今皆其の郷に祀れるも我國は祀るべき郷無く今邊に祀祀を説し。陸九淵、王守仁、陳獻章に至りては明倫は皆陸陸祀せりと

雖人物を論ずれば漢宋諸儒に下らずと雖其の論著したる所、異端に流れたるを免れず、恐らくは増祀の列に擬擬すべからざるなり。且明朝は孔子を稱し以て至聖先師となし四配を稱し以て復聖顔子、宗聖曾子、述聖子思、亞聖孟子、と云し十哲及門弟子皆賢某子と稱し、左丘明以下は皆先儒某子と稱す。而して我國皆論議及び封爵を用ふ臣等此に據り參詳するに天、大聖を生し、萬世道德の宗主となしたれば天と稱し以て之れを註するも猶ほ恐らく以て其大を形容するに足らざるむ。況んや區區たる一字の論、一名の號にして聖夫子の輕重となし、聖人の大德を盡すべけんや、夫子の論は代毎に各増損せり、唐開元に至りて始め封して文宣王となし、胡元に至り大成の二字を以て加へり。夫れ天、下民を生ずや君を作り、師を作る。二帝、三王は君師の任を盡したる者なり。孔子は君を得ずして師となりたるものなり。師なるものは君の以て臣とするを得ざる所のものなり。今無實の爵を以て身上に加ふるは必ず聖人の意に非ざるべし。況んや之を宣して證となすは一行の偏に過ぎずして成は樂の一終なり。孟子の孔聖を尊崇せしは假設の證にして眞實の德に非らず。丘明は以て孔聖在天の證は必ず其の證を受くるを肯せざるべしとなせり。豈然らざらんや。今稱して至聖先師となすは其の號始めて大にして其の尊比なし。誠に前代に卓越せりと謂ふべし。聖と稱し、賢と稱し儒と稱するは皆明朝の定制に依るを妥當となす。但七十弟子を俱に先賢と稱し、周、程、張、朱は孔孟の後の大賢なるに但生の先後を以て左丘明以下の列に列すは殊に非ざるを得ざるは殊に非ざるなり。若し世に生したるを以て

座次の高下を定むるものとせば子思は何んぞ孔聖の上に居り、孟子は何んぞ顔曾の列に並べんや。聖廟道德の會は當に其の時世の先後を論せざるものなるべし。昔等は周程張朱は先賢と稱し版上に陞せしむるを合理となすに似たり。

高宗八年(一一三九)夏五月命して公伯寮、荀偃、馬服、何休、賈逵、王肅、王炳、杜預、吳澄、申宗を文廟より追せり。是より先、清城府院君金宗瑞上疏し之を論す。上、群臣に戒し之れを聽し、有司に申命して、兩廡の從祀位次を改正せしむ。

金錫官の論に曰く荀偃は性を以て惡となし禮を以て僞となし子思、孟子を毀ち、荀の況を稱ふるもの必ず並稱して曰く荀偃とす、而して楊雄は已に楊侯の一言に於て黜せられたるに況んや安んぢ獨り留むるを得んや。馬融の梁冀の爲めに奏を草して忠臣李固を殺し後に南陽太守となるや會同し罪を以て免せられ王肅は老莊を祖述し、何晏と俱に清談を倡し天下を亂したり。王肅は魏に仕へ爵は徹侯に至りたるに女を以て司馬昭に適かしめ、又司馬師に阿諛畫策し、文官再任を請ち、杜預は司馬炎の謀謀となり襄陽を守り僭造を行ふ且江陵人を盡く殺せり。賈逵は爲りては不純、王肅は爲りては不義なり、何休は註したる所の春秋に周王魯となし又風角等書を註して之れを孝經論語に比喩たるは此亦異端邪說の流にして皆罷止すべし。七十子之中に至りては論語は申張と稱し、史記は申宗と作り、其の賢一人なり、而して楊を東に祀り雍を西に祀れるも、二位の中一は去つべきなり。公伯寮は家語の記載せるものに非らずして又是子

路を毀りたるものは此れは子服恭伯の所謂力能く諸朝を辱にしたりものなれば此れ亦去つべきなり、
 領議政金壽恒の詠に曰く皇朝は嘉靖の時に從禮諸儒を廢正して陳腐せしに我國は猶舊に仍りて禮を衰
 ふく做つて行ふに及ばざるは誠に祭典の累なり、明朝の禮をせし二十人の中林放、許璣、郭衆、盧植、鄭
 玄、服虔、蓋嘗は抑して郷に祀れるものなり、此は皆掃すべく統ふべきものなり、且我國は祀るべき郷
 なきを以て論すべき所に在らず、公伯寮、秦冉、顔何、童澁、戴榮、劉向、何休、賈逵、馬融、王
 肅、王雱、杜預、吳澄の十三人に直に其の祀を從したる者なり、秦、顔二人は家語七十子の列に載らず
 程敏政も亦名字の流傳の誤りを以てす、雖も既に的確なきに當に黜すべきものは斷し難かるべく、戴
 聖は貧賤を以て諺を得ざるも、史氏に其家の儒なる所と言へり、則ち其の處賢を問にし暫く、戴の禮
 は禮家の所宗と爲れり、其の功亦少なるを、劉向は黃金を成すべしと言上りしは特に向の少なりし時
 の事にして其の朝に立つや、君に事へて忠、議論は以て人臣を訓め、世教を輔くるに足るものあり、
 經術博洽にして漢儒に在りても亦其の北、鮮して誠に稱すべき者なり、其の餘公伯寮、何二王(王肅、王
 雱)馬、杜の諸人は聖經に違背し、名教に罪を得たる者たるを見ても宜しく先に黜すべきものなり、賈逵
 吳澄に至りては衛中に言はざりしも違背經を聖前に傳へ、小節を修めずと稱し誤を見たりと雖、其の論
 說せる經義たるや専ら國議を主とし、以て貴賤を嫌り、史家の所と爲りたるは此れ何休の註風角と
 豈遠しとすべきや、澄は宋朝の進士として節を胡元に失ひ、其の學も亦異端に流れり此の二人も亦仍て

留むべき者なり、申辰、申寅は一人なるに雖、立言に足らざるは其の誤りも甚し、書を去して其を存は
 尤もむべからざるなり、且魯季の位を諸儒皆尊ぶる者多し、公伯寮の位を去るべからざるなり、
 領中樞府事軍器監の職に曰く伏して聖朝の根本を憂ふに當りて、其の者には既に禮制の已に行はたる
 もとなすのみならず其の弊へも首を論ずるに皆其の方より其の弊を論ずるに似たり、其の論は當
 時の弊を論ずること、其の如何なる説か歷代に於て其の貴にせむとするは如何なる意なるを知らず、凡
 そ聖門に歸ありて道統を榮せざる者を論ずるに何を疑はむ、且言に問すべく謂ふ、是は胡元の詩言是れ
 なり、先正臣、李鼎は言、行の元に住たるは首を失したるに似たり、公伯寮は其身を失したるなり
 と謂へり、此れ蓋し内夏外夷、春秋の大義なり、

(題) 恭世采、唐制及墨陽の議を感して曰く古の爲朝は大柱骨、恭世采の言は不つくと、然るに則ち我國
 の文廟は獨り東西兩門と爲したるに必ち其の故ありて、是れ眞實に至りては言に是れ斯文の大問題な
 り蓋し宋、明の書傳に原り、嘉靖の世に改定したるものにして、嘉靖の時を以て去るべきものにして多く、
 厭の後に於ける道行は尤も批難すべきものあるか如く、誠に大正の道なきなり、然し儒の義に依從
 し、務めて一一道行せむと欲せば其れ違なり、今は位に疑難なるべく、公伯寮の一例を行へば其れ果し
 て此の義に合し誠疑する所なきやを知らず、

朱の書樂伯揚時、文貞公繼從彦、文靖公宰行、本朝の文成公李培、文廟公成源と文廟に從祀す、大學生の疏
 學校考三

に従ふたるなり。又領府事宋時烈の疏に因り宋の文獻公黃幹の從祀を命ず。其時烈の疏に因り宋の文獻公黃幹の從祀を命ず。其時烈の疏に因り宋の文獻公黃幹の從祀を命ず。其時烈の疏に因り宋の文獻公黃幹の從祀を命ず。

大學生の疏に曰く李珣は天資絶異にして倫類に高出し、童の時より廓然として大志あり。其れ義理大原に至りては師承を待たず洞見して疑なく、其の進修工程に至りては又一に洛建に本づく故に行義踐履は法ならざるになく、而して横論駁説は理に中らざるなし。其の朝に立君に事ふるに及びては徳々として道を行かば時を救ひ三代を挽回するを以て己の任と爲し、其の終始規畫は正大宏遠にして又皆々々として時宜に中り、右に拘泥せずして迂ならず俗に拘らざる。蓋し其れ剛體、適用、本末、兼備あり、右の所謂豪傑の才、理賢の學者に蓋し庶幾らむ。成澤は即ち先正臣守塚の子にして守塚は又先正臣文正公趙光祖の門人なり。其の淵源、漸る、所は固より他人の及ぶべきものにあらすして天資又自ら道に近く、莊重剛密、徳器深厚なり。其の學たるや謹みて先儒の成法を守り篤志力行、文理密察にして一言一行動は總集に返す、李珣の賢を以てす。雖亦嘗て其の學展の敦純なるは吾の及ぶる所なりと稱せられたり。其の徳を考へて其の人を論すれば百世の師なりと謂ふも可なり。又念ふに三代以後に道は宋朝より降きはなく。功は程朱より大なるはなしとするも其れ上に程氏を繼ぎ、下、朱子を啓き、斯の道をして絶わざるを得しめたる者三人あり。象山楊時、豫章羅從彦、延平李侗なり。若し象山、豫章にあらざれば程氏の道を以て傳ふるなく、延平を有せざりしならん。則ち朱子と雖も亦以て道を成したるものなかりしならん。並、命して從祀に列せしめ以て崇報の意を示し以て祀典の闕き補ふへしと。

宋時烈の疏に曰く高に念ふに勉齋黃氏は實に朱子の適傳にして朱子付托の意は往復書札に見るべく既に明にして且重なり。又其の編纂したる所の通解讀書は大に聖道に關するあり。其の功は尙書集傳に下らざるに獨り九峯蔡氏と與に同祀せられざるは豈斯文の缺典にあらずや。

(補)十六年大司成李鳳徴の別單啓に。塗陽侯甸并封は致事には塗の字を以て之を書せしも通記及本館陳設圖には皆塗の字を以て之を書し。林慮侯狄某は致事には黒の字を以て之を書し。祈陽侯罕父黑は致事には卿の字を以て之を書せしも通記及本館の陳設圖には皆郷の字を以て之を書し。胙城侯糜某は致事には皆潔の字を以て之を書せしも本館陳設圖には某の字を以て之を書し。江都伯董仲舒は致事には伯の字を以て之を書せしも通記には廣川伯を以て之を書し、本館陳設圖には相の字を以て之を書し。高密伯鄭康成は致事に鄭康成を以て之を書せり。名字併號にして此の差誤あり。前頭の享祀時には奉審釐正するを可とすへしと命して大臣、儒生に議せしめ禮曹の覆啓に依り命して議に依り施行せしむ。

二十年夏六月復ひ文成公李珣、文簡公成澤を文廟に從祀す。是より先、己巳に黜享せしも是に至り、上、曰く兩賢臣の道徳は初より知らざるにあらざりしも爰に醜正の徒の欺くところと爲り、黜享するに至りたるは予、嘗て悔恨せしところたり今若し復ひ其の顛倒せるを慮ひ即時舉行せされは豈缺典と爲り終らざらんか。矧んや此の事は斯文に關し時の汚隆に係るに於てたや。有司に命して復享せしむ。

四十年秋八月。宋の、道國公周敦頤、豫國公程頤、洛國公程頤、新安伯邵雍、昭伯張載、徽國公朱熹を大成殿に陳祀す。是より先、文正公宋時烈、上疏して之を請ひ、上、大臣儒臣に詢りて之を許せしむ。成獻に因り行はざりしか是に至り帝嘗判書閔鎮厚申請して之を行ふ。

宋時烈の疏に曰く臣竊に惟ふに周、程、張、邵より朱子に至りては實に孔孟の正統を繼ぎ其の道至大にして其の功至りて隆し、十哲に班りたるも猶屈辱と稱すべきに尙雨廡に在りて毀りに罹致遠等と異に相鏡ふは此し甚た不可の大なるものなり。是の故に朱子は竹林の祠に於ては周程以下七賢と共に孔孟に直接し。餘人は與らず其の意を見るべし、況んや朱子は又是れ群儒を集めて大成せし其の功は孔子に亞くに於てたや此は宜しく殿内に陳し以て其の統緒の所在を明にすべきなり。然し七賢の中にも亦論すべき者なきにあらざるも、溫公は朱子より其の功を許さして其の學を許さず、又其黜されたるは漢帝襲の書は大に春秋の義に乘りたるものありとせり。延平は指すべき宛なしと雖も其の道甚た較著ならず此の二賢は程朱と與にし得ざるに似たりと雖共に陳すべきなり。

四十三年夏五月。文元公金長生を以て文廟に從祀す。大學生の疏に從ひしたり。是より先、文正公宋時烈も亦上疏して享を請ふ。其の後、諸生相繼ぎて陳疏し是に至り始めて從祀するを得たり。宋時烈の疏に曰く文元公金長生は程朱の學を文成公李珣より得て既に其の説驗の心を受け盡して身に體し、然る後に朱子の所恨に慨然たりし者にして晩年には専ら禮書に意せしは勉齋の書を以て尙儀ありや。

とし更に商量すべきものなきにあらざりし故なり。其の編纂せる所の喪禮備要、家禮輯覽、疑問辭記、記疑等の書は毫分糲析して水を置くも漏れず。國朝の典章、私家經綬をして皆折衷する所ありて一に程朱の説を主とし異塗に趨向する家と雖も遵用せざるはなし其の功たるや盛なりと謂ふべし。鄭衆諸儒は周禮の文に註釋せしを以て尙、聖廟の享に與りたるに況んや文元公は是れ東方禮家の大成なるに於ておや。

(補)學校位版の十六位を改題す。東の從享、道國公周敦頤の敦の字を存に改め。西の從享、豫國公程頤の頤の字を豫に改め。東廡の高苑侯漆雕徒父の苑の字を宛に改め。武城侯縣成武成の成を城に改め。宛句侯顔之湜の湜の字を僕に改め。臨僕侯施之常の僕の字を濮に改め。良鄉侯盧植の侯の字を伯に改め。昌黎侯韓愈の侯の字を伯に改め。蒲城伯真德秀の蒲の字を浦に改め。西廡の北海侯公皙哀の哲の字を伯に改め。富平侯顏祖の平の字を陽に改め。胸城侯廉潔の潔の字を潔に改め。高堂侯馬異の堂の字を唐に改め。臨朐侯公西與の與の字を輿に改め。内黃侯邊伯玉の伯玉を瑗江に改め。江都相董仲舒の江都相を廣川伯に改む。

英祖三十二年春二月。文正公宋時烈、文正公宋濬吉を以て文廟に從祀す。大學生の疏に從ひたるなり。

大學生の疏に曰く先正臣文正公宋時烈、文正公宋濬吉は不世出の資を以て大に爲すところあらむとする時、契合の昭融、功德の提擡たるは實に東方前古になきものにして天、順を助けし事、志を後たさる

き而も樹立の卓、扶植の盛なるは宇を擇へ宙に亘り、前に充りて後を啓き、人紀是に由りて隆ちず、士
 移、是に由りて殺ならずして其の道を以て晦きを顯し屈伸して以て此の世の興替汚隆を下すべし。然る
 に世道、日に下り、私意、横流して公論は時を以て定むる能はざるなり。今、世變層生、宗廟の禮危な
 るに及ぶ、是に於て天心は驚愕の幾あり、人筋は根本一勢ありと雖も前日の先正の論に誤られたる者亦
 渙然として覺悟せざればなし、李文靖は眞に聖人の歎しきありとす向くも南先正道德の正におらざれば
 以て天地を建て、降らす、百世を俟ちて惑はざるべき者なれば亦何んぞ此を得ざるや嗚呼孔子の道は天地
 の覆燭の如く、其の夫なる者を盡らば則ち富窮なるのみ。是を以て春秋に大義數十を書し而して重んず
 る所は君臣父子なり、此に於て其の分を盡したる後に人紀守り、國事理るなり。故に朱子の南渡に生れ
 たるは孔子の周末に生れたるか如く、平生の憤尙する所は只尙綱大義に在り。南先生の生れは丙丁に富
 り朱子の南渡に生れたるか如し。而して講明する所、出處進退を爲すものは惟、倫を扶け綱を植るを以て
 第一義と爲せり。孔末の流、是に於て益光るを幸せらるゝ、宗族に莫安し儒道者を削半する者、先正の
 遺風餘烈に痛らざるはなし。則ち曾衛蹟穿、禮記し以て改るゝ、なくは以て因縁を盡し因縁を延ばすべし、
 其の關係する所頗みて重且大なりとせざるべけんや、善し此の從祀の請たるを前後四十年なり。若し其
 れ先正遺請の實は已に前臣の陳へたる處なるも尚に論せずして只、功效の已に表著たるものを以てせ
 り。時義の已むべからざる者相率ひて更に陳するものなり。

四十を與五月、命して文終公社世宗を以て文廟に從祀せしむ。

上教に曰く文廟の從祀は事終乎重なり、前朝の闕職、若めて道德を講じし、我朝に入りて始めて文廟に
 從食す、其の後本朝の五賢を文配し、三賢先後して從食す、此を以て之を體は四百年の朝制は只八賢
 を有す。固より重ならざるや、南文正從祀の請は昔年より其の幾十年たるは此れ重大なるを以てな
 り、五十、數十載の臨御にして其の請之を許したるは此れ先正の道德を敬慕せしむるを以て然るを意、
 亦重なる所あるか故なり。近を一請にして即許したる者は心、豈敬慕して然るを意、大同の公武を講
 じ、終るに於て其の時請を待たずして特に文終公に祭を致さしめたるは已に無量の意を示したるものなり。
 心、晋武王の宣子より洪範を受けたるは一篇の要即ち建極なり。子の遠徳を曉學せしを以て政、三代に
 及ばず聖賢より學ぶ能はざりしも然る建極の義は究に竭さざる。職務を勤め心に徹するに由りて熟せり。
 甲辰に臨御せしより以後、初心を負りて檢査す能はば止むを得ず。嗚呼、乙亥の事は我の功にお
 らず空の物極れば必ず折するの理なりとなり、何事か建極、何事か神位ならんや。八字(建極)を冠する毎
 に思に淵然(淵徳)たるを覺えざるにあらずや。善し我國の人は善言を以て高致と爲す。予は曰はむこと、
 一氣を消すと雖も、一黨必ず復生すべしと曰、文忠對食の南先正の道德は上下共に知りて皇極の意を盡
 り窮を盡して已るや。子の文終に於ては世の感あり、故に南渡後、刊道の命は意、已に在りたり。因
 の爲の苦心は李文成、程子前後一なり。時多かり嗚呼、と雖も先年に特に聖祭の意を爲すに於て宜しき

先の命すへきなりしなり況んや先正は兩先正と與に一世に在りて先後の異のみあるに於ておや。宋の兩程、時、張子と與に昨日與概して今日同配すると異なるなし。予は皇極の意を體せむと欲す、近百載の間君臣相孚(信)すること豈淺からんや。特に時の原任大臣禮判を召したるは只體貌を存し詢問をせずして斷行したるは意蓋し深し。該曹をして特に先正文純公朴世采を擧げて文廟の典に從享せしむべし。

(續)正祖二十年。命して先賢を文廟に陪配する時は大成殿には只告由祭を行ふことを以て式と爲す。
(續)六月。八道儒生幼學朴洋敦等二千五百人疏して、文烈公趙憲、文敬公金集を文廟に從祀せむことを請ふ、批に曰く文烈、文敬兩先正の道德、學問、造詣、淵源にして實に從祀の列に合し周の幾、張の豫、程の敬、朱の誠の敬義と與に明誠を夾持して兩進す。即ち下學上達、千言萬語中の準的たり精英たりとす。古人も亦兩人に定論あり然し重典に躋祀するは昔より難しと慎みたり今何んぞ一言を以て爾等に即諾すべしや。爾、退きて學業を修め再び疏するを允さす。

(續)十一月命して文正公金麟厚を文廟に從祀す。諸儒生洪準源等の疏に從ひしなり。
禮曹判書閔鎰頤の疏議に曰く五廡移奉は禮、宜しく慎重たるべし、今此の文正公金麟厚の位版を文元公李彦迪の上に奉安せむとせば只西廡の四位を順次遷降すれば則ち便宜なるか如きも、單に文元、文正の時代の稍先後あるのみならず、西廡諸位は既に順次に遷降せざるを得ずとせば文元公李彦迪は文純公李沂の次に居り。文成公李珥は文簡公成諫の次に居り。文元公金長生は文正公宋時烈の次に居り。文正公

宋後吉は文純公朴世采の次に居ることなり。位次の紊錯するは一般なれば是正を要すべく若し是正するとせば祝帔に當り掛辭を添入するは聖教の如くなるべく若し儀節を宣教するに至りては只、太廟配享の功臣に行は獨り文廟陪配の先正には此の儀文なきは實に從前に於ける違ふなりと爲なり。今番聖教に依り擧行するものにして今より始めて凡て聖廟陪配の時此を以て舊式とす。教書は宣讀したる後其の子孫をして本家に賣去せしめ祀版の致祭を先づ陪配の前に行は、事、宜に合するならんことを之に從ふ。

(續)今上二十年命して文烈公趙憲、文敬公金集を文廟に從祀せしむ。

禮曹の啓に大成殿に於ける告由祭は從享の既始に發行し以前は陪配の時祀官を遣はす例なり。祭文及教書を本家祠堂に賜はる規にして從祀之日は教を八方に頒ち且陪配の時以當に一時に中外に於て擧行すべきものにして八路の地方は遠近同しからず所要の器具亦亦亦に辨し難く且先づ太學の規模を定め然る後に知せて擧行せしめたるに已に前例あり。外方の郷校は明春の釋菜を待て告由奉安し位版を造る所の粟の本に前例に依り四都は自給し、八道は各其所産の應をして先づ精造せしめり列邑に分送し一時に奉安せしめ、陪配の時位版は時代の先後を以て次第を定めて奉安せしむべしと。之に從ふ。

祭法 釋菜祭は毎歲春秋仲月上下の日に行ふ。其時、湖望祭は壬辰の亂より廢して行はず只於舊するのみ。

告山祭

慰安祭

移運安祭

禮成祭以上三事あり

親臨酌獻は三年毎に一度行ふ

親臨拝奠は特教あれば乃ち行ふ

祝文、道は百王に冠し萬世の師たり茲に上丁に依り精進是れ宜る文宣王に引
材穂、邦を爲け、仁全、已に克つ。萬世景仰、是禮り是祀る復原公に對

三省功加り、一貫して道傳はる、時祀致るなく億萬年彌つ宗聖公に引

克く先聖を承け其の宗を允得す其れ與に享に從ふ百代是れ崇し宗聖公に引

教は上篇に明く道を三聖より承け配に廟食す享祀益永かれ宗聖公に引
祝式、維れ某年歲次某甲某月某朔某日某甲朝鮮國王謹みて臣某官某を遣はし敢て(終)に昭告せしむ

伏して以す(祝)謹みて牲幣禮齊齋庶庶品を以て式て明薦を陳ん

齋官、禱奠獻官正三品亞獻官正三品終獻官正三品殿内の東西從享の分獻官各一人四品兩廡從

享分獻官各十人四品とす、

親行禮奠、王世子を亞獻と爲し、節式政を終獻官と爲し、正三品殿内東西從享分獻官各一人四品兩廡從

享分獻官各十人四品とす、

(通)下讀みて五禮儀を按ずるに殿内の從享の上に配位獻官あり而して初獻官は議政とし、事故あり

は次官を以て亞終獻と爲し、正位に亞終獻官之行ふとありて正位の亞獻は、王世子を以てすと裁

算しあり。則ち配位の初獻は議政之を爲し、亞獻は王世子之を爲すと云ふか如きは事例と成らず、五

禮儀の説或は差誤にあらざるか。

王世子の拜奠には亞獻官正三品終獻官正三品分獻官正三品とす、宗聖公に引

拜奠儀品の式正三品祭幣四品、一は稻、二は黍、三は稷、四は粱にして稻粱は魚に盛り、黍稷は

魚に盛り、籩豆の實は各十品にして堂に在る者は一、鹿脯、二、魚鱸、三、形鹽、四、栗、五、棗、六、棗、

七、栗、八、菱、九、白餅、十、黑餅、十一、黑餅、十二、黑餅、十三、黑餅、十四、黑餅、十五、黑餅、

十六、魚、十七、豚、十八、豚、十九、豚、二十、豚、

二十一、魚、二十二、魚、二十三、魚、二十四、魚、

二十五、魚、二十六、魚、二十七、魚、二十八、魚、二十九、魚、三十、魚、

三十一、魚、三十二、魚、三十三、魚、三十四、魚、三十五、魚、

三十六、魚、三十七、魚、三十八、魚、三十九、魚、四十、魚、

四十一、魚、四十二、魚、四十三、魚、四十四、魚、四十五、魚、

四十六、魚、四十七、魚、四十八、魚、四十九、魚、五十、魚、

五十一、魚、五十二、魚、五十三、魚、五十四、魚、五十五、魚、

五十六、魚、五十七、魚、五十八、魚、五十九、魚、六十、魚、

六十一、魚、六十二、魚、六十三、魚、六十四、魚、六十五、魚、

六十六、魚、六十七、魚、六十八、魚、六十九、魚、七十、魚、

七十一、魚、七十二、魚、七十三、魚、七十四、魚、七十五、魚、

酒、一は清酒を入れるものなりとす。

幣用の白茅一握なり。

從五位、稻一、黍一、脯一、醢一、栗一、菹一、牲は家豚を用ひ。樽一、象尊二にして一は玄酒、一は清酒を入れるものなりとす。

陳設序次。位毎に十筭とし左に三行を爲す、右を以て上の第一行とし形盛を前に、魚鱸粟栗を次にす、第二行は棗を前に、菱栗を次にす、第三行は鹿脯を前に白餅、黑餅を次にす、十豆は右とし右に三行を爲す左を以て上の第一行と爲し正須を前に、醢醢青須鹿脯を次に、第二行は芹須を前に兔脯、筍須を次に、第三行は魚鱸を前に鹿脯豚拍を次にす且三を二は蓮の前、一は豆の前に分ちて饗前の則には一は牛脰、一は羊脰を實つ。七籩は兩楹、兩楹、兩楹並に脊にして置は兩端に在り、肩、脅を次にす介は中にす且前の則には家豚を以て實ち七籩を置くこと羊に如し。豆の右には三組三あり一は牛熟腸胃脯、一は羊熟腸胃脯、一は家熟腸胃脯、家を前に在り、羊牛を次にす。籩は藜豆の間に在りて置は左に藜は右とし籩は稻粟を實つ。粟を稻の前とす、藜は黍稷を實ち稷を黍の前とす、籩須は籩の後にし劑を前に酒を次にす。樽は三にして籩の前とす各、皆あり、象尊二、山尊二、は三行と爲し第一行を象尊、第二行を象尊、第三行を山尊とし皆筍勺を加へ殿上東南の隅に在り。從五位は位毎に。二籩は左とし、三豆を右とし、籩を各一として籩豆の間に在り。

新左とし籩は一にして籩の前とす、皆あり、象尊は二にして皆筍勺を加へ戶外の左に在り。

臣議して按するに萬曆戊申に判書李好閔、京師に朝し文廟籩豆俎舞の數を以て提督主事に問ひ河牒に云ふに中國は惟國子監の樂舞は八俎を用ひ、籩豆は各十二にして其餘の天下各地の學は俱に八籩、八豆、六俎の制を用ひ、該國は乃ち藩邦なれば則ち籩豆は各八を用ひ舞俎は六を用ふる宜なりと好閔歸りて奏せしも今文廟の祭には籩十、豆十、俎舞は六を用ふるなり。

告由祭饌品の式。以て、籩豆、俎舞、一は稻、一は黍、籩豆は二にして一は脯、一は醢とす。

樽は一にして幣は白茅とす、牲は家を用ひ、成祭饌品の式並同し。

酌獻饌品の式。籩豆、俎舞、左に一籩の鹿脯、右に一豆の鹿脯とす。樽は籩豆の前に在り。儀尊一、象尊一とす。

宗廟の儀尊は、儀尊とす。

高宗十二年右議政李端夏、年荒に因り籩を上して京需を減すへきを請ふ。曰く文廟は常に太牢を用るも宜しく降して小牢を用ふべく、郷校は郡以上の常祭には小牢を用ひたる者は宜しく降して特牲を用ふべし、京外の釋尊祭には從享に家豚を用ひたる者は宜しく降して特豚を用ふべし。臣又禮曹祭享廳錄を取りて考査するに戊寅年には豫加を以て牛脯に代用したる例あり。豫加は同品なれば代用に恰好たり。且外方(地方)の郷校は本、牛牲の文なれば只脯を作らば必ず牛を宰りて之を用ふるは實は古制に非らざるなり。

英祖十六年庚申 上、親しく釋奠の禮を行はむとするや、禮曹判書閔應湜の奏に曰く五禮儀圖式に、文宣王を親享する時は配位は羊腥熟なしとあり。而して其の儀註を以て之を觀れば位毎に牛羊豕各一厘とあり又五禮儀用牲宗註に曰く文宣王には親享の場合には羊一、豕四を加ふとありて各相抵指して酌定し難きものありと、上、大臣に詢はるに大臣曰く事理を以て之を言へば大聖及配位は宜しく差等あるべきを以て圖式に従ふを當然とすへしと、上、之に従ふ。

釋奠儀 齊戒して牲器を省ること並て儀の如くす。典祀官、南司に入りて演具を質し、監察は東階より升りて堂の上下を按視して儀の如くならざるものを糾察す。諸釋奠官及學生は各其の服を着て俱に門外に就き、禮を執る。尊者、講者引して先入し四拜す。典祀官、工人二婦を帥りて位に就く。學生、館官、學官、大位に就く。諸釋奠官は門外の位に就く。監察、典祀官、大祝、祝史、齋郎、協律郎入りて位に就く。諸執事手を洗ひて各位に就く。獻官、分獻官入りて位に就く。講者は初獻官の左に進み南司より行事を白す。協律郎俯伏して禮を擧げ工は祝を鼓す。牲器は祝安の樂、烈文の舞を作す。樂二度成る。獻官以下及學生は皆四拜す。樂二度成る。協律郎、禮を鼓し鼓を曳く。樂止む。奠幣禮を行ふ。初獻官手を洗ひ大成至聖文宣王の神位前に詣り北向に立つ。登歌は明安の樂、烈文の舞を作す。二度香を上く。幣を執り幣を獻す。次に至國禮聖公、鄭國宗聖公、鄭國亞聖公神位前に詣り香を上り幣を奠すること儀の如し。樂止む。降りて位に復す。初獻禮を行ふ。登歌は成安の樂、烈文の舞を作す。初獻官手を執りて幣を獻し跪坐す。樂止む。大祝東向に跪坐し祝文を讀む。樂成る。初獻官、復聖公、宗聖公、述聖公、亞聖公神位前に詣り幣を奉ること上儀の如し。降りて位に復す。文舞退き武舞進む。舞架は舒安の樂を作す。樂止む。亞獻禮を行ふ。亞獻官手を洗ひ幣を奉ること上儀の如し。舞架は成安の樂を作す。樂止む。位に復す。終獻禮を行ふ。終獻官の禮、上儀の如し。位に復す。終獻官將に殿に升らむとする時に分獻官は順次手を洗ひ分れて殿内及雨屋の神位前に詣り順次に獻幣す。分獻官俱に位に復す。飲福受解、大祝、文宣王尊所に詣り幣を以て福酒を酌し、酒を持って進み神位前方に跪坐す。初獻官升りて飲福位に詣り跪坐す。大祝、幣を初獻官に授く。初獻官は幣を受け、飲福す。大祝は目如初獻官に授く。初獻官は幣を受けて執事者に授く。降りて位に復す。四拜す。在位官及學生皆四拜す。幣を獻す。登歌は成安の樂を作す。徹して、樂止む。舞架は成安の樂を作す。獻官以下及學生皆四拜す。樂一度成りて止む。初獻官望位に詣り、大祝、幣を以て祝版及幣を取りて次に置き上を半次に置く。祝畢る。初獻官以下順次出づ。諸執事學生順次出づ。州縣の釋奠儀は國學に同じ。

(補)五禮儀樂章に幣を奠し初獻して幣豆を徹す。宗考に詳

(補)臣禮にて按ずるに樂考文宣王祭歌に奠幣の後、進饌し禮安の樂を奏すとありて今此の釋奠儀には奠幣後、初獻の前に進饌の節なきは闕漏なるを。

冊 禮 聖 祠

學 校 考 三

宣祖七年質正官趙憲、京師に朝し歸りて其事を上げ啓聖廟を建てむことを請ふ。
趙憲封事に曰く臣竊かに明朝の聖廟の西北に啓聖廟あるを見るに廟中に啓聖公孔氏は北に在り、先賢顔
無繇、孔鯉に東に在り。曾子、孟孫氏に西に在り。先儒程子^東、蔡元定は東廡に在り。朱松は西廡に在りた
り。蓋し學校は人倫を明かにする所なり。文廟の位次は顔子、曾子、子思は上に在り、顔路、曾點、伯
魚は下に在り。父にして子の下に居るは豈情理に安からんや。故世宗皇帝乃ち別廟を作り春秋釋奠の同
時に事を行ふ所謂子は啓聖なるも父食より先にせざる者にして是に至りて遺憾なきなく臣は我國文廟に
西に明朝の制に依り別廟を建立し而して春秋に同祀するは則ち倫全義安に庶からむと。
臣謹みて按ずるに聖廟の議は宋信熊禾、洪邁より始まり明朝の儒臣宋濂、方孝孺、程敏政、謝鏞、
皆相繼きて祀を請へり。嘉靖九年に至り張孚敬の言に因り始めて建廟を許せり、然し王氏績考洪武
定制に曰く春秋上丁に太牢を以て先師孔子を祭り是の日、夜子の時刻に先啓聖公孔氏を祭るに小
牢を用ひ、先賢顔無繇、曾點、孔鯉、孟孫氏を左右に配享し先儒程子^東、朱松、蔡元定を從祀す
あり則ち其の祠を立てたるは嘉靖に在り。雖も實は高皇帝の己を定めたる所なり。

順宗九年館學儒生申應澄等上疏して啓聖廟を立てむことを請ひ。又程子^東、朱松、蔡元定、周輔成、張迪
を以て從祀すべきを請ふ。上命して大臣、儒臣に議せしめ仍て創建を許せしも蕪敷なる故克く成らず。
列中樞府事宋時烈の疏に曰く顔、曾、思の父子の位置は天理人情に揆り實に安からざるなく。中朝の例

に依り啓聖廟を建つるも顔路、曾子、孔鯉、孟孫氏、程子^東、朱松、蔡元定を以て叔梁紇に配享せば名
正理にして事體の完備を得べし。

登善宋浚吉の疏に曰く啓聖廟の制は即ち中朝の己に行ひたる所にして其の意自ら好しければ行はざるへ
からざる。但し周濂溪及張橫渠の父兩人の事行も中朝の己に行ふ典なれば尙に當に詳考すべきなり。

臣謹みて按ずるに明史に萬曆二十三年、周敦頤の父輔成を以て從祀すあり、王氏績考には萬曆二
十六年國子監錄に張養蒙は張載の父迪を以て從祀すべきを請ふて曰く輔成は程子^東、朱松に比例する
を得たれば張迪も亦自ら輔成に應ずべしと。

肅宗二十五年冬、將に啓聖廟を建てむと、禮曹判書金構、大司成洪受彦を遣はして地を津水堂の西北に
相せしむ、相臣崔錫鼎の啓に曰く國に大學を有するは先師の道を尊ぶ所以なり。門弟子及後世の儒賢を以
て從享するは事理當然なるも上に洵りて啓聖廟を設立し叔梁紇を以て主享とし顔、曾、思、孟の父を以て配
享するに至りては意義なきに似たり。其れ經典に於ける義理として俱に安らかざるに涉りれど。上、命して
大臣に議せしむ。領中樞南九萬の疏は錫鼎と異に同しく。右議政申琯の疏に曰く今、此の啓聖廟の議は今
日に居りたるにわらずして中朝の己に之を行ひ、先朝亦成命ありたるに蓋し崇儒重道の意に出たるものに
して叔梁紇の祀を請ひたるは既に其の啓聖の功に因りたるものなれば則ち顔、曾、思を殿上に享り、顔、
路曾點、孔鯉を廡廡に祀れば子を以て啓聖と雖も父食に先にせざるもの義を殊に安からざるものなる故に

此の別享を議する者は義より出でて起りて雖も推して之を廣め周、程、張、朱の父を一體に并祀するに至りては果して義理に合するやを知らず若し其の建祠の議は先朝の臣に博く諸臣に詢はれて之を行はしめたるものなり。今に在りては惟當に中朝の典禮に遵ひ先王の成命を追ふべきなりと。上、曰く啓聖廟は明朝の行ふ所、先王の命せられたる所にして右相の議は正に予の意と相符合す。其の議に依り之を行ふべしと。二十七年。禮官の啓に曰く啓聖祠の禮、幣、奠獻の節、尊卑の教及位版の稱號にして疑はしきもの多しと。上、命し大臣及儒臣に議せしむ。

左議政李世白の議に曰く此は明朝の承めたる所にして今日の舉も亦宗周の義に出でたるものなれば則ち凡て大小の儀節は當に中朝の制に倣ふて之を行ふべし豈、異同あるを容るべきと。臣嘗て明史を見るに嘉靖十三年帝、視學、從祀及啓聖公の奠に酒脯を用ひしとあり則ち其の奠獻の節は皆て聖廟の如きものにあらざるを見るべく。且張璠の議中に熊禾の言を引きたる所に曰く宜しく別に一室を設け、齊國公叔梁紇を中にして而面とし、杞國公顔無繇、萊蕪侯曾點、泗水侯孔鯉、邾國公孟孫氏を備食、同饗せしむとあり。此を以て之を觀れば其爵稱號は據るべきものあるに似たり。

右議政申堦の議に曰く明史に啓聖祠と稱す。祠と廟とは固り異なるを觀る。小宰を用ひて獻官をして分奠せしむるは聖廟の義と同一也。能はざるを此に於ても亦見るべし。叔梁紇、孟孫氏に至りては俱に爵號なしとするは禮官の考出するの及ばざるものあるに似たり。祀版に既に書名の事なく、且已に前代に

於て封祀したるものあれば今に於りて必ず別に稱號を爲すべきにあらず。

兼祭酒、權尚夏の議に曰く文烈公趙憲の歸朝したる封事中に啓聖廟に朝りたるに位叙は啓聖公孔氏は北に在り。顔無繇、孔鯉は東に在り。曾、魯、孟孫氏は西に在り。又按ずるに孔子通記に曰く激公宜なる者仇氏を娶り孟子を生み三歳にして激公に卒す。あり此に據れば叔梁紇、孟孫氏は俱に稱號の微すべきものあり此を以て位版に題するを以て當と爲るものすへきと。激公宜の三字は皆是れ名なるか又激公は是れ爵にして宜は是れ名なるやを知らず。且以て念ふに配位四聖は既に名字を書せされば此の四位も亦梁溥某氏と書するを以て宜きを得たるものとすべく。祝幣算賦、三豆に至りては啓聖公は邾國公と與に公稱なれば宜しく異同あるべからず。若し尚書は後世に公侯と稱するは皆是れ郷の秩に列するものなれば古、諸侯の禮を純用するは不當なるに似たり。蓋し爲すべきを爲さば禮なり爲すべからざるを爲さざるも亦禮なり。

禮官更に啓して曰く文獻を言考すれば叔梁紇、宋の祥符中に齊國公に追封し、孟孫氏は元の時邾國公に追封したるものなれば位版の書式に疑ふべきものなく。祀具に至りては明朝の品式、圖書編に詳載しあるを以て此に倣ふて行ふべしと。後、上、曰く啓聖廟は昔は封中封外に在りしものなり。

夏五月。啓聖祠成る。齊國公孔氏を主享とし、曲阜侯顔氏、泗水侯孔氏を東に配享し萊蕪侯曾氏、邾國公書孟氏を西に配享す。初、明史に啓聖祠の禮、幣、奠獻の節、尊卑の教及位版の稱號にして疑はしきもの多しと。上、命し大臣及儒臣に議せしむ。左議政李世白の議に曰く此は明朝の承めたる所にして今日の舉も亦宗周の義に出でたるものなれば則ち凡て大小の儀節は當に中朝の制に倣ふて之を行ふべし豈、異同あるを容るべきと。臣嘗て明史を見るに嘉靖十三年帝、視學、從祀及啓聖公の奠に酒脯を用ひしとあり則ち其の奠獻の節は皆て聖廟の如きものにあらざるを見るべく。且張璠の議中に熊禾の言を引きたる所に曰く宜しく別に一室を設け、齊國公叔梁紇を中にして而面とし、杞國公顔無繇、萊蕪侯曾點、泗水侯孔鯉、邾國公孟孫氏を備食、同饗せしむとあり。此を以て之を觀れば其爵稱號は據るべきものあるに似たり。祀版に既に書名の事なく、且已に前代に於て封祀したるものあれば今に於りて必ず別に稱號を爲すべきにあらず。

祝文 萬に大聖を生ひ萬世の師と爲す茲に上丁に値ひ精進時宜る。右は舊儀
公の儀
我が復聖を啓き令徳宏著たり茲に上丁に値ひ享儀斯舉くし。右は舊儀
儀の儀
功啓聖に存し禮舉周に従ふ茲に上丁に値ひ精進是れ修む。右は舊儀
儀の儀
聖門聖を出ず聖公餘慶なり茲に上丁に當り虔敬を致すし。右は舊儀
儀の儀
我朝聖を誕み道・素王に並く上丁に當り經事是將く。右は舊儀
儀の儀

啓官官下

登壇品式、左に符を二とし一は旗、一は果とす、右に豆を二とし豆を一とす。菹は各一とし
豆の間に在り、飯は稻、菹は黍を買つ。出は二とし菹の前に在り一は豕脰、一は羊脰を買つ。符
は三とし出の前に在り、楯あり、幣は白幣を用ふ。

(補)禮費の啓に文廟田賦納の時に啓聖祠にも亦當に官を遣はし奠賦の納あるべきなりと、之に従ふ。

英祖十五年。諸道州府の大邑に命して豊年を待ちて啓聖祠を建てしむ。

(補)十六年。群衆を視行せらるゝ時啓聖祠の祝史は當時の例に依るべきを命す。

三十五年。御筆を以て啓聖祠の額を書き賜ひ命して之を掲げしむ。
秋七月。上、啓聖祠に幸し再拜禮を行ひ仍命して定式と爲す。初め館官及儒生の啓聖祠に講する者皆四拜
禮を行ふ。習儀具て不可と爲す。上、大明宮東に四拜禮とあるを以て必ず改むるに及ばすと遂に仍て之を

行ひたり。是に至り大司成徐命岳の奏に曰く文宣先師は王位を以て事ふる故に四拜を行ふも啓聖公は先師
に四り之を禮するを以て其の禮は宜しく降殺あるべく且王位なき故に儒生と雖も當に再拜すべきなりと上
之に従ふ。

臣謹みて按ずるに元の文宗の時に孔思晦、上言して宣聖を王に封し父の爵も褒崇を加へ齊國公に封
したるは啓聖王の爲なり。明の洪武子夜の祭にも尙公と稱して王と稱せざりし故に我國も亦之に遵
す。

して聖に謁し親しく釋業を行ふ。○十六年、上、學に幸し聖に謁す(補)十八年三月。上、學に幸し學を視る(補)十九年四月、上、學に幸し聖に謁す。○二十三年。上、學に幸し聖に謁し儒生を大帥す。初め上、將に大帥の禮を行はむとす。禮曹判書盧公弼の奏に曰く明倫堂の庭除は廣からざるを以て宜しく下堂臺を用ふべきも亦狹窄にして容れ難し。東西泮水の内を皆之を闢き橋梁を加設し以て人の往來を通すべしと。上、之を許せり、是に至り。上、下堂臺に出御し百官儒生に賜宴し花を散らして婦に挿し詞臣に命じて歌章を改撰し、君臣相悅の樂を作らしむ。是の日儒生の至りたる者數千人なり。

成悅の大顔頰に曰く天、聖王を生し、我か東方を撫る。儒術を尊崇し、器序を尤も重す。芻蕘たる臺座、禮義の場たり。時維仲秋、日吉辰良なり。聖與辰至し、躬ら素王を謁して親釋籟豆蕞勞たり。爰に禮官に命じて坊に宴を開き、八珍交錯り。花帽輝煌たり爰に詞臣に命じて歌章を分裂せしむ。樂、韶舞を奏す。之れ宮商の協なり。王、曰く嗚呼、名は業に由り彰る、學は本を業と爲す、面墻を學ばざればよと呼爾儒生は其れ敢て變めざらむや、身を立て名を掲げて乃ち誠に而して昌なれ。王、曰く嗚呼、時和歲穰なり、我れ樂に耽けたるに匪らず、我れ怠荒したるに匪らずと嗟爾儒士は其れ我の胸を盡して斯文と與に此の樂康を同らせむことを欲せよ。

二十四年。上、學に幸し聖に謁す。

(補)二十八年。學に幸し大射禮を行ふ。

中宗二年。上、學に幸して聖に謁し諸生と與に講論す。○三年。上、學に幸し聖に謁す。○六年。上、學に幸して聖に謁し諸生と與に經義を講論す(補)九年五月。上、學に幸し講經問難す。

(補)十年八月。上、學に幸し聖に謁す。(補)十一年八月。上、學に幸し學を視る。○十二年。上、學に幸し諸生と與に經義を講論し上用嬖嬖奴婢を賜ひ養士の資と爲す。○十四年。上、學に幸し聖に謁し明倫堂に出御し同知事尹偉、大司成金景、司成李得全、吏曹正郎丁玉亨をして易の泰卦を講論せしめ、又、儒臣申光漢、舍人閔壽平、掌令朴憲をして尙書の無逸を講論せしめ。又太學生李若水、李宗慶、崔景弘をして大學を講論せしめて文義を論議し、或以所讀を陳へし門を環けて視聽する者千を以て數す。○十八年。上、學に幸し聖に謁す(補)二十二年。上、學に幸して聖に謁し親しく釋業を行はむ、明倫堂に出御し。宰臣、講官及儒生と與に經旨を討論す(補)二十八年三月。上、學に幸し聖に謁す。○二十九年。上、學に幸し聖に謁す。○三十年。上、學に幸し聖に謁す(補)三十二年八月。上、學に幸して聖に謁し親しく釋業を行はむ明倫堂に出御して試士す。大司成李希輔、李平儀を獻す。○三十三年。上、學に幸し聖に謁す(補)三十四年八月。上、王世子を奉ひて太學に幸し儒生と與に講論す。○三十六年。上、學に幸し聖に謁す。○三十七年。上、學に幸し聖に謁す(補)上、親前して文廟に獻し明倫堂に退御し、儒生を試し、又下堂臺に進御せられ武士を試し田十五結、奴婢五十口を成均館に賜ひ。又、奴婢十五口を四學に賜ふ。大司成趙士秀七錢を進む。鹿皮一領を賜ひ以て之を將る。○五年。上、學に幸し聖に謁す。○六年。上、學に幸し聖に

謁す○十一年。上、學に幸し聖に謁す○十二年。上、學に幸し聖に謁す○十三年。上、學に幸し聖に謁す○十四年。上、學に幸し聖に謁す(補)上、先聖に酌獻禮を行ひ明倫堂に退御せられ士を試し成均館に米一百斛、胡椒五斛を賜ふ○十五年。上、學に幸し聖に謁す○十八年。上、學に幸し聖に謁す○二十年。上、學に幸し聖に謁す。

宣祖二年。上、學に幸し聖に謁す○六年。上、學に幸し聖に謁す○十年。上、學に幸し聖に謁す○十三年。上、學に幸し聖に謁す○十六年。上、學に幸し聖に謁す○十七年。(補)上、學に幸し文廟に告祭す、大學正○十九年。上、學に幸し聖に謁す○二十一年。上、學に幸し聖に謁す○二十六年。上、廟を成均館の處に設け先聖を祭る。大學正○三十年。上、學に幸し聖に謁す○三十四年文廟を重建す。上、學に幸し聖に謁す。

(補)光海二年九月。學に幸し聖に謁す。

(補)五年四月。學に幸し聖に謁す。

(補)七年九月。學に幸し聖に謁す。

(補)八年八月。學に幸し聖に謁す。

(補)九年九月。學に幸し聖に謁す。

(補)十一年十月。學に幸し聖に謁す。

(補)十三年十月。學に幸し聖に謁す。

仁祖元年。上、學に幸し聖に謁し大司成を飾して以て講學を勉めしめ命じて師儒を擇び四學の教導又は下教を分掌せしめ以て諸生を戒む。

二年。上、學に幸し聖に謁す。

六年。上、學に幸し聖に謁す。

(補)九年八月。上、學に幸し聖に謁す。原本に設けられたるが、後述の如く全廢改す。

十年。上、學に幸し聖に謁す。

十三年。上、學に幸し聖に謁す。

十七年春。上、學に幸し聖に謁す。

孝宗二年秋九月。上、成均館に幸し文宣王に酌獻す。禮官の啓に曰く昔に在りては講學は百奠の日に於ては行はず。則ち或は酌獻の禮あり或は只焚香するのみ。今殿下は御服にて初めて聖廟に謁す當に酌獻を行はるべし。上、之に従ふ。是より學に幸せば必ず酌獻を行ふを以て遂に定制と爲す。○四年上、文廟に謁し學を視る。○八年。上、學に幸し聖に謁す。

顯宗二年秋。上、學に幸し視しく講學を行ふ。

肅宗三年。上、學に幸し聖に謁す。

七年。上、學に幸し聖に謁す。
 十二年。上、學に幸し聖に謁す。
 十三年。上、學に幸し聖に謁す。
 十七年。上、學に幸して聖に謁し給言を下して以て諸生を戒しむ。
 十九年。上、學に幸し聖に謁す。
 二十年。上、學に幸し聖に謁す。
 二十四年。上、學に幸し聖に謁す。
 二十六年。上、學に幸し聖に謁す。
 二十八年。上、學に幸し聖に謁す。
 三十一年。上、學に幸し聖に謁す。
 三十五年。上、學に幸し聖に謁す。
 四十五年。王世子に命じて文廟に酌獻せしむ。是より先、閔鎮厚の奏に曰く今歲に當に謁聖を行ふへし況んや前年に從祀の舉あるに於てたや從祀の後に謁聖するは例なり。且壬戌從祀の後、先正臣生時烈も亦以て宜く謁聖を行ふべき意を陳せしと聞けり。上、之に從ふ。上、豫はす王世子に命じて替行せしむ。

景宗二年。上、學に幸し聖に謁す。

英祖二年。上、學に幸し聖に謁す。

九年春二月。上、學に幸して聖に謁して仍復學す。初め廷臣の啓に曰く禮經に有罪を征責し及び學に習覽すと云へり。遂に戊申逆變の勅定後に宜しく先聖に告祭するの舉あるへし。上、之に從ふ。

(補)傳に曰く輿地勝覽成均館の註に、辛卯春二月先聖を視祀し明倫堂に出御し館官及儒雅老成の臣を引きて横經問難し。戊戌四月酌獻を畢りて明倫堂に出御し養老の禮を行ひ群臣と與に横經問難し。而して辛卯二月大宰を用ひて宣聖を祀り明倫堂に出御し文臣二品以上及館員を引きて横經問難すと此を以て之を觀れば則ち例は各不同なるも其の在坊會講を以て之を觀るに師傳以下宮僚にして故なき者は皆書筵に參列し。館事知事は本館知事と與に侍講官と爲り。會て經解を経たる人、翰苑より譯六の人及經筵官抄選の人にして在官者は實職、軍職を論せず。講書官と爲したれば則ち汎濫の弊なし。此れ別に抄選したる者に非らず。宣案の舉行者を按し政院に於て庭試の試官例に依りたるものにして舉行冊子は周書近思錄を以て之を爲す。

秋九月。上、學に幸し聖に謁す。

十二年。上、學に幸し聖に謁す。

十五年。上、學に幸し聖に謁す。

十六年。上、學に幸し親しく釋菜を行ふ。

(補)上、曰く前の謁聖に在りては集春門より路を作れり、此れ實に就便の意に出でたるなり。親く臨みて釋菜をなすは事禮重なり。先朝の謁聖回鑾の時には弘化門を過ぎて敦化門に由りて還宮せられたり。此は實に文武科説堂の意に出でたるものにして今日當に仰禮すべきものなり、而して今此の釋菜は實に三百年に再舉するものなれば儀文、物采は當に十分精備し以て示後の道と爲、へし今番の出宮は弘化門よりし還宮は敦化門よりすべきなりと。

(補)又 傳に曰く漢の高帝は自ら馬上より天下を得たりと謂ふ先聖を祀れに太牢を以てせり。此の典は五百年漢業の本なり豈遠く漢に效ふべけんや我朝は自ら代に行ひたる朝なり。既往の實録を見れば之を知るへし。今の釋菜は當に躬ら行ふべきに付儀暫をして例を考へ舉行せしめよと。

十八年。上、學に幸し聖に謁し、明倫堂に出御して諸生と與に經義を講論す。

十九年。上、學に幸し聖に謁す。

二十二年。上、學に幸し聖に謁す。

二十五年。上、學に幸し聖に謁す。

二十六年。上、學に幸し聖に謁す。

(補)傳に曰く元良を奉りて聖に謁するは近世初めに行はるゝなり。配位四聖は分獻官に於て前獻するの

規定あり、而して世子入學の時には四聖も一例に前獻すること、し四聖の前獻は世子、親行すへしと。

二十九年。上、學に幸し聖に謁す。○三十二年春、上、學に幸し聖に謁し親しく四聖に奠りし給音を下して以て後生に示す。

給音に曰く嗚呼、夫子は萬世の先聖にして四聖は百代の吾師たり。末世以來、夫子の座に在し、顔曾後先の義を知らず、故に翼に諸儒に面謁して曰く射等の宗師は聖廟に在す、其れ須らく自ら勉めよ。今予躬ら奠酌を行ひ以て四聖の道を彰にせむ。

三十五年秋七月、上、學に幸し聖に謁し復た親しく四聖に奠りし仍命して定式と爲す。○三十六年秋、上崇節廟に幸し教に曰く臣に泮宮に入りて聖殿を望見し若し躬ら謁せされは豈聖廟を尊ぶ道ならむやと遂に文廟に詣りて先聖に展謁す。○三十八年春、上、學に幸し聖に謁す。○四十年冬、上、明倫堂に幸し諸生を謁す。○四十一年春三月、上、王世孫を奉りて學に幸し聖に謁す。○四十三年秋、上、學に幸し聖に謁し王世孫に命し替りて前獻禮を行はしむ。

享文宣王親學の儀。

齋戒して牲器を省にし、諸學官學生の位に就くこと常儀の如くす、殿下は冠服を具へ圭を執り正門より入り、東階より升りて版位に詣り南向に立す。禮儀は竟啓有可をして謹具し行事を請はしむ。協律郎は鐘を擧げて工鼓を興さしむ、祝軒架は旋安の樂、烈文の舞を作す。樂をなすと二度にして殿下

四拜し在位者及學生皆四拜す、樂三度成りて止み。奠幣幣を行き、殿下盥洗位に詣り圭を指み手を洗ひ、圭を執りて文宣王神位の前に詣り北向にして立つ。登歌明安の樂、烈文の舞を作す。殿下跪き圭を増じ、在位者皆跪く。三度香を上げ幣を執り幣を獻し圭を執り俯伏して興る。殿下、位に復す。配位初獻官、手を洗ひ復聖公神位の前に詣り三度香を上げ幣を執り幣を獻し。次に宗聖公、述聖公、亞聖公の神位の前に詣り香を上げ幣を奠すること皆上儀の如く樂止み位に復す。祝史は各毛血盤を捧げ入りて神位の前に奠し、四尊進め豊安の樂を作す。（白原本）四聖位皆同じく殿下初獻官を行へば登歌成安の樂、烈文の舞を作し、獻爵、讀祝して樂作り、樂止み四聖位の酌獻、分獻官、獻爵すること儀の如く。文舞退き、武舞進み軒架、舒安の樂を作す。亞獻の分獻は初獻の如く。終獻の分獻も初めの如く。殿下飲福位に詣り爵進を受けて位に復し四拜し在位者皆四拜す。登歌明安の樂を作す。奠豆を徹し樂止み、軒架は凝安の樂を作す。殿下四拜し從拜、上の如し。樂一度成りて止み禮畢り。殿下還へらる。次に亞獻官、幣を望む。諸聖官、學生次第に出つ。

視學し王世子、四倫堂門外の位に就く左通禮道き啓して視學を請ふ。殿下、翼善冠裳禮袍を具へ明倫堂に至り即座す。王世子四拜して西階より升り座に就く。侍講官以下四拜し升り、堂上に就く。殿下爵を執り侍講官に賜はり侍講官以下及學生に酒を分賜す。侍講官以下及學生は皆四拜す。撰案を進む。侍講官の班首、升り酒亭に詣り東北向にして跪く。司饗提調酒を酌みて班首に授く。班首、座前に詣り跪き進み降り位に復して四拜す。侍講官以下皆四拜す。侍講官以下諸聖者及四諸官、學官、學生に庭の東西に分ちて就き俯伏す。副提調、王世子に饌案を供し、侍講官以下及學生に饌盤を分賜す。書案を進め近侍、書を侍講官に授く。侍講官は所定の書を讀し侍講官は之を論辯す。（古今）侍講官は所定の書を讀し侍講官は之を論辯す。副提調に命じて酒を酌せしめ王世子に賜ふ。王世子、爵を受けて飲み以て次第上酒を行ふこと五爵にして止む。講、記り、撰案、饌卓、酒亭、書案を徹し王世子、降りて位に復し四拜す。侍講官以下皆四拜し禮畢る。殿下、座に降りて小次に還る。侍講官以下饌盤を徹す。殿下、大次（天幕）に還り車駕還宮せらる。酌獻文宣王視學の儀。

諸執事、學生の位に就くこと上儀の如し。王世子は冕服を具へ入りて位に就く。殿下、冕服を具へ圭を執り正門より入りて東階より升り版位に詣り西向に立ち四拜す。王世子以下在位者及學生皆四拜す。殿下、盥洗位に詣り圭を指み手を洗ひ。大成至聖文宣王神位の前に詣り北向に立ち、進きて圭を指み三度香を上げ爵を獻して位に復す。配位奠爵官は復聖公神位の前に詣り東向に跪きて酌を獻す。次に宗聖公、述聖公、亞聖公神位の前に詣り酌獻すること並上儀の如くし降りて位に復す。從享奠爵官は分りて殿内兩廂の從享神位前に詣り酌獻すること上儀の如くし俱に位に復す。殿下四拜し王世子以下在位者及學生皆四拜して禮畢る。殿下、大次に還らる。王世子出つ。諸執事、學生次第に出つ。○視學は上儀の如し。
（節）金安國、視學の時に於ける講楮の儀に曰く我朝の視學儀は開元禮に本つきたるものにして講楮の設

に侍從官其の所用を究めずして或は講書の時に當り人主(王)下坐して降臨車道の意を示すものなりと謂ひ。或は此を設くるは蓋し經書を其の上に置く所以なりと謂ふ。高に謂ふに視學は人君の盛徳なり。一草一木、皆以て示教する所なり。儀註の中宜く詳かならざるは無きなり苟も降、就下、坐の擧ありとすれば此の此より大なる者なきに獨り其の升降の節を詳かに著にさらむや泥なや、累代視學の儀及本朝儀註を考ふるに人主降就請出の節に於ては略して一言の及ぶもの無きに於ては、則ち其の人主降就の座に非らざるは甚だ明かなり。又開元朝の皇太子視學の儀を按ずるに皇太子の位を堂の東西向に設け、講席を北堂の下、南向に設らるゝあり苟も人君、視學の時に講席を以て人君、還冲して就下の座と爲す。さて何んぞ獨り皇太子の視學に於ては合の東壁を坐とし北壁而面を尊とせむや。又明の弘治年間に於ける視學儀に御坐の左に經案あり。西に講席を設くるの文なし。講席の南、も人君、降の大御、開すもの。さて皇朝の禮に豈請求せずして之を行はむや。然らば蓋し虚位を設け以て講官の御前に當り講論の標と爲すを意味し兼ねて人主自ら經席に當りて請問せざるの位を寓せるものとせば豈亦謙冲尊道の義に通せざらむや。

(續)正祖六年。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。前一日は開倫堂に宿宿し庭前に食堂を設く。○十三年。上、學に幸し聖に謁す。

十五年。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。孔夫子、朱夫子の生年なるを以て先の啓聖祠に詣り奠的禮

を行ふ。○十八年。上、學に幸し聖に謁す。

(續)二十三年。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。

(續)純祖三年。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。教に曰く初めて釋奠を行ふは入學の義を寓するものなりと。

(續)二十五年。上、學に幸し聖に謁し王世子隨ハ詣りて禮を行ふ。

(續)憲宗四年。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。

(續)哲宗二年十月。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。

(續)今上三年十月。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。

八年三月。上、學に幸し聖に謁し酌獻禮を行ふ。

九年二月。上、學に幸し聖に謁し釋奠祭を行ふ。

十七年九月。上、學に幸し酌獻禮を行ひ翌日春塘室に於て試士す。○十九年正月。王世子入學禮を行ふ。

上、曰く東宮の入學、順成す。予、慕聖の忱に勝えずと。遂に學に幸し聖に謁し仍春塘室に詣り試士す。

二十年十一月。上、王世子と與に學に幸し聖に謁し、翌日春塘室に詣り試士す。○二十六年。上、王世子

と與に學に幸し聖に謁し翌日景武室に出御し試士す。○二十九年九月。上、王世子と與に學に幸し聖に謁し

試士す。○三十年五月。上、王世子と與に學に幸し聖に謁す。○八月。上、王世子と與に學に幸し釋奠を行ひ

翌日景武堂に出御し試士す。

大射

成宗八年秋八月、上、成均館に詣り文宣王に親しく拝奠し仍て大射禮を行ふ。禮畢、諸道に頒ち列邑をして飲射禮を行はしむ。

教文に曰く蓋し二皇、利用、弧矢、六藝、和容、非田、飲射、を威制し明侯は虞の擇士を助かにせり。周に徴し茲に三射の禮を崇ひ、五善の目を立し宣する所以なり。沿革は外なりと雖も返習して顯る無し予、眇薄を以て丕緒を楨承し尙、祖宗の靈、承列の力に頼り、朝廷相補り、邊鄙警せざるなし中外寧謐にし亦有平(豈)なり宜しく曠を射て徳を觀るべくし詎、羊を愛して禮に去はむや。乃ち吉辰を選び、文廟に戻り躬ら舎菜の禮を行ひ兼て取士の儀を舉ぐ。爰に射壇に就き屏みて物采を陳べ、夏官は進退の規を分め、佾工は夔祭の節、主皮の能を奏し、君子の争を尙はざる莫きを觀るべく、群臣衆を明にし、百禮式序たり。斯の禮の行はして庶人に達し、郷飲の禮亦當に鳴し監司、守令の在る所は此れ聞暇に追ひて時を以て奉行し、我の太平の業を同うし以て禮讓の風を興すべし。嗚呼、武に七徳あるは大を保ち功を定むる所以にして器の五兵を重するは暴を禁し亂を戒むる所以なり、諸戎に在りて尙爾り況んや興禮の言(高大の貌)なるべきに於てたや。

(補)燕山八年、大射禮を行ふ。

中宗二十九年。上、成均館に幸し文宣王に親祭し大射禮を行ふ。上、乘矢(四本の矢)を發して三を獲、王世子繼ぎて射し諸官次第に射す。禮畢りて群臣に宴す。翌日又儒生を闕庭に宴す。初め、上、百官と與に儒生を同宴せしめむと欲せしも其の衆多なるを以て只諸臣に宴して儒生は闕庭に於て宴を賜ふ。時に紛擾難便を言ふ者あり。上、曰く曩に燕山、此の禮を行ふて儒生に饋らざるは予甚た之を非とせり、儒生多しと雖も以て饋すべきなりと。

英祖十九年閏四月庚申、上、將に大射禮を行はむするや、内弓房は弓矢及決を供し、尙衣院は拾を供し、軍器寺は熊侯、鷹侯、旌福、芝最、盆を供し、工曹は豐楮牌を供し楮工監は尊卓を供す。是の日、上、先文廟に詣り先聖に詣獻し、射壇に出御し乘矢(四本の矢)を發して三矢中り侍射官三十人亦乘矢を發して或は中り或は中らず中りたる者は表裏弓矢を賞し中らざりし者は扇を以て罰し。翌日、上、儒生を召して禮を宣し慈文親學元景良に命じて記文を撰し明倫堂に板を掲げしむ。

記に曰く我、聖王十九年の春、上、禮臣に命じて曰く昔我が聖祖嘗て大射の禮を行はれたり古典曠れて修らざる者、爾有司は吉を請ひ以て告げよと、越ねり閏四月庚申、上、冕服を以て文廟に奠辭し壇壇に臨み大射の禮を行はせらる。太史數中りて殿の三を獲たり、鐘、鼓、管、箏は聖首の樂を以て奏す、射畢りて、上、聖祖に教を下して曰く予三鼓あり一は則ち、聖祖の位に踐み、聖祖の禮を行ふなり二は則ち矢の數、聖祖に適符せるなり三は則ち、五十にして斯の禮が追行せるを意せしならむと此れ以

て記なかるへからざるなり。

五月、命して六一間を建てしむ間既に成るや御弓、御矢、及大射の諸具を幾す間名を六一とせざるは蓋し射を以て六藝の一と爲したるなり。

(補)續五禮儀に侍射官三十、宗臣、儀賓は從二品以上十員、文臣は正一品以下十員、武臣は正三品以上十員とあり。

臣謹みて按ずるに甲申春。上、耆老諸臣と與に觀熙宮に於て大射を行ふ而して此は洋宮の事にあらざる故茲に詳録せず。

射器。熊侯は赤色の布を用ひて質と爲し廣さ、長さ共に八尺とし其の廣さを三分して其の一を闊とす。鶴は白漆の皮を以て製したるものを用ひ方六尺にして候の中に位し熊の首を畫きたるものなり御射に用ふ。○儀賓は其の制は同質なり青く熊首を畫き宗親、文武官の射に用ふ。○決は右手の五指に着け以て弘を釣り體を開く。○拾は左臂に着け以て弦を遠く。○と候は邊の避矢の物にして革と以て之を爲し、高さ廣さ各七尺にして形は屏風三疊の如く鼓は一は東之に在り金一は西之に在り。○福は儀禮圖に福の長き箭の如しと云ふ、箭は矢幹なり符長三尺なれば則ち福又三尺なり兩端は龍の首と爲し矢を隈へるなり其の中は蛇身と爲し兩々相交へ相對して地に之を置けは安全なり丹草を以て當と爲せば四々矢を分ちて之を其上に委するなり。○豐は罰爵を承くるものにして形は豆大の如し。○輝は周禮考の工記に梓人の飲む器とあり。

禮書に大射には司正卒を立て角爵を同射に立て司馬遂に射れば爵を以て勝たざる者に飲ます。

射儀。車駕壇上に至り伏術の排列は視學儀の如し。殿下降座し宗親、文武百官及侍射者は樂作れば四拜して樂止む左通禮啓して有司既に射を具へて上す。護軍二人御弓矢を横に奉して東階上に立つ。御射者北に在り又案を設けて御決、拾兩を置く。獲者一人は旌を持ち候を負つて北向に立つ。御射者は弓を執り乘矢を皆みて入り射位に就く。兵曹判書は獲者に命して候を去らしめ又獲鼓、執鼓に啓して樂鼓三聲せしむ。獲者は鼓を以て之に應し負候者は還り返に至る。上護軍は決、拾の兩を捧げ。決、拾の樂を作す。殿下射位に降る、樂止む、弓を捧ぐたる者は北向に跪きて進御し。矢を捧ぐるたる者は第一矢を進む。殿下射位に降る、樂止む、弓を捧ぐたる者は北向に跪きて進御し。第一矢は第四節と相應す。上護軍は矢行を啓す中れば獲と曰ひ、下なれば留と曰ひ、上なれば揚と曰ひ、左は左方と曰ひ、右は右方と曰ふ。第二矢を進め第五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三矢を進め第六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四矢を進め第七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第二十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第三十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第四十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第五十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第六十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第七十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第八十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十一節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十二節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十三節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十四節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十五節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十六節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十七節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十八節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第九十九節と相應す。上護軍、矢行を啓す。第一百節と相應す。上護軍、矢行を啓す。

せしめ備經問難す。遠方の儒生雲集し凡て三千人となる。禮曹に命して諸道へ移文して知會せしむ。

(補)成宗十八年世子^{即位}を入学の禮を行ふ博士は徐居正なり。

中宗十七年王世子、入学の禮を行ふ(補)博士は李彦なり。

(補)世子講論の際に於ける陞降、周旋、容儀にして禮に中り、應答は皆人意の表に出り觀る者皆嘆服せざるなし。世子問ふて治國の事に及ぶ。博士對へて曰く此は今日の所、當に問はるゝべきにあらず。し仍て孝敬の道を陳ふ。論者其の禮を得たるに服せり。

明宗十五年順懷世子、入学の禮を行ふ(補)博士は洪遷なり。

(補)宣祖三十二年。世子^{即位}を入学の禮を行ふ。博士は沈喜壽なり。

(補)光海二年。世子^{即位}を入学の禮を行ふ。博士は李廷儀なり。

仁祖三年。昭顯世子、入学の禮を行ふ。(補)博士は金璫なり。^{以上皆命(命令)殿文(殿文)なる者(博士)に託せらるる。}

(補)世子入学の時は常に經の一章を講すべきものにして大提學金璫は前に入学の時に行りては只大文(本文)の音釋を講し或は經旨の音釋を講したりと爲し。武師李廷儀は只大文の音釋を爲すを以て太略にして其の註を并せて之を講釋するは煩に似たりとし。大文は音、釋を并講し、註は只音を講して釋せざるを適當なりとす。命して只大文の音釋を講せしむ。

二十三年。王世子、入学の禮を行ふ。(補)博士は李植にして將命儒生は趙龜錫なり。

(補)時に李植は大提學にして博士となり、長子冕夏は司書にして備宮僚、次子端夏は儒生にして執事となり一時の贊觀たり。

孝宗三年。王世子、入学の禮を行ふ(補)博士は蔡裕後にして將命儒生は金壽興なり。

顯宗十年。王世子、入学の禮を行ふ。是より先、上、諸臣に問ふて曰く入学の時は常に何れの書を講すべきかと。領議政鄭太和曰く近來世子の入学には大學を講する例なり、然し小學を以て講論するも亦祖宗朝の故事あり宜しく小學を講すべきなりと上、之に従ふ。

(補)時に趙復陽、朴長遠は皆當に小學を講すへしとし。閔鼎重は獨り大學を講すへしとするを以て、鄭太和は諸人異同の見を以て奏せり。上、曰く文宗は八歳にして入学せしか故に小學を講し予は十二歳に入学せしか故に大學を講せり。今、世子は九歳にして且方に小學を讀む。何ぞ必ず讀む所を捨てて大學を講すべきやと。命して小學を講せしむ。○博士は趙復陽、將命儒生は趙相愚なり。

肅宗二十一年。王世子、入学の禮を行ふ。(補)博士は朴泰尙、將命儒生は李觀命なり。

景宗二年。王世弟、入学の禮を行ひ。大學を講ず、斯廟朔より以後は入学に小學を講する例なりしか是に至り大學を以て講ず(補)博士は趙泰億、將命儒生は趙龜命なり。

英祖三年。孝章世子入学の禮を行ふ(補)博士は李宜顯、將命儒生は南有常なり。

(補)藥房の都提調閔鎮遠の啓に曰く前例に大臣の隨行して津宮に到りたる後は外班に留在せしめて入り

て觀るを得ざるは殊に是れ欠事なり。春坊の官と與に同しく入參せしめむことを請ふ。上、之を可とし命して賓客と與に同しく入らしむ。旋りて儒生の争に因り前例なきを以て之を取消したり。

十八年。思悼世子、入學の禮を行ふ。(補)博士は李秉常、將命儒生は尹得敬なり。

三十七年。王世孫、入學の禮を行ふ(補)博士は金陽澤、將命儒生は洪龍漢なり。

(補)諭善、徐志修の啓に曰く入學時の博士は提學を以て博士と爲すも即ち太學博士は大提學にして知館事の任を兼ぬる例なり故に博士を提學と爲すは則ち成均館には不當なり。古の博士、官は天下の儒生を教ふるものにして而して世子の學に尙するは儒士と與に尙するを謂ふものなり故に亦博士官より受學すへきなり。上、曰く奏する所、意見あり大提學をして學行せしむへしと。

(補)世子入學の時、三公、賓客及宮僚隨往の例に依り師傅、諭善、講書院官員、隨往を命せしも亦故例なきを以て中止せしむ。

(補)上、五禮儀、入學儀を以て太踈略なりとし大司成徐命膺に命して儀節禮を改撰せしめ、成りたる後に太學に藏し以て來式と爲す。

臣謹みて按ずるに端宗は八歳にして冊封せられ、王世孫は十二歳にして即位されれば必ず入學の禮を行はれたるへきも何に璽牒中に記載なきを以て録せず。端宗朝癸酉に 德宗入學せられしも時に儲位に陞らざりし故に亦録せず。

入學の儀、王世子、翼善冠、翼龍袍を具へて出宮すること上儀の如し。典祀官入りて器具を實し執事者及學生は門外の位に就く。尊者、講者、位に就き四拜す。執事者位に就き四拜して手を洗ふ。學生入りて位に就く。酌獻禮を行ふ。王世子儒生服を服して賓善、前引して東門より入りて拜位に就き西向に立ち四拜す。學生皆四拜す。王世子、翼龍袍に語り手を洗ひ東階より入りて正位尊所に語り西向に立ち四拜して神位の前に語りて跪き三度首を上く。執事、爵を獻す。戸を出て配位の尊所に語り、四りて復聖公、宗聖公、述聖公、亞聖公の神位の前に語りて行ふこと並て上儀の如し。降りて位に復す。配位の酌獻將に畢らむとするや執事は分れて殿内及兩階の從享神位の前に語り助奠し訖りて俱に位に復す。王世子四拜し學生皆四拜す。王世子使に還り次に學生順次出づ。執事者位に還り四拜して出づ。尊者、講者四拜し出づ乃ち退く。王世子酌獻訖りて學生服を服、輔德、引きて明倫堂大門の東西向に立つ。扇障、酒壺二斗、脩案五挺を王世子の前に陳す。諸執事西北に重行して西に上る。博士大提學、公服、翼龍袍、紅袍、翼龍袍を具へて明倫堂東階上に西向に立つ。將命者出づ。門の西東向に立ちて曰く敢て事を請へど。王世子少前して曰く某、先生より業を受けむことを願ふと。將命者入りて告く。博士曰く某不徳なり請ふ。王世子は辱むなかれと。將命者出づ。王世子、固く請ふ。將命者入りて告く。博士曰く某は不徳なるも王世子は位に就からるへし某、敢て見む。將命者出づ。告く。王世子曰く某は敢て賓客を以て視ざるへきに付見を賜はらむことを請ふと。將命者入りて告く。博士曰く某は敢て命に従は

ざるを得ず。將命者出て、告く。執筆者は簾を以て東に向ひ。王世子に授く。王世子、簾を執る。博士は降りて東階の下、西向にして俟つ。輔德、王世子を引きて門に入りて左す。執筆者酒壺、脩案を奉じて之に隨ひ西階に詣り南東向ふ。奉酒脩案者は王世子の前西南に立ち、東向にて北の方上る。王世子跪きて簾を奠し再拜す。博士答拜す。王世子跪きて簾を取り以て進むれば奉酒脩案者從て博士の前に奠す。博士、跪きて簾を執り執筆者に授く。執筆者跪きて酒脩案を取り以て退く。輔德、王世子を引き階間に立ち北に向ひて再拜し引き出て便次に就き以て俟つ。博士は常服に改めて堂に升りて坐に就く。明倫堂に在りては東壁にして西に向ふ。輔德、王世子を引きて門に入り西階より升りて博士の前に詣る。執筆者は講書を博士の前の書案に置き又講書を王世子の前に置くも之には書案なし。講書、釋議、訖れば執筆者は案及書を徹す。輔德は王世子を引きて西階より降りて出て便次に就く。還宮は來儀の如し。

臣謹みて按ずるに五禮儀に王子、宗親も亦入學の禮ありて成均館の司成を以て博士と爲すも今は此の禮なきを以て録せず。

(續) 純祖十七年。王世子、入學の禮を行ふ。博士は南公轍の將命儒生は金弘根なり。

(續) 今 上十九年正月。王世子、入學の禮を行ふ。博士は閔台驥、將命儒生は閔泳敦なり。

學校考五

興學

太宗朝。上、人才の古の如からざるを歎き之を振起せむと欲し、成均館の諸生を廣延擧に召し、文臣をして經史を講論せしめ又、李稷、趙瑛、柳觀、李膺に命じて成均館に往き儒生を訓む。

文宗朝。上教に曰く學校は風化の源にして係る所甚だ重し。仍て館閣諸臣に命じて輪次に成均館に詣り、日に諸生と與に講論し頻に酒食を賜ふ。

世祖五年(補)三年。學に幸し聖に謁し、士を策しむ。教に曰く人才の養育は一朝にして成るべきにあらずありと雖も、教にして勤まされば則ち成らず。人ありと雖も試、預らされば則ち用ひ難し。宜しく常に誘掖勸勵し數之を試して登庸の備と爲し數諸生を引きて經史を講問すへしと。(補)教に曰く予、大亂の後を承け庶務紛糾して興學育才に暇なし。然も學官にして一人も之を陳ふる者なきは甚だ國家、建學を委任せし所以にあらず。今後毎月の季に書生の讀書したる所を録して以聞すへし。予、將に親講すへし。又諸生にして書籍を得難きものあるべきを以て梁成之に命じて藝文館所藏の書籍を録して順次刊行せしむ。成宗の朝、上、朔望毎に館員諸生を内殿に引き經義を講論し、又群臣に命じて日に明倫堂に會し經史を講明し諸生を訓誨し屢近臣を遣はし酒食を賜ふ。

(補)十四年檢討官宋軾、諸道に諭し學校の政を申明し以て風化を敦ふべきを請ふ。侍講官金宗直曰く臣

曾て守分と爲り郷射、郷飲の禮を設け孝悌の者をして之を先にし、才藝の者を之の次とし不肖の者は與からしめざるに是れ由り一郷の人、企て之に化し恥して之を改め誠に風化を補くるものありたりと。上、乃ち書を講道に下して興學の方法を措置せしむ。

中宗十四年夏四月。上、承旨韓忠を遣はし酒謀を發らして成均館に往き館官及儒生等に賜ひ且課製を試せしむ。翌日に館官、儒生を率ひて謝恩す。上、勤政殿に出御せられ同知事趙光祖、尹倬、大司成金湜等を引き見し又諸生を召して經を試す。時に光祖等儒學を倡明し人材蔚然として作興す。

(補)上、興學に銳意し内は四學、外は八道に命じて皆小學、大學を以て儒生童蒙を誨へ其の優異なる者を考查し之を太學に升級せしむ。

仁宗元年、太學生上疏して趙光祖の復職を請ふ。上、手書して答へて曰く汝等は首善の地に居り、古きを好みて時を論じ、疏章を三度、上す、辭、懇にし、義、直なり。學ひたる所の正しきは何を以てか此に加はらむ。先朝教育の澤亦想ふべきなり。然し之を言ふて從はざるは意の存するものあればなり。且太學は公論の存する所とは曰へ是非の定るは自ら朝議あり。汝等是非を言ふは則ち得べきも是非を定めむことを期するは則ち諸生の事に非らざるなり。姑く退きて更に之を思ふべし。暫しくして命じて光祖の職を復せしむ。

明宗十一年秋七月。上、太學に幸し儒生を教へて曰く予、文士の人を作すの美に及ばずと雖豈唐宗の崇學

の志なからんや。學校に留意せるは人才をして蔚然として出てしめむと欲すればなり。諸生は其の學の貴きを知りて本を務め常に堂名を顧みて忠孝を以て心と爲し皆他日の君子の儒と爲れるは是れ子の望むところなりと仍て胡椒十斗を賜ふ。

(補)又、酒を學宮に賜ふ。教に曰く學校は風化の原にして首善の地なり。近來學校の陵夷たるは是れ上の鼓舞振作し能はざるの致す所なりと雖も師、生の習も亦滄靡と爲れり。爾師長、學子は各授受に勉め以て子の樂育英才の意に副ふべしと、又、教に曰く人の學たるは小學より切なるはなし而して近來廢して讀ます感ふこと甚し。其れ總曹をして申諭勸勉せしめ人々をして學を樂み以て根本を教ふすべし。

十三年十月。上、大司成李況に命じて曰く學校は風化の源なるに類麻、已に甚し、惟ふに爾は能文清勤にして教誨の任に合するか故に予、爾に委教、爾子の至悵を體し盡心勤誨し以て學校を振ひ以て士習を正すべしと。仍て貂帽及酒饌を賜ふ。

宣祖朝。教に曰く近來師儒の選は皆文詞を尚ひ德修學明の士に至りては其の人あるを見ざるなり。此を以て發奮遊學の士は皆、文藝を習ひ科第を決するを以て業と爲し、切問近思の學士と爲るを聞かず。習此の如きは他日の成就將た何んぞ觀るべきものあらんや、學を爲すの方法は小學より先なるは莫し。入學の時は必ず小學を講試せしめは幼學の士自ら方向を知るべしと。

仁祖元年。上、太學に幸し、教に曰く我國の法教、靡にして詳盡ならず。而して世道漸く衰へ無行不肖の

者多く、忠信温厚の者鮮し。館學を設け人材を育つは務めて政治の利器を得んとする所以にして無行の輩にして其の間に齒するは國家儲養の本意にあらず、抑も亦、同列に染汚すべき理なきにあらず。自今、五教に不遜なる者は館學より永黜し以て風俗を勵むべしと。

上、御用を以て太學の儒生を訓し。教を下し以て之を成む。時に金徳誠は大司成と爲りて儒生輩にして教に奉はざる者ありたり。上、近侍を遣はし之を諭して曰く士に三つの事へるありて師と生の分、重し況んや國の定めて師表と爲したる者に於てや。諸生にして古規に法はず、師訓に遵はざるは失なしと謂ふへからず。今御用を以て爾等を問す其れ欲むべしと、諸生皆感悅す。

(補)趙翼の太學諸生を曉す文に曰く夫れ天地の秀氣を得て人と爲る。其の性の善なるは堯舜と與に異なるなし。而して幸に民庶と爲らずして士大夫の族と爲り。又幸に他の業を爲さずして書を受けて儒士と爲りたれば苟くも聖を希ひ賢を希ひ、皆聖賢と爲るべく豈、庸衆の人と爲りて止まらんや、聖賢の地位に到る能はずと雖も亦當に知識あり行義ある人と爲るべく。且聖賢の聖賢たるは必ず皆生れて知りたるにあらず皆學に由りて知りたるなり。今亦聖賢の爲したる所の學を爲し功を用ふることを聖賢の如くせば則ち何んぞ聖賢の到りたる所の地位に到らざるを得むや。今の士たる者にして心を立つること此の如く功を用ふることを此の如き者あるを聞かず。此れ豈其の資品の皆凡果ならんや。誠に聖賢の學に由りて世に明かならずして詞章科擧の習、俗を成したる已に久し。世の士と爲りたる者、卷を執りたるより始め

只其の心は善く作り科擧を得て貴顯の人と爲るを欲するのみにして復、聖賢の學術あるを知らざるは世を擧げて同じく然らしめたり父兄の教戒する所、耳目の聞見する所、只是れ此の如し是を以て高才美質ありと雖も皆俗習に陥らし自ら脱する能はず、其の平生の心志事業は此の如きに過ぎず惟ふに其の心志、事業は只文藝科擧に在るのみ。故に聖賢の書を読み、講經を業とする者と雖も只音吐(句讀)を習ひ、製述を務むる者、只其の言語を擬れ、聖賢の意、義理の實に至りては全く求索せず茫然として識らざるなり。此れ學問道德の士復、世に見はれざる所以にして士風日に益頹廢し世道、日に益汚下する者にして其れ歎くべきなり。夫れ今此の習を變へんと欲せば士子をして意を正學に向はしむべきを知らしめ、當に聖賢の書を深く究めしめ、其の法の觀るべき所あるを冀ふなり。但し三經四書等の書を以て世の決科の資と爲さは今皆之を見て科擧とし、人をして此に由りて之を求め、能く聖賢の意を知るは實に易からず。惟ふに宋先賢の書は科擧の外に在り、且時世とも遠からずして其の言尤も曉り易し。先づ此に従ひて入るに如かざるは莫く而して近思一書は乃ち周程張子の言にして朱子の抄せし所たり。其の理、廣大にして悉く備はり其の言明白にして切實なり。又其の書、簡約にして以て卒業し易し。學者、苟くも此の一書を以て熟讀深思し、其の言及意を首より尾に至りて通貫爛熟せば則ち以て聖賢の心事、義理の歸趣、學問の門路を知るべく其の知見、意思は未だ讀まざる時に比して自ら別あるべし。是の如くして後、四書詩書等の書を取りて之を讀まば則ち其の語意自ら心に瞭然として父兄の門内の事を説くを聞く

か如かるへし。此に意味を得は其の心、欣然として惟悦たるへく、千載の遠き吾身の後と爲りしを覺わす。窮家の悦口たるのみならず世間の他の事業及得喪、榮辱を見ても皆心に留むるに足らざるへし。此に到りて之を罷まんご欲するも自ら能はざるへく己に行を知り兼ねて聖賢の到たる所の地位に進まは自ら皆到るへし。蓋し聖賢の聖賢たる所以は是の如きに過ぎざるのみ。然らば所謂聖賢なる者は豊人の及はざるものならんや此れ吾ハ一生の大事業にして其の門に入る處必ず近思録より始むへし。俗語に云ふ千里の行も一歩より初むご、此の書は聖賢の事業に在りては誠に千里の一歩たるなり。或は謂はむ、此の學は科業に妨げありご。此れ大に然らず。此に於て用功の深きを能くせば則ち義理、日に見はれ文字を通透し亦當に暢達し賸足し其の科文に於て俯いて之に就くへく其の作りたる所は必ず能く辭、達し理、議論に勝ち皆本より人をして刮目たらしむへし。然らば則ち此は實に科場に利あるへく豈妨げあらんや。肅宗十七年。上、太學に幸して多士を讓諭して曰く噫、庠序學校を設け以て四方の士を養ふ者は豈徒に作文干祿(自ら進みて仕官し俸祿を求む)のみならんや。昔顔孫師、干祿を學ぶ。子曰く多く問の疑を聞き、多く問の殆を見、能く之を學ぶに博く、之を擇ぶに精しく之を守るに約なれば則ち祿は干めずして自ら至るへしご。滿かに比來(近來)士習の古の如くならず經明、行修、曉達、治體する者少く而して文辭を尙ひ經業を遺し、祿利に趨る者滔々として之れあり。斯の如きは豈我 祖宗の學を興し人を作るの本意ならんや。濟々たる章甫(儒者)尺五(五尺の間隔)に密邇(接近)す。上下の情志萬然として流通し、誘掖激勵、寧

ろ茲に在らず。爾多士に咨らん予の訓を敬聽し服膺して失ふ勿れ。

(補)朴世采の啓に曰く治を爲すに風俗を變せずして教化を行ふは終に是れ道たり故に、賢直の言に曰く風を移し俗を易へ天下をして同心して風に向はしむるは俗吏の能く爲す所に非らざるなりご。然し西漢の世に黃霸、卓茂の徒の如きも猶此を務むへきを知りてより後も能く此に意を致す者なり。徒らに刑政の以て威制すへきを知りて徳及禮の尤も躬化すへきを知らざりしかば世道の淪喪も惟しむへきはあらず。宋の藍田呂氏私かに郷約を爲し條貫甚だ竹かなりしより朱子に至りて其の法を又増損し深く先王道濟の遺意を得。風化を助くること大なるものあり。今當に此を以て準と爲し李海損の諸説を參考して州縣の官をして民間に暨準通行せしむれば徳業相勸、禮俗相規の盛に臻るに庶らん。

英祖四年。上、諸生を諭して曰く曩の逆亂は百に近く儒生は幾と渙散し盡し只數十人ありと云ふ。噫士を太學に養ひ以て聖廟を守らしむるか如きは祖宗朝、培養の意を尋常に比すへきにあらず而して此等の小醜猶、尙此の若しとせば士を賢閣に養ふの意安に在りや。噫、古は大賢と爲りし者ありて疎を受け今は則ち賦の聲を聞き而して聖廟を顧みず是の若く渙散せしは此れ徒に諸生の過にあらずして乃ち師臣の過なり。師臣の過にあらずして實は寡人、躬ら君師の道を能くせざりしなりご。

八年夏。上、御筆三條を以て諸生を戒む。一は聖廟を尊び。二は士習を正うし。三は誠實を務む。其れ「尊聖廟」に曰く太學の名は古今奚と異ならん。而して世道日に下り自好の人、勤飭の士、相與に戒めて

賢關を視ること畏懼し、燈起して進み難きか如きは、豈慨すへきにあらずや。其の「正士習」に曰く諸生、舊習を倣むると雖も、聖廟を敬守するに心は猿の如く、意は馬の如くすへし。毫髮の謬も千里なり、戒めざるへけんや故に士習を正すは聖廟を尊ぶの次と爲るなり。其の「務誠實」に曰く學問の道は他なし。誠敬なり、即ち徹上徹下、成始成終する者なり。故に誠實を務むるは士習を正すの次と爲るなく。諸生其れ勉めよ。

十六年。上、太學に幸し、釋菜を親行し、仍御製の「享官廳小識」を賜ひ又御筆を以て「周而不比、豈不載書」の八字を書して並、壁に掲げ以て諸生を戒め。又御詩を賜ひ諸生に示して曰く。

成化于今幾百年。載書孔聖昭昭訓。

此辰何幸禮成前。佩服銘相勉心焉。

十八年。御筆を以て碑に刻し泮水の橋に墜て以て太學諸生を戒しむ。大學に詳

九月。上、太學諸生を崇文堂に召見し仍御筆を以て書して曰く「示寵榮賢關」とし又御製を書き下して曰く

「瞻彼太學。經傳載焉。列聖培養。賢關爲先。命修舊例。意豈偶然。面賜酒肴。益宜勉勵。」是の月に特に命じて太學養士の需を増置す。

二十五年。上、勸學編音を下し以て太學諸生を戒めて曰く孔子の聖を以て自ら學を好むと謂はれたり。吁嘆、今の章甫(儒者の意)は聖賢の言を誦して學を好まざるは抑も何んの心ぞ。自暴自棄して鏡を塵に投し珠を沙に埋め學問を楚越視す、吁嘆、多士は何んぞ學はすして之に師はんとするや子に曰く樂に成すと。今

の樂は考ふへからずと雖も挑燈朗讀するも此亦樂なりと。仍命じて板を明倫堂に掲げ諸生をして觀省せしむ。

三十二年。上、太學に幸し給音を下し諸生を諭して曰く昔、明の高皇帝は大學の衍義を殿廡に書し以て丹青に代へたりと稱感なる哉。今の士習は右の如くならずは専ら大小學の教に由り行ふ能はざるを以て然るなり。先年壬寅に子の年二十九にして始めて入學して大學の經一章を講したりしか今四聖に酌獻し此の堂に坐して學を視る也、予、諸生に淳德(淳德)たりと雖君師の道あり書爾諸生は其れ各勉めよ。仍て板に刻し明倫堂に掲げしむ。

三十五年。上、太學に幸し不闡堂に臨み御製を下し以て諸生を諭して曰く予今南東の文教は闡なりや否や予の淳德(淳德)茂學を以て列朝扶植の至意を、體し能はず、徒に不闡の名を有して不闡の實なし、吁嘆。諸生は曰ふ勿れ寡、躬ら君師の道を能くせずとも深く、列朝培養の盛意を體すへし。仍命じて之を書きて不闡堂に掲げしむ。

三十七年四月。上、太學諸生を諭して曰く賢關の名は何の爲に作れるや、蓋し大學は賢士の關する所なるか故に右より是を以て稱したるなりと。仍賢關志を製し賜ひ以て諸生を警しむ。

四十年。上、御筆を以て御製を書き賜ひ大學諸生に示せり曰く、臨御四紀、莫能師道、望入對士。必先觀然。吁嘆諸生。體予意。法學法賢。正一瞻首。

(續)正祖十八年。教に曰く關東の經生生の對へたる所の十三經の講義を潛心誦習し學を遂獨を展跋みたりと。信すへし若し經義に明かならざれば何んぞ能く剖析すること是の如きか。前參奉安錫任、前主簿朴師愷は並、敦寧都正に降授して嶺の東西の分教官とし訓蒙士たらしめ。進士崔昌迪は童蒙教官とし、其の對へたる所の經義を彙輯刊進せしめ名づけて關東寶興錄と曰ふ。後に又尙南寶興錄、豐浦寶興錄、關西寶興錄あり。

(續)純祖十一年。教に曰く太學は賢士の關する所にして徳性修身の根本なり。世に賢士なければ以て扶持し難く人、徳性なければ拔萃し能はず。今の大學諸生は果して國の倚頼する所の拔萃出類者たらんや。弊習讀書、躬行操存して益多士之を誦せよ。

(續)今上六年。文廟重建後、上、展拜せられたる後、明倫堂に座して召習を行ひ論語を講ず。教に曰く正學を崇む異端を開くは國ありて之より先する務はなく、元氣を培養するも實に此に由れるのみなり。泥んや首善の地に居りて其の之を崇む之を開く所以は即ち日用常に行ふへし。大經大法は讀書にあらざれば苟も以て之を崇む、明理にあらざれば苟も以て之を開くへけんや。然らば則ち飭躬制行、奮發策勵し皆徳義の尊ぶへく徒に文藝を是れ尙ふへきにあらざるを知らしめ、四方の民を風動せしむるは古も亦讀書に由れるなり夫れ陶、鑄作成の方は此れより講究せざるへからず、規模條例は廟堂をして制定せしめ肅然の効あるを聞らしむへし。仍教に曰く書籍を内閣に分送し之を會經閣に藏し堂議之を主らしめ。居齋の儒生をして常

時披閱せしめ書ありて讀まざるの歎なからしむへしと。仍御筆を以て「展拜文廟讀書論」の八字を書き賜ひ命じて此の堂に鐫掲せしむ。

(續)九年。釋奠を親行す。

是の日不闕堂に於て肆儀を親行し、明倫堂に於て召對す。大司成に命じて堂議以下を學に入侍參講せしむ、御製五言絕句一首は下賜し大臣、宗祝、儀賓、閣臣、儒童、承史、大司成及堂議以下儒生に命じて奏進(次和)を命じ、大司成は加資(叙位)、堂議は瓜近瓜近は瓜近の地を指す、教官は作室(郡守)として擬入せしめ四齋班首は初任(任官)とし其餘も調用し儒生には書籍一部を賜ひ勉學せしむ。

(續)二十三年。教に曰く崇儒重道は即ち我が列聖相傳の家法なり是の意は邱園(村里)に貧なり貧なり菴菴(學生)は學校に勤め是を以て俊髦(秀才の人)訝與し、治化邦隆にして正學を嚮り而して義理愈明なり。岐説を抑へ而して諷化自ら思む。夫れ國の治忽は斯道の顯なると晦なるとに在るを信ず、其の關係を頗みて重しとせざるや。賢を求むるの思、切にせし尤も今日急先務なりとす。巖穴跡弛(山中の賢士)には必ず經明修行の士多かるへく、能く一郷に於て亦一詞を慎餘すへし、之を求むれば則ち之を得へく、豈其の人なからんや。道臣守宰をして廣探旁搜し必ず學而精專、操履端正の人は直に登聞し以て需用せしめ、且培養作成を爲すは即ち菴田に植村するものなり。人を教ふる法は凡そ民の子は八歳にして小學に入り十五にして大學に入り、之を教ふるの術、學校の設は皆次序ありて亦周備を極む。此れ古人の學はざるはな

く而して諸俗醇美にして教化の行はれ易き所以なり。挽近、嬉遊は習を成し學を失して暴棄し遂に幼學壯行の何事たるやを知らざるは歎惜に勝へず。此れ敦導勸懲の如何に在りては、自今閭里村坊に講舍を設立し、年少聰俊にして才徳ある者を選ひ、之を教ふるに學業を以てし、之を中くに孝悌を以てするも、此れ亦家塾黨序の義にして而して即ち朝家の儒術を尊尚し、人才を樂育するの至意なり。規式の制定は内務部に於て商酌磨鍊して八道四都に行はしむへし。

冊培養

成宗朝 上、太學生李稔及館官養生を召して前殿に於て宴を賜ふ。時に上、文宣王廟に謁して歸り不豫なれば大妃、之を憂ひ宮人に命じて津宮の碧松亭に於て祈禱す。稔は諸生と共に其の巫を杖じて之を逐へり上、之を聞き枕を推して蹶然として起きて曰く予、嘗て士氣を培養し能はざるを思ひたりしか今太學生の能く此の如く爲したるを聞き。予の病は瘳りたるか如しと、遂に知事館以下に命じて諸生を率ひて入らしめ、勤政殿に於て宴を賜ふ。

臣謹みて按ずるに太學成典の所録は蓋し此の如きも又李廷密の記に曰く世宗大王、嘗て寢疾あり。來、内旨と稱して成均館に轉れり、儒生其の巫を逐へり、世宗、之を聞きて扶けられて起き坐して。

曰く予、常に養士し能はざるを恐れたりしか今其の氣此の如し、予何ぞ愛へむ此の言を聞きて予の疾は愈りたるに似たりと判書柳辰全、明宗に啓せしに曰く人主の士氣を培養するは當に是の如かるべしと、此れ李稔の事と相類するも廷密所記は成典の據るべきものとは同しからざる故茲に附録す。

時、天旱なり。李稔上疏して領議政尹弼商の罪を斥かむとて語不遜を極む。上、之を罪せむと欲す。李克培奏に曰く新學の少年は事體を知らず言、中らざる雖も固より當に之を容すべきなり。祖宗以來、儒術を崇獎せられ儒生の言事を以て罪を受けたる者未だ嘗てなし。今若し之を罪せば言路に妨あるを恐るゝなり。上意乃ち解けらる。

中宗十四年。副提學趙光祖の啓に士氣の培養を請ふ。

趙光祖の啓に曰く 世宗朝の集賢の學士を用ひ見るべきものなきを以て皆其の家に退歸せしめ、世宗、領議政黃喜を召して謂ふて曰く集賢諸生は我を棄てて去れり之を如何にせむ、黃喜、曰く臣、往きて諒すへしと、遂に通わく諸學士の家に往き懇請して以て來しりと。此の如くし然る後に士氣を培養すべきなり。且太學諸生、路にて黃喜に逢ひ面して之を語りて曰く汝は宰相と爲り會て君主の非を格す能はざりしにあらすやとするも喜は以て怒らざりき。喜の大言たるの道は當に是の如くすべきなり故に、世宗の治は今之を稱る。又曰く廢朝(燕山君)の時に儒生をして崇(密)を荷はしめたるに儒生は安然として之を受け且詞章を以て人を採りし故に儒者は常に筆墨を假ひて以て其の動止を伺ひたり。此等の人は只、榮身肥己を欲するのみ此等の人を得ると雖も亦國家に何れの益かあらむや。 成宗朝の士氣を培養せるに至れりと謂ふべく而して廢朝に至りては氣節、地を掃ふ。

冬十一月、大司憲趙光祖諫せらる、太學生李若水等上疏して其の無罪を明かにせむとす、門者(守衛)其の疏を拒む、諸生遂に門を排して入り相率ひて號哭の聲、大内に徹る。上、責問して曰く儒生の禁中に於て號哭するは古にも是れありや否と。生員朴允佑、申命仁等挺身し對へて曰く古に楊震の囚はる、や太學生三千人に宮殿を守りて哭せり。闕り 殿下今日の事は誠に千古に未だあらざりし事なりと。上、儒生の事體を論らざるを以て之に罪を加へず。

宣祖十六年、太學生柳拱辰等上疏して李耳、成誼の爲に誣を辯す。上、教を下して褒獎す。

上、教に曰く昔宋の時に六賊朝に當りてを以て李綱は國を去り太學生陳東等上疏して之を極論せり、千載の後に其の風節を聞くなり尙、思ひすし。法を投じて興起すべし。今茲に館學儒生は朝論の垂を目見し國事の日に非なるを宜しくすべしとて、忠義相率ひて闕(宮殿)を叩き抗章す。其の疏を讀みたるに其の忠肝義膽、凛々として鬼すべからざる者あり誠に學問たる所に負かず横流なる砥柱と謂ふべし。夫は太學生首善の地にして公論の在る所なり。朝廷の是非は一時を亂すべきも太學の公論を廢し得べしや。予の即位以來、儒生の上疏は一にあらざる。而して其の間堂直にして非に逆る者なからざる。然も予は未だ嘗て不悅の色を一度も示さず必ず温言美辭を以て慰諭し以て道はしたり。國家の元氣此に在るを以て朝臣は罪すべきも諸生の氣は折るべからず、假令狂生の所爲にして或は中に過ぐるも猶之を待ること此の如くすべし。況んや其の正直の氣は青松の如く、惡節を挺する者に於てたゞ。予は千乘(王)の尊を以て

尙且己を屈して之に下る彼の喉院三司の臣は乃ち諸生を日して浮亂を以てせば是れ黃浩善の所爲に類はむと欲するものとせむ。

二十二年、全羅道儒生丁巖等上疏して大臣李山海、柳成祉の罪を斥く。上、命して之を囚ふ。館學儒生崔起而等上疏して之を救はむとす。上、答へて曰く予忝位すること二十年儒生を待つに未だ嘗て惡言を之に加へたることなし。況んや之を王府に致して章甫の士をして獄吏と與に相對せしむるは此れ豈予の意ならんや。今、疏の辭を觀し之を嘉す。予過りたり。爾等の爲に之に従ふべし。遂に命して巖等釋を釋く。太學生、從祀の爲に疏して門門(宮門)の外に坐せり。時、元宗大君、王子と共に馬に乗り其の前を過きたり。多士、其の從者を罰す。上、之を聞きて喜んで曰く士風固より是の如し、予亦培養するのふと。

光海の時に太學掌議全培等、鄭仁弘を儒官より削る。

文正公宋時烈曰く太學生の鄭仁弘を削るや、光海大に怒りしも然も之に罪を加へず、李偉卿の因疏を倡ふるに及びて四館の停學するも而も光海は強解するを得ず。蓋し列聖朝より士氣を培養せし故に昏朝に在りても力制し能はざりたり。

仁祖朝に儒生宋甲祚及高讓を以て官を奪す初め仁穆大妃、西宮に在り時、讓、上疏して極諫し光海に請ふて孝を嘉さしめむと。遂に罪を被る。甲祚の進士と爲るや榜首李榮久、榜下を魯率し將に因疏を爲さむとす甲祚、義を抗して之を折り獨り西宮に詣り拜恩せり。是に率り上、皆之を擯用す。

(補) 景宗六年。同經筵李敏叙、講筵に因り祖宗朝の人才培养の道及び齋館供饋の方を備に陳へたるに上、敏叙に命じて大司成南二星と與に大臣と共議し義士節目を作り以て進せしむ。

九年。上、教に曰く予嘗て韓文中の佛骨表を喜んで讀み何蕃傳を見、又宋の陳東、歐陽澈の事蹟を見るに千載の下に覺むず人をして起敬せしむる國家の士子を感養する所以の者は豈、徒らに作文して干録(体給を求むる意)せしむるものならむや、予、此の三人を以て別に小祠を成均の傍に立て、今日の諸生をして觀て感ずる所おらしめ而して古今に於ける紀、一、三者は同じく之を祀るべく大臣儒臣をして議せしむ、

領中樞府事宋時烈の議に曰く宋世借諸の日に太學諸生の多くは亂に從はむと欲せしも何蕃は屹然たる一儒巾を以て色を正して之を叱り六館の士をして皆誦しめざりき、其の義甚だ壯に其の功甚だ大にして、反て李晟の數十萬衆に勝り、然して蕃の身を自むる孝行卓異なる故に成就せること此の如し、所謂忠臣は孝子の門に求むることは信すべきなり、陳東、歐陽澈に至りては宋朝の兵を破り極り固き日に當りて群臣の國を誤りたるを痛み忠臣の楯たるを感み、慷慨上章して六世を斬り以て天下に謝すべきを請ひ、種李を用ひ以て強虜を却くべきを請ひて卒に殺されたるも悔ひざりき、學びたる所の正しく、養ひたる所の厚きを見るへし、此れ實に宋朝列帝の培養すること深厚にして而して元祐諸賢の倡明道徳の教なり、若し歐陽澈の殺さるる日に時にあらざる大雪は降、寒き人を隨らたり匹夫にして天地の氣に感動せしめたるを此れ見るへし、今若し、聖教に依り別に小祠を立て、諸生をして觀て感ずる所おらしめは豈世道

に益するものなからむや。

判中樞府事金壽興の議に曰く何蕃等は皆是れ太學生なれば同朝の人も亦太學生の中に就き成就表著して三人の如き者たる後に於て合享に愧つるなかるへし。晋の惠帝の時に賈后、太后を廢するや太學生輩養、明倫堂に升り歎して曰く朝廷の斯の堂を建てたるは何の爲ぞ、故書を覽ち毎に謀反大逆に皆故され祖父母、父母を殺したる者に至りては收されず此に王法の容さざる故なるを以てなり、今天人の理、既に滅し大亂、作れりこ、其の妻と與に對に入り終りたる所を知らず。養ひたる風節亦三人に下らざる者たり與に同祀を論ずるを適當とすへしこ、上、命じて議に依り施行せしむ。

景宗朝に館學生李宜重等上疏の略に曰く臣等伏して見るに、先大王の諱文に何蕃等立朝の語あり而かも尙未だ泉行せざるものにして其の名ありて其の實なし、先大王節義を尙ふ士氣を激せらるるの至意を諷復に歸せしめむ。速に之を行はむことを請ふ。上、之を許す。

英祖元年崇節祠成る。晋太學生董養、唐太學生何蕃、宋の太學生陳東、歐陽澈を以て享る。何蕃、陳東、歐陽澈、三人は皆忠臣にして、其の節義を尙ふ士氣を激せらるるの至意を諷復に歸せしめむ。速に之を行はむことを請ふ。上、之を許す。

(補) 六月。太學生何蕃等上疏して趙泰壽、柳鳳輝、崔錫恒、李光佐、趙泰德等の罪を討つ、語切直多し。上、様を召して嚴責す。様、抗言して抗をす。上、怒り甚しく疏を地に擲し天威震怒す。罪は將に罰られず。様少し屈せず矣對益詞切たり。上、少なりと爲し威怒消れて始めて烏配を命し。又教に曰く疏儘

を見るに咫尺威威の下に少しも屈辱するなし。三百年培養の效を見るへし。昔、成廟朝に大内より津宮に神祀を行ひしか津儒は之を驅逐せしに、成廟に喜ひて曰く士氣此の如し吾復何を憂へむやと今や倅に付ては予は其の不屈を嘉し特に烏配の命を還收すへして仍舊批を賜ふ。

三十六年秋七月、上、太學に幸し崇節祠に歷臨し御筆を以て「流芳我東」の四字を書き祠に掲げし仍舊教に曰く假令直節ありと雖も四賢に絶る者は決して添配すべからずと。

四十年、上、御筆を以て「四賢祠」の三字を書き賜ひ命じて崇節祠に掲げしむ。

崇節祠祭式。毎仲春秋の中丁に祭を行ふ而して饗品は皆聖祠と同じきち平服とし。

田園異

世宗十九年、太學生等上疏して僧の行手を斬らむことを請ふ。時に行乎は興天寺を重創して僧徒を大に聚め新に度牒を受けたる者一年の内に幾と數萬に至れり。儒生等之を誅すべきを疏請す。

太學生の疏に曰く我、太祖大王、淫屠の害を慮り嚴に僧徒の禁を立てたり。太宗大王其の弊を灼知し寺社を減革して中に一二を存し、土田残獲は軍需に充てしめ、山陵の傍にも亦寺を建てしめざるは異端を斥き世道を回さむと慮りたる所以なり。嗚呼至れりかな。我、版下に及ぶ先の内願堂を廢し仍て宗門を減し、且僧徒の城市に入るを禁し、年少の輩は剃髮せしめず、是に於て僧徒、跡を以て首を縮めて敢へて恣行せず。臣等咸、吾道の日には昇るを仰ぐ、豈異端の復興を意とせむや。今の行乎は興天寺に住止し

其の道を以て風俗を移易せむとす。民の敬服する者は懶惰に異ならざるも宗親貴戚にして躬に宗門に詣り恭しく弟子の禮を行ふ。臣等之を見る毎に扼腕痛心せり。願くは、版下僧を去り、疑はしめず惡を除き本を務め、彼司に命を下して行乎の頭を斷り以て邪妄の根を絶たしめらむことを。

成宗朝、巫、内旨と稱して津水の内に於て禱祀す。諸生皆憤疾せしり然と、道を畏はし言ふ者なし。太學生安彭命、獨り奮然として之を逐ふ。

十一年、太學生金宏弼上疏して開覺寺の僧を誅すべきを請ふ。時に開覺の僧佛像を重創し以て衆心を惑す。宏弼、疏して罪すべきを請ふ。

金宏弼の疏に曰く其の法たるや空を觀て性を見、其の行たるや默言絶殺し、其の道たるや虛無にして而して其の教たるや誕妄なり我、版下は深く邪正を知り儒術を愛好し寺社を敬去し書を抄りて軍と定めて近古以來大なる有爲の君なり。豈、今の開覺僧輩の群を聚め都城の内に恣に虛無の教を設け、佛像を淫回して人衆を亂惑し、四方の士女をして虚然として軍歸せるを意とせしや。聖廟の朝に安んじ此の如き權妄の事あらんや。假りに彼の佛像にして回立歩逐すること人に異なるものなしとす。も國家に何の益か。あらん國民に何の益かあらん。徒に不詳の一植物たるのみ。而も萬萬此の理なきに於てたゞ伏して望むら、は、窮ら首惡の僧を誅し市朝の中に斥し、四方後代をして成、版下の邪を去り疑ふべからしむ而して佛道の信すべからざるを知らしむべきなり。

二十年。郷試に於て舉子を行はるに對策に祀佛嚴勸を言ひたる者あり。上、之を聞き有司に命じて其の人を罪し。仍教を下し以て諸生を戒しむ。

教に曰く儒生對策の辭には予、甚だ憤れり、佛の害となるは誰か之を知らざらむ。況んや孔孟を學ぶ者に於ておや。程子曰く佛氏の害は楊墨よりも甚だし。當に淫聲、美色を如くし以て之を遠けしむべし。後の學者は力察して之を明辨せざるへけんや予、嘗て編徒の天常を蔑棄し民財を耗盡せるを恨も、將に其の根株を絶ち、世教を扶植せむと欲せり、而して今の儒生は國家舉賢の日に當り堯舜の道を陳へずして浮屠の法を鼓唱す。是れ予をして梁武の捨身、唐宗の脱拜と爲し而して後已まんと欲するものならん。儒者たりと號する者猶此の如し。況んや無識なる士女たるおや。宜しく有司をして遐裔(遠方)に屏き好惡を明せしむべし。

(補)仁粹大妃、佛像を造り淨業院に返る。儒生李冠等取りて之を焚く。大妃、爾の罪を治むべきを請ふ。上、曰く儒生の佛を聞くは賞すべくして罪すべからず。況んや内より之を聞きて命じて儒生を推すは人君の政にあらずと終に教を奉せず。

(補)中宗五年。中學儒生等異端を聞くに倡言し擅に貞陵及寺の京城の中にあるものを燒く。上、初めは詢治を命ぜしも之を許し。教に曰く祖宗より儒生を優待せり其れ問ふ勿れと。

太學生李穆、嘗に居る時、巫、淫宮に於て帳ふものあり。穆、杖ちて之を逐ふ。始發に計り

明宗二十一年。開城府の儒生、松嶽淫祠を焚く、初め、開城の俗に神道を好み松嶽に祠を作り名けて曰く大王祠とし舉國奔波し之に事ふる甚だ諷にして糜費多く、男女に別なし。儒生輩發憤し其の祠を焚き其の像を毀す。

館學の諸生上政して普雨を誅すべきを請ふ。普雨は妖僧なり。左道を操みて一世を迷惑し楡巖寺に無邊會を設く。是に至り諸生之を誅すべきを請ふ。上、許さず。諸生遂に館を空うして去る。上、日に承旨、史官を遣はし諸生を招諭し食堂に就かしむ。普雨は遂に濟州に竄死す。

宣祖七年。太學の儒生上疏して淨業院を撤せむことを請ふ。上、手札に之に答ふ。時に急務宮の兄、内命に托して金剛山の寺に往き佛事を作し、有司の糾する所と爲りて淮陽氣に因はる。是に於て儒生、廢院を疏請す。上、答を賜ふて曰く首善の地に在りて請論するものは道義にして期待するものは得朱なり。宜しく益、動心忍性。切候琢磨、敬義夾持、表裏交養して他日、眞儒と爲り朝端に立ち上、寡君を輔け下、斯民を澤し、治を隆に俗を美ならしめは則ち吾道の衰、異端の盛を慮ふるに足らざるなり。

命じて舉子に老莊文字を用ふる者を禁ず。庚子榜(榜は發表)の李滄は莊語を用ひ登第せして以て特に命じて之を削る。宣祖七年

仁祖朝。科場に於ける異端の文を申禁す。大司成李植、諸生を榜諫す。
顯宗二年。上、命じて城内の尼院を毀し北學を復建す。是より先都城の内に兩尼院あり一は仁壽院と曰

一は慈壽院と曰ふ慈壽院は即ち國初の北學の舊基なり。是に至り命して皆之を毀し僧尼をして還俗せしむ。給貨官宋淺吉の奏に曰く朱子は嘗て僧舎を毀して書室を作り一舉兩得と爲したり。今宜しく北學を復建すべしと。上、之に従ふ。

四年(補)九年。尼院の材瓦を以て丕洞堂を成均館に建て又一兩齋、門入齋を建つ。

高宗二十九年。命して儒生の迎接都監を親て難戢する者を禁し犯す者は三年を限り停擧せしむ。北使の來るに當り朝家は離都監を設け僧尼を聚め山棚を張りて之を迎ふるなり。是に至り北使の將に入城するや大司成金鎭圭の奏に曰く臣街路に於て都人の奔波を見るに士子亦多く住きたり。士の自重せざる此の如きを親らへし、宜しく禁制あるべきなりと故に上より是の命あり。

三十六年。増廣擧子の對策に佛語を引用したる者、稗説を引きたる者は臺臣より啓して拔擢(取消)を請ふ。上、之に従ふ。

英祖十二年。上、有司に命して成均館の入直官の罪を治へしむ。太學の兩堂議皆停擧さる。時に津の隸輩山棚を設け津村の内に築を張りたり。上、之を聞き是の命あり。

學校考六

學官官制

(補)新羅眞德女王五年。大舍二人を置き位に舍より公麻に至る。

(補)神文王二年。卿一人を置き以て國學を掌らしむ。

(補)景德王六年。國學に諸業博士助教を置き卿を改めて司業とし大舍を改めて主簿と爲す。

(補)惠恭王十二年。司業を改めて卿と復稱し主簿を改めて大舍と復稱す。

(補)景文王三年。王、國學に幸し博士以下をして經義を講論せしめ物を賜ふに差あり。

(補)惠康王五年。國學に幸し博士以下に命して講論せしむ。

(補)高句麗嬰陽王十一年李文眞を太學博士と爲す。

(補)百濟近肖古王二十九年高興を博士と爲す。百濟、國を得てより未だ文字なかりしか是に至り始めて書記あり。

(補)高麗太祖十三年。秀才廷男を書學博士と爲し別に學院を創め六部の生徒を聚めて之を教ふ。綵帛を賜ひ之を勸め又倉穀百石を賜ふ。

(補)六年。十二牧に經學博士を置く。王、前年に學士の歸郷を許せしもの教授すべき師なきを以て經學に通せる者を選ば博士と爲し、十二牧に各一人を遣はし、教行教諭せしむ。州縣長、吏、百姓(人民)の手に

して教らるるべき者は並訓戒せしめ若し勸志して經に明く用に足るべき者あらば牧宰をして漢の故事に依り其録して京師に薦賞せしむるを以て恒式と爲す。

(補)八年、太學の助教宋承演を擢して國子博士と爲す。王、學校の教にして成人の甚だ少きを患ふ之を覽勸せむと欲し有司の進呈せる舉人姓名を取覽し、承演及羅州の經學博士全輔仁の六を教にして成效ありと遂に承演を擢して國子博士とし、輔仁には公服一襲、米五十石を賜ひ教を下して之を褒寵す。

(補)宣宗即位し、三京八牧の通判以上及知州事縣令にして文科に由り出身したる者は學事を兼管せしむ。

(補)又、外官に文師一員を差遣し儒臣にして守(郡守等)たる者は學事を兼ねて管句せしめ以て勸學す。

(補)八年、朴景緯を國子の祭酒と爲す。

(補)國學の奏に兼差(兼任)教導官の參上參外を各一員とし勸學者とすへしこと。之に従ふ。

(補)仁宗九年、中書門下の奏に參外文臣は各定めて經注を業とし政案に録して學官に任すへしこと。之に従ふ。

(補)毅宗二十三年、詔に曰く民を化して俗を成すは必ず學校に由る祖宗より以來、外官に文師一員を差遣し又儒臣の守(郡守等)たる時は學事を兼ねて管句せしめ以て勸學せしめたり。近來聞くに是の職に任する者單に謀利を以て先と爲し。勸學の方略に留意せず、志學の士は開達に由なし。朕甚憫む、各官、文師及學事を管句する者にして勸學育才以て朕意に副ふ者あらば則ち兩界兵馬使、各道按察使は注名馳報す。

へし。時は政簡を待たず隨時擢用すへし。

(補)元宗十三年、東亞學堂を置き判書省事全軌、尙書左承宣文烈を以て別監と爲す。

(補)忠烈十六年、教に曰く今の儒士は唯科擧の文を習ひ博く經史に通する者なし。一經一史以上に通する者は國子の教授とすへし。乃ち正副崔暹等七人を以て經史教授と爲す。

(補)三十年、安裕は李暉、李璋等を推薦し經史教授と爲し、七管十二徒の諸生にして横經受業する者數百なり。

(補)忠肅王の時、李晟を以て成功の祭酒と爲し、晟、弱冠にして登第し墳典を窮習す至る所の者雲の如し。人、之を五經笥と謂ふ。

(補)禹偁を成功の祭酒と爲す。偁は丹山の人にして上書極諫し遂に福安縣に退老せり。經史に通し易學に尤も深く、卜筮は中らざるなし。程傳の初めて東方に來るや能く知る者なし。偁、閉門すること月にして參究し乃ち解し生徒を教授す。理學復行はる。

(補)忠惠王の時、崔濟を大司成と爲す。濟は致遠の後裔にして幼より穎悟、文章を爲すに師友を資らす超然として自得し異端を排斥す。

(補)十六年、李穡をして大司成を兼ねしむ。穡は生員を増置し經術の士を擇ふ。鄭夢周、金九容、朴尙衷、朴宜中、李崇仁等皆他官を以て教官を兼らる。

本朝。太祖七年、命して成均館、知館事以下の官を置く。

(補)太宗元年、命して成均の祭酒を改めて司成と爲し、渠正を改めて司蒸と爲す。

(補)六年、儒學提調を置く。時に初め十學を置き、儒學は其の一なり。左政丞河澗の議に従ひたるなり。

世宗朝、尹祥を大司成と爲す。久しく教官の任を掌り、一時達官聞人は皆祥の弟子なり。國朝以來師範の第一と爲す。

尹祥の後に金鈞、金津、金末、繼ぎて成均に長し人を誨へて倦まず。作成に敏あり。入啓して曰く、館中の三金なりと。

(補)世祖四年、成均館の生員崔自滄等上書して、登司成金鈞を久しく任じしは教育の責を盡さしめむことを請ふ。上、御書を以て答ふ、曰く、子等の意は實に予の心に合す。後に改めて接ぐべきも、特に清香を賜はり會して一度歎を盡すべしと。

(補)十二月、上、常參(當時の參拜)を行ひ、同知中樞府事金鈞に謂ふて曰く、當今の儒士は經學に精しき者絶無にして、文章に留意する者亦罕なり。仕版に登名し小成に安す。余中樞は久しく師長たりき。必ずや興學、育才の方を知るべし。承旨李克堪と與に之を議すべしと。

(補)六年、禮曹の啓に曰く、人才の教養は國家の重事たり。請ふ、自今京外教授官、教導、學長は學問に精熟し、師表に堪ふる者を探ひて之を授け。成均館、四部の勤慢は本曹に於て常に檢察を加へ、外方(地方)は觀

察使、視しく自ら請問して本曹に移文せしめて精啓し、成効ある者には特に褒を加へ、京外の生員、進士は擇補して入學せしめ、年四十を過ぐるも學はずして閑遊する者は各其の教官より本曹に報告し、兵曹に移文して軍役に充てし以て懲すべく。其の他守令(郡守)にして學校を修明し能はざる者は觀察使をして嚴に糾理を加へしむべしと。之に従ふ。

(補)成宗五年、禮學、登科して直に大司成を拜す。楊を拜し、幾ならずして師儒の長に旋除せられたるは皆てあるなし、人、以て榮と爲す。

(補)十四年、安潤德、登科し承文樞知に補せらる。朝廷、潤德を以て經學に深しとし、宜しく諸生の師たりしむべしと。成均學館に移して博士に授けし。

(補)二十年、御業祖登科して藝文監副に補せらる。同成均李克堪の啓に、御業祖を以て官は卑しと雖も、其の學行は師表と爲るべし。成均館に登壇(登任)せしは諸生を講訓せしめられむことを請ふ。之に従ふ。

(補)中宗五年、金安國は方に掌令に任せらる。弟正國は時の東曹佐郎たり。朝廷、教誨を以て重と爲し、親儀に拘はらず。安國を司成に任し、以て之に專任せしむ。

(補)十二年、副提學李善を大司成に移拜す。十三、十四年、趙堯祖を以て同知館事と爲す。堯祖の奏に曰く、今の儒者は各自奮勵すと雖も、士習は尚ほ至らざるも、師道は則ち絶てり。國家に學官を設けると雖も、教誨の責に任する者にして、彼、能く宋の胡瑗、孫明復

の如き者あらんや。須らく人の師に合する者を探ひ學官として之を置くべく。振作激勵の方は躬行して以て之を導かば則ち下に必ず興起する者あるべし。竊かに聞くに。祖宗朝、科擧に由らざるも進んで學官と爲したる者ありと。今若し此を行はば、其の效あるべし。上、曰く科目に由らざる者と雖も學官に爲さしむべし。

十四年。尹箴を以て同知館事と爲す。二明を講堂の下に對植し根茂枝達を以て諸生を諒し其の本を務めしむ。今、明倫堂庭の文杏是れなり。

文正公宋時烈曰く中宗の世に尹箴、久しく師儒の職に處し以て著作の任を専らす。箴、嘗て文杏を植ふを以て學者を戒しむ。故に其の學者、皆本質を敦らし夸訛を恥つと云ふ。

四月、金澁を以て大司成と爲す。時に朝廷に於ては應擧科を設けしに金澁、魁たり。上、曰く金澁は賢者なり。此の人は師儒の官と爲るべきに今回出元に與らざるを恐れたるなり。予、甚だ喜ぶ。遂に大司成と爲す。是は日に諸生と與に横經問難し學者甚を衆く或は室を築きて業を受くる者あり。

(補)二十年。尹箴に大司成を復授く。箴は疾を以て官を解かれたり。生員鄭世球等の上疏に曰く尹箴の大司成と爲りて今に八年なり。啓迪成就。其の道を得。誘掖獎勵。其の方を盡す。今其れ去る。豈、歎問に地へむや。昔、陽城の道に刺するや太學諸生、留任を請ひ而して恐かれす今に至るも縫掖恨と爲す。願くは。殿下は改職の命を急收せられむことを。上、箴の大司成を還授すべく即命ありし後箴は開城留守

と爲る。大提學李若文請ふて留任せしむ。

三十七年(補)三十八年。宋麟壽を以て大司成と爲す。麟壽は學者を教ふるに必ず先に小學及性理諸書を讀ましめ以て基本を立て誘掖に勤にして各々其の材を盡さしむ。學徒聚集し肅然として興作の效あり。

(補)明宗元年。教に曰く近來の儒者は専ら學を務めず、師儒の官、數惑りて訓導を事とせず、而して該司、全く糾察せず、學校を陵夷に致す、宜しく自今、才德俱備せる者を探ひ師長の任を兼ねしめ期に準じて俾敘し、承文判校、本常正の例に依り譯して大司成と爲し、其任に久しくして必ず人才作成の效あるべし。此の意を大臣に議せしむ。外方(地方)訓導も亦選擇派遣せしむ。

明宗八年(補)九年。上、學校の廣弛を憂ひ教官の任を核擇せむとす。大臣は堂下に文行ある者を用ふべきを請ふ。遂に副應教李況を大司成に擢拜す。堂下より大司成に直拜せる者は右より擧なる所なり、後に御命存、禹性傳も亦堂下を以て擢拜せらる。

(補)二十一年。正言李璠の上疏に曰く別に學成りて行、可しく師表と爲るべき者を探ひ、太學の官子に教へしめ其の他學校の官も皆、經明行修の士を探ひ文藻の上拙を以て考課の高下と爲さす而して専ら講學力行を以て急務と爲すべし。

仁祖元年。金長生を以て國子司業と爲す。司業の設は長生より始む。長生、固辭して曰く非常の職に必ず非常の人を待つ、臣は其の人に非らざるなり。上、曰く師儒の官は必ず長者を須ち然して後、多士は視校

すへし、近來の士習は昔と異なる故に此の如く相類はすのみ。

臣謹みて按ずるに、太宗朝左政丞河晋の表に因り司業を改めて司藝と爲せり。是に至り、上、新に即位せられ儒化を振起せむと欲し遂に命じて復設せしむ。

六月、鄭暉を以て兼大司成と爲す。初め、上、朝臣に師表と爲るべき者を探ら以て教化を明かにし、士風を正さむと欲し、而かも其の人難し、廟堂に詢る。曰く古に賢職を以て大司成を兼ねたる者ありや、大臣曰く鄭麟趾、徐居正は之を兼ねし其の後に聞かす、乃ち暉を兼大司成と爲す。

臣謹みて按ずるに國初の兼大司成は或は一品(一位)に至り仍格はたり、蓋し慎簡の意なり。中間に廢して置かざりしも是に至りて復設す。

(補) 兼曹、大司成鄭暉を以て吏曹參判に首授り、上、造士を以て重しと爲し下批(允許)を爲さず。後屢他職に遷せしも皆兼任とせり。

七年、唐翼を以て兼大司成と爲す。時に教養官を設くべきを請ふ者あり、翼の表に曰く今宜しく經學節行にして人の敬畏する者を選りて太學師儒と爲し地方の州邑に師と爲るべき者を以て宋朝の書院主教者の事に依り山長の號を授け、其の地の後生を教へしめ、則ち士習正しく風俗を變せしむへしと。

(補) 十二年、兼曹、大司成李明漢を副提學に首授り、上、教に曰く選動することなく師儒の任を重んずへしと。

(補) 十三年、兼曹、士習の不美なるを以て師長たるべき者は資級を論せず擬望(推薦)すべきを啓請す。金尙憲を以て大司成に任す。

(補) 二十一年、平安道觀察使の啓言に清北儒生は頗る向學心あり木道文官を擇み教養官と爲し且經書を印刷し培養作成せしめられむことを請ふ。上、之に従ひ命じて經書各十件を頒けしむ。

(補) 二十七年、兼曹の啓に曰く庠序學校を設けたるは人才を培養し風俗を變化せしむる所以なり。近年以來内は國學の師儒、密に倚りて講す外は州郡の守令(長)勸課を全廢し、問卷の間に終誦寂寞にして人才の衰乏、風俗の敗壞、此に賦由す。國家の師儒をして一に學令に依り朝堂に通讀せしめ其の勸課を課し成就する所あらしめ、地方は皆めて都事を探り教導を專管せしめ、頻數に考講し、屢次能く通せる者は特報して論賞し、三朝も通せる者は武學に法定し以て典學納祭の地と爲すへしと。之に従ふ。

(補) 孝宗己丑、右議政金瑨の啓に曰く各邑をして典學養士、教授訓導の官を未だ復設せずと雖も境内に於ける文行の士を擇み學長に定め、根柢を月給して士を郷校に聚めて之を教ふに必ず禮法を以て先と爲し、朝堂は守令(郡守)は武官と雖も視しく郷校に至り學長をして考講せしめ、其の高下を定め、勸課するに頑存にして教者に準はざる者は從事中に從三罰を處すへしと。

(補) 三年、李景奭の劄に曰く太學は多士の聚る所、人材を養成し官職に人を得るものに係る、昔に在りては師儒の官は必ず大司成に輪廻を加へたれば則ち才人々の豊富すへき所に非らず。文行のあるにあ

らされは與からず、亦數任を選ふるべからざるなりと置、嘗て先朝に啓達し舊例に依りて大司成は他の職に就くと雖も兼任せしめたり。厥の後該曹に於て考慮せずして命を成す。今此の規は遂に廢せられ拜し乍ら旋遷せしめ久居し能はさらしめ、尋常の試課にも尙時循例を以てせず通讀答報、已に久しく賢問措議の風漸く昔の如くならず、士習何に由りて善かざるや。

九年、宋浚吉を以て兼祭酒と爲し、後又宋時烈を以て代ゆ。祭酒は近世になきも、上、儒教を修明せむと欲し特に命して廢設せしむ。

臣謹みて按ずるに、太宗朝、河嶺の議に因り成均祭酒を改めて司成と爲せり是に至りて始めて復設し而して東文選に安彭命の皇尊に洪晉達も亦祭酒と爲す云々（司成）後子孫に授ずるは洪晉達の祭酒に代りて今も祭酒の如きはなし。

顯宗四年、閔鼎重を以て兼大司成と爲す。鼎重は學校の政を申明し館中肅然たり。論者國朝大司成としては先の全漢、鄭暉、及鼎重を數ふ。

肅宗十年、教に曰く其來士習、日に益々善にし、家に嚴父となく、朝に賢師となく、以て其の材を養ふなし。他日身立つるに焉んぞ用んや。今より以後は大司成に必ず文學あり凝重寡黙なる者を選りて之に使ひ士習を丕變せしむべしと。

（補）延臣林泳、嘗て奏に曰く程子學制を論せらる、（補）程子學制を論せらる、
程子學制を論せらる、
程子學制を論せらる、鄭暉、張叔を延れ學校に處せしめて士子をして皆

式せしむ。我祖宗朝に於ても全鉤、金末、尹祥の如きは久しく國子の長と爲りて人才を成就し一時に名人の其の門より多く出つ。近世の事を以て之を言は、鄭暉は兼大司成にして位階は實憲たるも尙在任し居りて頗る成效あり。程子課學の法に至りては師儒自ら當るべし、講定の要は人を得ず久しく任せしむるに在り。

（補）朴世采の啓に曰く學官、長武は本、科擧に由りて習はたる所を進むる者にして一に普勅令規約の事なり、其れ師友の道、禮樂の教に於ては取裁する所なく以て模倣とす。是れを以て其の人を得ざるなり。其の人あるか如きは長武以下は請ふて門に造れ程子所論の如くなすは其の理、固より然り。今當に詢問すべく必ず其の題目を高くとす苟も能く爲學力行し當世に名ありて士子の格式と爲さるべき者は有らざるを以て非堂講說せしめ以て賢賢禮儀の意は致さず其の益少からざるべし。

學令

臣謹みて按ずるに學令は太宗成典に載せり。宣廟朝の先正臣李珥、請ひて居官者をして一に學令に依らしめ、宣廟朝の大司成閔鼎重は嘗て上疏して其の制を論して曰く學令は乃ち祖宗朝の定著にして又大典を按ずるも學令に依り勸懲すとの文あり是れ蓋し國初の定式なり。

毎月朔（一日）には諸生、冠帯を具へて廟庭に詣り聖に講し四拜禮を行ふ。
毎日學官は明倫堂に齊坐す。儒生は揖容を行ふ旨を請ふ。鼓、一聲して諸生、順次入庭し揖容を行ふ。是より

て各齋の前に就き相對掛す。齋に就く。次に儒生、學官の前に詣り日請を行ふべきを請ふ、上下の齋より各一人を抽き讀書したる所を讀みし通じたる者は之を抄録し一年の書數(計數)を逆考して科擧の式年讀書の書數に合計し。通せざる者は罰是す。或は聲する諸生、讀むべき所の書を執りて各師長に詣る。授業する前に論難辨疑し、後に新に授くべし。多きを務めずして須く研精せしむべし。或は卷に對し。昏睡し教を承くるに留意せざる者は罰す。

諸生の讀書は先の義理を明にして通達萬變、徒らに章句を事とせず。文義に牽制せられず、常に四書五經及諸史等の書を讀み、莊、老、佛經、漢流の百家子集等の書を挾たす。違反する者は罰す。

毎月朔は初旬は疑義或は論とし、中旬に賦、表或は頌、銘、箴、議とし、終旬には對策、或は記とす。其の體制は須く簡嚴精切にし辭達を要するのみ、險僻、奇惟を事とせず。或は變更せられたる時儼(新奇俗習)倡率浮靡の者は罰す。字を楷書せざる者も亦罰す。

諸生の講經は句讀詳明、議論通達、該括一書して綱領旨趣を縱横にし諸書に出入して融會貫通し十分盡す處に到りたる者を通とし。十分盡す處に至らずと雖も句讀詳明、議論通達、該括一書して綱領旨趣を融會貫通せる者を通とし。融會貫通に至らざるも句讀詳明、深意通達して連上接下、能く一章の大意を得たる者を畧通とし。句讀詳明、深意分曉にし一章の大意を得たりと雖も而かも盡さざるものある者を粗通と爲す。此より下る者は罰す。諸生にして聖賢を論するを尙はす或は好んで高談異論を爲し前修を非毀し、

朝政を諮詢し或は財賂を商論し酒色を説き或は時に起り勢に赴きて以て仕進に媒する者は罰す。諸生にして五倫に犯罪あり或は節行を虧失し身を玷り名を汚す者は諸生通誅し教を賜し。之を以て畏たしむる者は該曹に申報し終身學に向せしめず。

諸生或は才を恃みて自ら驕り、勢に恃して自ら貴しとし、富を恃みて自ら矜り、少にして以て長を凌ぎ、下にして以て上を凌ぐ者或は豪侈して衣服飾を尙ふ者、或は巧言令色、人に悅ばしむるを務むる者は罰し、力學して行を改むれば乃ち止む。

諸生にして庭遊屣退し徒に園廡を費し業を受けず、製述をせず、讀書を喜ばざる者、路を行くは騎馬する者は並痛禁し違反する者は罰す。

毎月八日、二十三日は諸生の請告及衣服の整潔を許す。其の日は須く温故(復習)するを要し、射飲、博奕、觀賽、釣魚、凡ての游戲等を事とせず違反する者は罰す。

諸生、道に於て師長に遇へば是身拱手して道の左に立つべし。師長騎馬して通過する時諸生にして是身掩面し行禮を憚る者は罰す。

毎日本明に鼓一聲せば儒生起寢し、平明に鼓二聲せば衣冠を整へて諸生讀書し、鼓三聲せば順次食堂に詣りて東西に相向ひ坐食す。畢りて順次出づ。序を失し或は誦誦する者は罰す。

諸生にして操行卓異、才藝出衆、職務に適達する者あらば一二人を毎歲諸生同誦して薦擧し學官に告げて

該曹に申報し稟用せしむ。

宣祖十五年、大提學李珣に命じて學校事目を作らしむ。珣、三公と與に會議し、擇師養士を以て事目と爲し、又學校模範を作り以て學令の備はるるを補す。

學校模範

一は立志と曰ふ。學者と謂ふ者は先づ須らく志を立て道を以て自ら任すべし。道は高遠なるものにあらず。人自ら行はざらば、萬全我に備はり他に求むるを待たず。更に道徳等待て、さなく更に難きを畏れず。憂慮するなく、直に天地を以て心を立て、生民の爲に志を立て、往聖の功に絶學を繼ぎ、萬世の爲に太平を開くを以て標的と爲し、進托日晷の念、始息自慰の言は毫髮も言に虧すべからず。次に發學榮辱、利害、禍福に至りては一切其の心を動かさず奮發策勵し必ず聖人と作りて後に已むを要す。

二は檢身と曰ふ。學者と謂ふ者は既に聖人と作るの志を立てたれば則ち必ず須らく舊習を洗濯し一意向學し身の行爲を檢束し平時は風塵塵垢衣冠は必ず整へ容貌は必ず莊に、視聽は必ず端に、居處は必ず恭に、歩立は必ず正に、飲食は必ず節に、寫字は必ず敬に、凡案は必ず善に、堂室は必ず淨に、常に九容を以て身を持すべし。足容重、（足踏む時、重く踏むこと勿れ。）手容恭、（手動かす時、恭敬に動かすこと勿れ。）目容端、（目を見るとき、端正にすること勿れ。）口容止、（口を動かす時、止むこと勿れ。）聲容靜、（聲を出す時、静かにすること勿れ。）氣容平、（氣を出す時、平らかにすること勿れ。）立容徳、（立るとき、徳を以てすること勿れ。）色容莊、（色を見る時、莊重にすること勿れ。）禮に非されば視る勿れ、禮に非されば聽

く勿れ。禮に非されば言ふ勿れ。禮に非されば動く勿れ。所謂端に非すとは稍天理に違へば則ち是れ禮にあらず。粗處を以て之を言は、倡優不正の色、俗樂淫靡の聲、節長傲慢の戲、流連荒亂の宴は尤も宜しく禁絶すべし。

三は讀書と曰ふ。學者と謂ふ者は既に儒行を以て檢身したれば則ち必ず須らく讀書講學し以て義理を明にし然る後に學の功程に進み向ふ所に迷はざるなり。師に従ひ業を受くるには學は必ず博、問は必ず審、思は必ず慎、辨は必ず明にし、（五音詠詠して必ず心得を期し、毎讀書の時は必ず坐容危坐し專心致志して一書、已に熟せば方に一書を讀み汎覽を修め強記を事とせず、其の讀書の順序は則ち先に小學を以てして其の根本を培し、次に大學及近思錄を以てして其の規模を定め、次に論孟中庸五經を讀み間に史記及先賢性理の書を以てして意趣を廣くし識見を精にす。而して聖人の書に非らざれば讀む勿れ、無益の文は觀る勿れ、讀書の暇には時に或は遊藝即ち彈琴、習射、投壺等の事を爲し各々儀矩あり時に非らざれば弄ふ勿れ。若し博奕等の雜戲は日に寓し以て實功を妨ぐるべからず。）

四は慎言と曰ふ。學者と謂ふ者は儒行を飭さむと欲せば須らく樞機を慎むべし。人の過失は多く言語に由る。言は必ず忠信に發するに必ず時を以てし、重然として諾諾に、聲氣は嚴肅母く、喧嘩母く、只文字義理の有益なる語を作し、若し荒雜恠神及於市井鄙俚の説は日より出づべからず。進退する僻塗に至りては空談日を過し時政を妄論し、人の長短を方ふるは皆功を妨げ事を害す切に宜しく之を戒むべし。

五は存心と曰ふ學者と謂ふ者は身を修めむと欲せば必ず須らく内に其の心を正し、物の謬ふ所と爲らざりし後に、天君泰然、百邪退伏して方に實徳を進むべし。故に學者は先の靜坐存心に務め寂然の中に散亂せず昏昧せずして以て大本を立て而して一念の發するあらは必ず善惡の幾を審かにし善なれば則ち其の義理を窮め、惡なれば則ち其の萌芽を絶ち存養省察し勉々して己まされば則ち動靜云爲は義理に合はざるなきは當然の則なり。

六は事親と曰ふ士と謂ふ者は自行ありて孝悌を本と爲す、罪三千に列するも不孝を以て大と爲す。親に事ふる者は必ず須らく、居らは則ち敬を致し以て承順の禮を盡すべく、養は則ち樂を致し以て日繼の奉を盡し病ならに則ち憂を致し以て醫藥の方を盡し喪なれば則ち哀を致し以て慎終の道を盡し、祭は則ち嚴を致し以て追遠の誠を盡すべく温清定省、出告反面に至りては一として聖賢の訓に遵はざるはなく、如し近もあるに値は、誠を盡して微諫し請大進を以て諭し而して内に吾身の行にして不備なきやを顧み始終徳を全ふし忝しむる事無かるべし、然る後に於て能く親に事へたりと謂ふべし。

七は事師と曰ふ、學者と謂ふ者は誠心を以て道に向ふるものなれば必ず須らく先づ事師の道を隆ぶすべし、民生の大事に於ける如し一として心を盡さざるべけんや、同處すれば則ち晨昏參謁すべく、處を異にすれば則ち受業の時に於て參謁し、朝聖の會には行禮再拜し、平常の侍奉には其の尊敬を極め教誨を篤信し服膺して失はず。如し言論行事として疑ふべき者あるに値は、須らく從容として請問し以て

得失を辨し、己の見を直なりとし其の師を非議すべからず、亦義理を思はずして只師の説を信すべからず。奉養の宜に至りては亦當に力に隨ふて誠を致し以て弟子の職を盡すべし。

八は擇友と曰ふ傳道解惑は師に在りと雖も羅澤輔仁は實に朋友に類る。學者は必ず須らく忠信孝悌、剛方敦篤の士を擇ぶ之と與に交を定め相親むるに失を以てし、相責むるに善を以てし、切磋琢磨、以て朋友の倫を盡すべし。若し立心にして爲ならず、遠東にして後ならず浮浪嬉遊して言を尙ふ氣を尙ふ者は與に交ふべからず。

九は居家と曰ふ學者と謂ふ者は既に身心を修めたれば則ち家に居りては須らく倫理を盡し兄は友に、弟は器に視るに一體の如くし夫和妻順にして禮を失するなく、子を訓むるに義方を以てし而して愛を以て禮を感にすむべからず。家衆を御するに至りては嚴を主として恕を行ふ、其の飢寒を憐念し上下整肅にして内外別あれば一家の處、る所の事、其の極を用ひざる所なかるべし。

十は接人と曰ふ、學者と謂ふ者は既に其の家を正しうせば則ち推して以て人に接するに一に禮義に遵ひ長に事ふるに弟を以てし、（後漢書）長幼を撫るに慈を以てし、睦族交隣を至りては其の欺心を得ざるはなく。毎に徳業を以て相勸め過失に相規し禮俗相成し、患難相恤ひ常に濟人利物の心を懷き傷人害物の意志は一毫も心曲に留むべからず。

十一は應舉と曰ふ。科第と謂ふ者は志士の汲々とすへき所に非らざるも亦近世の入仕（官吏と爲る）の

通見なれば専ら道學に志し功義を以て進退する者は則ち尙ふべからざるも如し或は功の光を（光榮）観
 んとせば應舉は免れざるものなれば亦當に誠心を以て傲上し、時月を過するなからしむべし、但し得失を
 以て其の所守を喪ふべからず、且常に立身行道、忠君愛國の念を懐き苟くも温飽のみを求むるべからず、
 能く道に志して怠らざれば日用は循理にあらざるはなし、則ち科業も亦日用間の一事なり、何れも實功
 を害せむや、今の人の毎に志を倦はるゝ者は得失を以て念を動かさるゝを免れざるゝ故を思ふるなり、
 且近日、士子の通病は怠惰放弛にして讀書を務めず、自ら道學を志業すと謂ふ科業を居させず而して怠
 々として日を過し學問科業、雨ながら成る所なき者多し最も戒むべきものと爲す。

十一は守義と曰ふ。學者と謂ふ者は義利の分を辨へるより急なるはなし、義とは爲に在る所なく而して
 之を爲す者なり、稍爲す所あるは皆是れ利の往たり或るべきを爲し、善を爲して而して名を求むる
 者も亦心を利するなり、君子之を觀る察（小波取）よりも其たしむる況を不善と爲して利を求むる者
 に於てたゞ、學者は一毫たりとも利心を胸中に在るべからず、古人は復の爲に勞に假し行賈負米と雖
 も亦辭せず而して心潔く利の爲に汚れざりき、今の士たる者は終日聖賢の書を讀み而かも利心を有する
 を免れず、豈終へべきにあらずや、或は家貧資乏の爲糧求むる所あるを免れずと雖も求利の念は萌すべ
 からず、辭受、取與に至りては當否を審察し義を思ふ一毫たりとも放過すべからず、
 十三は尚忠と曰ふ。忠厚は氣節と異に自ら表裏と爲るを謂ふ、自守の節なく而して機變を以て忠厚と爲す

は不可なり、根本の徳なく而して機變を以て氣節と爲すは不可なり、世俗流弊にして實徳日に喪ふ、流
 隨阿人にあつたれば必ず珍元たり、尙氣中百の士に或は得て見難し時に曰く、吾輩も人、節徳之基なり
 又曰く、柔亦不茹、剛亦不吐なりと必ず温恭和粹にして根本深厚なる後に乃ち能く正義を根立し大節
 に臨みて而して言ふべからざるなり、聖訓部大に曰く、道に足らざるも名つて學問を爲すの士とし
 て快才快賢して他人侮物する者は其の害勝て言ふべからず、少を得れば足れりと爲し、皆々として自
 ら好む者は豊能く眞に氣節あるや、近日士子の病此の如し、良く學問の不明に由り虚勢の習成りな
 る故なり、必ず須く尚學を講明し以て尊上教長の道を盡すべし是の如くせば則ち忠厚、氣節を言ふから
 之を得べきなり。

十四は篤教と曰ふ。學者と謂ふものは進徳修業、唯篤教に在り、教に篤かざるは則ち只是れ空言のふ
 須く是れ表裏のみ、如し一に問題なく言に教あり、動に法あり言に爲あり、實に得るあり、疑に存あ
 り、眞に養ふるは功、久しと難效を求めて見ることなかるべし、惟、日に教々として死して而して後已
 らず、是は乃ち實學なり、若し能を務めずして而して其弊博説話を以て文身の具と爲す者は是れ偽の賊な
 り豊留るべからざるむや。

十五は居學と曰ふ。學者と謂ふものは學宮に居る時は凡そ其の學止は一に學令に依り或は讀書、或は製述し
 食後は暫く游泳して精神を舒暢し遊りて所業を習はせ夕食後亦然り、群居せば必ず相、長を講論し攝り

て以て成儀を整齊嚴肅にし若し先生（塾師）の學宮に在る時は行揖の後請問請益し虚心受教、佩服周旋し、無益の書の如きは請問して心力を枉用すべからず。

十六は讀法と曰ふ毎月の朔望に諸生學堂に會し廟に詣り揖禮を行ひ畢りたる後、坐定り（塾師）の訓（訓）を以て勉むる（勉む）如し（如し）事あらば則ち仍（仍）定（定）す（定）諸生事故ありて參る能はざれば必ず狀を具して會處に告げ衆と共に病氣歸郷及忌日を知らしめ他に托して不參する者は再度に至らば一月を罰座し是の如くして猶來らざれば師長に告げて論罰す（論罰す）

學校事目凡そ學行ある者は毎年禁城府の五部、監司（道知事）守令（郡守）より抄名して吏曹に報告し館の堂上も亦館學の諸生を集めて之を公考せしめ吏曹に報告し吏曹は吏に評察を加へて例に依り居る所の近世の訓導を授け、其の成就を觀て卓異なる者は實職に附し、其次なる者は仕路を通し、又其次なる者は他邑に遷すの前評西官は罷職及出方を論ず其の師表となり得べき者は教授、訓導を授け成教者は仕滿を待ちて復職すの京外の師表管者中、生徒、進士及著名なる者は才格の右に拘はらる校官を授け、然らざるものに必ず其の才格を考へ他俸の榮ならしむの京外より學行を以て推薦され入仕する者及新に入仕する者は先づ之を試し校官より其の能否を觀て仕滿を待たずして時々登仕すの學校の師として既に其の人を探はたれば則ち亦之を待つに禮を以てし自重の士をして其の職に安するを得しめ監

司、守令は常に優禮を加へ、未だ志任せざるか如き者には敦勸して勉かしめ、只儒生學問の能く持身敬申を考へ以て榮禮を爲し訓導ならば則ち試讀せしむの生員、進士を除きたる外京中志學の士は皆下書及四學に入り、地方は士族、実門を論せず凡そ學、儒者は皆郷校に入る。初入の時諸生十人より其の志學を推薦したる後に試讀して入學を許し學校規程を施行せしめ若物束を展覧し學校に名を著せざる者は若學に赴くことを得ずの四學は百人を以て定數と爲し試讀して其の數を取ら五組に分ち一組に二十人とし居學は十日を以て限り爲す。地方各邑も亦試讀採用する定數は牧以上は九十、府以上は七十、郡は五十、縣は三十とす。若し能文の者不足なる時は定數に滿たずと雖も能文の者の多少に隨ひて公考も亦五組に分つ。定數の備にして固ある時は試讀して填闕し就學せざる者は一度ならは而責し二度は罷逐とし三度は黜奪とし四度は學籍を削り若し疾病、事故ありて就學し得ざる者は師長に告げて罰を免せしむの校生は亦之を待つに禮を以てし苗室は官事を委託するを得ず只専心學問せしむの諸生毎に使臣を八道に送り諸生が學業を試し且持身の狀を考へ其の校官の能否を第びて上書せしめ、監司は巡視する毎に考試して其の黜陟を明にし守令にして事目を游行し能はざる者は亦輕重に隨ひ論罰すの大、小科擧の時太學に在りては館の堂上及堂長、堂議、有司は明倫堂に會し上下齋の名録及善惡籍を盡く取りて平日聞見したる所を參考し必ず行に唐汚なき者を探り始めて科擧に赴くことを許し。四學は學官、堂長、有司と與に商議して抄擇し。地方は邑宰及校官、郷校堂長、堂議、有司と與に商議して抄擇し郷居の生員進士

にして玆の行ありて赴舉に合はざる者は邑宰監司より成均館に移文し。志學の士にして名を軍伍に偏ひて科舉に赴かむことを願ふ者は京城は館官より、地方は守令より眞偽を審察して亦赴舉を許す。

學校模範は事目と與に右に開列せるも 祖宗朝以來津儒勸課の規にして學令を補ふべき者は茲に又左に附録す。

太宗朝儒學提調權近、上疏して勸學事目を進む。

事目。

小學の書は人倫に切なり。自今京外の生徒をして先づ此の書を讀ましめたる後に他の經を許し。其の生員（生員）の試に赴き太學に入る者は成均館をして先づ此の書に通するや否やを考査して記録したる後に試に赴くことを許し永く恒式と爲す。

成宗朝に編纂したる經國大典に曰く成均館に生員進士二百人を置き足らざれば則ち四學生徒より年齢十三以上にして小學、四書、一經に通する者、有蔭嫡子にして小學に通する者、皆て文科生員、進士郷漢の試に中りたる者を取りて之に補し朝士にして學に赴かむとする者も亦聽くこと成均館生員は每歲春秋三月三日、九月三日、本朝の議政府六曹諸館堂上官より製連を命題し優等者三人を文科に赴かしめ覆試す（試畢後）に見ゆ○成均館は毎日抽籤して諸生の讀書したる所を請し毎旬製連を命題し館堂上官は毎月一次考請して記録す（三月八日、二十日）○累年館に居り學問精熟、操行卓異にして而して年滿五十の者、本館の日講旬課及禮費の月講を通して優等

を點めたる者累年科舉、文科、館、漢城試に赴き七度入格し而して年五十に滿ちたる者は啓聞して敘用す。

(補)成宗元年、禮曹より學校節目を進む。

一、經明修行、師表となるべき者は本曹及諸館堂上に於て同しく揀擇し成均館、四學官に缺員おらば品に隨ふて補充し他館に在る者も亦任用し且他務を除き教誨を專委す。

一、四學の儒生をして組を分ち夜讀せしむ。

一、近年以來生員、進士は専ら學に赴かず父母の老病と詐稱して歸省し試(科舉)に赴く者あり之は甚だ不可なれば今後は歸省の許を受けたる者は館試に赴くことを許さず。

一、文臣にして外邑の教授と爲れるもの屢年不調にして崇儒の意に違ふ者は隨時轉勤せしむ。

(補)金字題編纂の學制條件

一、學令は宜しく古聖賢教學の遺意を取り以て規約と爲し諸生をして服習せしむ。

二、讀法は毎月の朔望に長貳、諸生を率ひ聖廟に講したる後明倫堂に隨り規約を讀み諸生にして規約に遵はざる者おらば之を罰す。

三、經行齋を、置き上舍下齋を論せず經學行義ある者は先づ儕輩をして之を推薦せしめ長貳、親しく審察を加へて此の齋に升し日に講學切剛し以て諸生を倡しむ。

四、師儒を擇ぶ。弘文館副提學以下十八員を補充して移動せしめ、而して兼任の學職をして入りては

- 一、掌議二人、色掌四人は百額の外別に居着せしめ點數は他の生員進士と與に一體に施行す。
- 一、毎日朝夕の食堂に參れば一點とし朝夕の中一度缺席せば半點とし通計するを得す。
- 一、間點は三十點を以て標準と爲し而して翌年を限りとして有效とし翌年を過れば無効として更に探點す。

- 一、毎年三十點として通計三百點に達すれば更に計點せず。
- 一、已に三十點を標準としたる後仍居着せむと欲する者は一年に三百點を標準とするも亦聽く。
- 一、節製に特赦なきも方外を通して試取すべき命あるは只間點生員のみを應試せしめ而して兩年の間點を取りて應試せしむ。已に三百點を準したる人は年條に拘るなし。
- 一、増廣縮試には間點のみにて生員、進士は應試するも節製例に依り計點す。
- 一、標準點の期限は戊戌正月より始む。
- 一、間點は八月一日より始め三十點を標準とする人より計へ順次登錄し逐年に一冊つゝとして置き三百點を標準とする人は又別に一冊と爲し以て憑考とす。
- 一、戊戌正月以後は只點數を標準としたる人のみを應試せしめ戊戌正月以前は只點數の始まりたる者を應試せしめ若し之に依らずして合格したる者は皆京して削除し科場個人の律を以て罰を施し合格せざる者と雖も發見せらるゝに隨ひ同しく罰す。

- 一、喪終、服前三月以内に在りては點數を標準とせざる者と雖も報告の上應試す。
- 一、月課講製の時缺席せる者の削點の規は一に成典に依りて舉行す。
- 一、増廣、別試、庭試の時、期日の二日は生員、進士は額數に拘るなし。
- 一、凡そ節製の時教を下して曰く生員、進士は額數に拘らざる此より以後食堂標準點の法は一に節目に依り施行す。

(續) 正祖元平。太學月講の式を申明す。

(續) 純祖二十六年。太學月講の舊例を節す。

(續) 今上三十年。太學月講の式を申明し年終に復試取し等に依り施行す。

學校考七

雜考

高麗の俗に佛法を崇めて學校頗廢す。安文成公裕、慨然として歎き詩を賦して曰く香燈處處皆祈佛、蕭管家家競事神。獨有數間夫子廟、滿庭春草寂無人。と遂に興學を以て己の任務と爲す。以下は故事なり
安文成公裕、奴隷百日を成均館に納め其の後成均館の奴婢は數千餘日の多きに至る皆其の子孫なり。每九月十二日の文成公の忌日には各各錢布を出し茶酒を發備し以て祀る。本館は綿布五疋を出し養賢庫も又米を出し以て之を助く。太宗潜邸の時に津宮に遊學す。此より筆仕辛領祖の記に、廟後(太宗の名)今壁上に在りて名を題せりと云ふ。

(續)初め太宗潜邸の時に津宮に遊び館中に舊くより書畫鍾あり。即ち諸生所用の器なり。太宗、甚た之を愛し、即位するに及び本館に命じて館に之を藏せしめ屢々酒食を賜ひ宴す。此に由り館中の所寶と爲り而して年久ふして殘缺す。世宗朝に兼大司成鄭麟趾其の事を奏す。上、即ち内府の白銀三錠、白鍾、畫鍾各一雙を賜ひ又太學及四學に酒を賜ふ。學官、諸生を率ひて恩を謝す。右議政河演、卿士と與に明倫堂に會して諸生を課し防賜器宴を設け皆詩を賦して以て之を頌す。

(補)太宗、前朝の國子博士の爲に館中に於て行荷せるに青花蓋あり即位後之を寶藏せしむ。成廟朝に至り破缺す。成廟命じて改造せしめたるに壬辰の亂に失へり。孝宗乙未に大司成金益感奏して改造し以て廢事

を續かしめむことを請ふ。上、命して二銀盃を造り中使を遣はして之を賜ひ仍手札を下して曰く舊典を續かしめむとし特に銀盃を賜ふ。以て侈せむとするにあらずして其の久しきを欲するなり。酒を以てせむとするにあらず其の和を欲するなり惟爾師生は用ひて厥の義を彰にし式敬して替ふる勿れとて

成均館儒生每歲、紙に闕の字を書き孔子を尊稱し玉とし之を奉し、四學を以て四聖の封國と爲し、諸侯の天子を仰くか如くし館中、上下舎の人を以て百官の職とし又遣使の禮ありて四學の儒にして祭を來助する者は談諧を以て題と爲し製述せしめ其の高下を定むの法とて曰く天賜とし及第唱榜して以て就を爲す。太宗の朝、内宦之を見て奏に曰く成均館生階越なりと、上、曰く此は館中の右例にして其の由來已に久し、昔子居齊の時亦免かるゝ能はざりしなりと。

景泰元年に倪太史諫、本使して東來し聖廟に謁して詩を賦し板を明倫堂に掲ぐ。其の詩に曰く、曉向成均謁廟堂。杏壇弘敞碧山陽。八條教典懷箕子。萬世儒宗仰素王。濟々衣冠沂在坐。青々衿佩喜成行。文風豈特東海。聖化于今遍八荒。と其の後明使の陳鑑、高閑、金澁、祈順、董越、解用卿、韓世能、朱之蕃、梁有年、相繼きて之に賦し遺墨、今に至るも堂壁の上に在り。

(補)世祖四年六月。宴を成均館に錫(賜)ひ仍樂を賜ふ憲府より文廟に樂を賜はるの不當なるを言す。上、曰く樂は國家の廢すべからざる物なり。豈朝廷に正にして成均に邪なるの理あらむやと。

(補)上、嘗て思政殿に出御し成均生員の孫比長等を召して各讀書せし所を請せしめ仍教に曰く今汝等を召

したるは徒らに經書を講せしめむとするに非らざるなり。朝儀を習はしむるなりと。仍御膳麥飯を賜ふ。

成宗朝、太學生李稷、事に遇へば敢言し名、一世に動く。兩司皆吏を送りて争ふて相傳報す。

三月の上巳に上、後苑より掖逮(近侍の者)に命じて洋宮に往視す。時は令節に値ひ諸生各其の家に還り獨り一儒生の讀書して撒せざるあり。命じて後苑門を開かしめ之を召して御厨の膳、上尊の酒を賜ふ歸りて諸生と與に之を共にせしめ翌日特に殿講を命じ其の人に及第を賜ふ。

(補)三十二年成均館の典庫吏、米器千を消耗せしを以て有司追償せしめむと欲す。上、曰く國小なりと雖も是養賢の資に乏しけんや追償せしむる勿れと。仍て布五百疋、米三百餘石を太學に賜ふ又學田を賜ふ。同知館事李克培の啓に曰く今聖恩を承け多くの米布を受く、乞ふ酒食を備へ廣く朝中の文士及諸儒生を聚め以て斯文の盛事と爲さむことを。上、之を許し設宴の日に文士明倫堂に大會す。上、承旨を遣はし内膳及御厨の珍味を賜ふ。

昌慶宮集春門は太學の西畔に在り世に傳ふ。祖宗朝、往々使輿にて太學に出幸し經傳を講讀せり。成均館春秋釋奠大祭後は文武の大小官聚會して飲福禮を行ふ其の禮甚だ盛なり。一品より堂上三品までは明倫堂の交椅に坐り、堂下三品より九品に至るまでは階上の長床(腰掛)に坐り深草を設設して皆俯伏して飲ひ復、大盤に進む。饌品極豊富にして飲を盡して罷む。蓋し治世の盛事なりと。壬辰亂の後は廢して行はず。

三館に新に及第し、分屬せる者を新來と謂ひ、館の先生多くの布物を徴し以て飲宴の需と爲す。夏、成均館の行ふものを暑松飲と曰ふ。

(補)初め成均館に新に登第して入館するものを新來と曰ふ。侵虐の習多し。宣祖己巳、儒臣李珥奏請して之を禁し是に由りて其の弊少しく長へり。

(補)中宗十四年。金漢を大司成と爲す。時に學徒争ふて齋舍に集り常に滿つ。毎日大成殿に焚香し講聖の時以て斯文の盛事と爲せり。趙光祖之を開きて曰く孔聖は只一の天理なり。學者は此の心を敬守し上帝に對越すれば吾天子に背かざるなり。必ずしも紛紜して日々展拜し然る後に得べきにあらずと。

祖宗朝、嘗て更鼓を太學に設け以て學生を警めり。成均館に曰く學は時にして之を習ふは既に立教の準則也。教に亦術多かるへし何んぞ警學の誦詩、鐘聲を設けんや。朱子の存養心法々の法の邊境に起り。孟氏に爲善汝々の言、洪仁祐の文あるを知らざるなり。

(補)太學の齋任は上舍生を以て之を爲すの例なり而して。宣廟朝李福長は上舍に登らずして諸生屢推して掌議と爲し以て士林の格式とす。

仁祖反正の初め太學生鄭道昌等慈聖を路の左に迎ふ。慈聖駐蹕して姓名を問ひ新化の初は先づ士習を正すべきを以て諫と爲し因りて錦囊を賜ふ。

成均館は蓋し 列聖朝より優待せし故に巡幸及禁吏は皆敢へて入らざるなり。仁祖朝に一軍校あり巡夜して津に入れり。上、之を開き命じて其の軍校を問す。

(補)英祖四十三年、上、視しく譯奠を行ふ。所御の冕服大帯は即ち内殿(王后)の視録して繕造せしものなり。上、是を以て大臣に語る、大臣對へて曰く誠に三代後の盛事なりと。

登科者唱榜(發表)に文廟に謁見する禮あり。廟に謁するの日、養生食堂の班を巡過す名つけて巡堂と曰ふ。何時より始りたるやを知らざるも今に至りても行はる。

每歲濟州より貢せる柑、至れば則ち太學に頒賜し試士して及第を賜ふ。祖宗朝より今に至りて之を行ふ毎歲常例とす。

(補)高麗睿宗四年。國學七齋を置く易は(易を講ずる所にして以下同し)麗澤と曰ひ。書は待聘と曰ひ。詩は經德と曰ひ。周禮は求仁と曰ひ。禮記は服膺と曰ひ。春秋は養正と曰ひ。武學は講藝と曰ふ。崔敏庸等七十人、武學の韓子純等八人を取りて分處せしむ。仁宗十一年武學齋を罷む。以下に學

(補)崔冲、後進を收召し教誨して倦まず諸生門下に填溢せり。遂に九齋に分つ曰く架聖、大中、政明、敬業、造道、率性、進德、大和、待聘とす諸生の科擧に應ずる者は九齋に隸名せるなり東方學校の興りは蓋し冲より始まれり。

(補)恭愍王元年。命して十二徒東西學堂を營治せしむ。

明倫堂は文廟の北に在り。成俔の記に曰く我 太祖即位六年に國學を東北隅に設く規模制度、一として完からざるはなし。南を廟とし廟の左右に廡あり。廟には先聖を祀り而して廡には先師を祀る。東は正算所とし其の南を厨とし又其の南を食堂と爲す。廟北の兩傍に長廊を引く、廊の北に基を高くし左右を夾室とし而して中を堂と爲し以て師生講勸の所と爲す。學官、大司成以下大昕最微諸生庭下に列し一揖の後、升堂し經を執り以て君臣、父子、長幼、朋友の道を講ず是を明倫と爲すなり。

典祀廳は文廟の西に在り李淑瑪の記に曰く壬辰の秋大司成李克基、始めて建立し營構す、西廡の西偏曠地を度り東に三間を作り以て饗廡を置き。南に四間を作り以て燔炮に供し。其の東西兩隅を用して以て藩屏を固ふし。其の西壁に門して以て出入に便ならしむ。

尊經閣は明倫堂の北に在り徐居正の記に曰く 成宗朝、左議政韓明善より獻議して建つ。閣の既に成る也、内賜の五經圖書及諸子百家數萬卷を藏す名つけて曰く尊經とす尊經とは尊敬奉持を謂ふなりと。

享官廳は尊經閣の東北に在り。洪貴達の記に曰く聖廟享祀の時に於ける獻官諸執事の清齋する所なるべからず前大司成、成俔、上に請ふて之を経營す其の制は南向四間にして東西に室あるものは獻官廳なり。東西廊に各六間は寢食に便にして監察執事廳なり。東廊の東に又五間あり低くして小なるものは其の庖厨なり。乃ち其の間架制度を圖にして獻上す。

正算廳は享官廳の南に在り。李暉光の說に曰く國初太學の爲に創立し參下入直の官をして時政の大なるも

のを記し廳上に於て正録し名つけて玄附と曰ふ。櫃中に之を藏し、封固出納す。亂後は遂に廢し今は只、本館參下、免身の時の開坐の地及廟司差祭の所と爲し而して正録の義は淺如せり。

不闡堂は明倫堂の西に在り。而して一雨齋、賜入齋は承闡堂の西南に在り。文正公宋時烈の記に曰く、上の二年辛丑に地部に命じて國內の僧尼を禁す。大臣は猝違なるを以て漸次にすへきを言ふ。上、曰く然り。然らば則ち先づ京裏の兩尼院を罷り北學を建つへしと。癸卯九月大司成臣閔鼎重の啓に曰く北學は既に易く設けられ而して兩院の材瓦は無用に歸するを以て太學齋舎の備はらざるものを憐むへきを請ふ。上、之を可とし、明年甲辰九月、先づ別堂を兩泮水の上に建て次に二齋を西南に建て其の堂を名づけて不闡と曰ふ。蓋し朱子の所謂「賢聖上不闡大猷抑邪與正」の意を取らるなり。其の北に在る齋は則ち朱子の嘗て佛寺を廢して儒宮を立て、曰く一舉兩得とせし故に名づけて一雨と曰ふ。其の南にあるものは則ち程子の嘗て二氏の害を論じて曰く之を閉き而して後道に入るへしと故に名づけて閉入と曰ふ。斯の兩言は程朱、今日の爲に準備して之を待ちたるに似たり。

啓聖祠は不闡堂の北に在り。文廟に對し

崇節祠は泮水の東に在り。泮水に對し

六一閣は享官廳の西に在り。大司成

(補) 食堂は正算廳の南に在り。太祖七年に成る。毎日朝夕に食を擊ち食を告ぐ。東西齋の諸生巾服を具へ

て東西に分ち堂上に列坐す。各、年長者を以て班首と爲す。堂務官、監檢、大司成にして序中に入り食堂に值たる時、或は同室監檢し、或は室に坐りて同食す。生員、進士及文科に及第したるもの講學後は食堂を通過す名づけて巡堂と曰ふ、何時より何りたるものなるを知らざるも今に至るも行ふ。

(補) 世祖朝に學、唐、論、孟、詩、書、易、禮、春秋、九章の學現ありしも設置せしものなし。

(補) 世祖十七年。大司成李敬輿の言に古に求仁、志道、養蒙の旨ありて以て分科教士せり。今略は此の意に倣ひ三科は各二十人を以て定數と爲し四學には五人を置きて凡て八十人とし三齋に分處せしめ其の度食を疊にせば則ち養士の道を得へし。仍節日を條陳し廟堂をして覆奏せしめ之を行ふ。

文廟の額は大成殿と曰ひ峻茂の筆なり。大司成閔鼎重、嘗て摸印し其の後に跋して曰く進善、趙渾は筆法に精しく、嘗て曰く聖廟殿額を華使、之を見右に其の比なしと謂へり。余、右人羨之能く方して之を欲すへきも爲し能はずと又曰く峻茂、此を寫す時一字に數十の紙を易へりと今も誦本の藏せる者ありと云ふ。以下に同類あり

明倫堂の額は二にして其の一は朱子の筆なり中國より獲得して懸刻せりと云ふ。其の一は明使朱之蕃、萬曆丙午に奉使して東來し書きて掲げりと。之蕃は筆を以て天下に名ありと云ふ。啓聖祠の額、四賢祠の額は英祖朝の御筆なり。

不闡堂の額は文正公宋時烈の書なり。

(補) 崇宗四十年大司成崔昌大の疏に曰く聖廟大小の門閥は凡そ名號なく昔俗語を以て之を稱す、名義既に欠き雅稱又識別し難し宜しく嘉名を用ひて排定せしむべし、仍て該司をして刻板、墳采(色采を施す)し諸門に分揚すべき事を禮曹に命ず、禮曹の禮啓に廟門を崇飾するは是れ美意なり、雖も三百年未だ嘗て行はざりしものを今に到り稱設する必要なく、且右文の實效に益する所なければ姑らく徐にしては如何との之に従ふ。

(補) 成宗八年の始封官、自勅、館學儒生をして青衿(儒生)團領を着用して街路に通行せしむべきを請ふ、領經筵金國光曰く先朝嘗て此を行はむと欲して果たさず今儒生をして異服せしむれば居館者必ず少くなるべし、上、曰く儒生にして儒服を耻つるは是れ聖人の道を學ぶを耻つるなり、知經筵李克培曰く若し衿を戴き青衿を服せしめは必ず易く従ふべし、上、之を可とす、(以上詳載)

(補) 宣祖朝の趙憲、質正官として京(北京)に朝して朝衫の制を見歸り封事を上して之を行ふべきを請ふ。(詳載)

(補) 顯宗九年、弘文館の啓に齊儒の冠服は大明會典に服は則ち玉色朝衫を用ひ寬袖白練とし帶は白練を用ひ、巾は則ち軟巾とす。垂帶を古書に多く方領、直領と稱しも大同より始め團領と爲せり色練は則ち大典所載の盤兒にして先正臣趙憲の東還封事に曰く聖人の監に在る者は括巾を俱服すと云ふは是の軟巾に似て而しかも其の制詳かならず別に巾服の圖を爲し以て進む。

十年。太學生上疏して明朝朝衫の制を遊用すべきを請ふ。上、之を許す。

是より先、宣祖朝の文烈公趙憲質正官として明に使し朝衫の制を見歸り封事を上して之を行はむことを請ふし中止せられしか是に至り太學生陳疏して其の制の遊用を請ふ。先正臣權尙夏堂疏として其の論を主張せり時に、王世子入學せらるるに閔鼎重の奏に曰く儒生の服色を改易し一に中國朝衫の制に従ふは此れ其の時なりと。上、判府事宋時烈に問ふ。時烈對へて曰く既に可考の文あり改めて華制に従ふを宜とすと。是に於て、上、弘文館に命じて其の制を考査せしめ仍之を行ふべきを命ず。閔鼎重燕に使して其の制を中國人に詳問し又儒巾を買得して來れるも適々國に事故ありて行はれざりき。

英祖九年、大司成趙明冕上疏して太學生朝衫の制を行はむことを請ふ。

趙明冕の疏に曰く儒生の服色、尙未だ整正されず。居齋の儒は紅衣を以て標準と爲し、應傍の生は巾の後に纓を垂れるは皆習俗の陋を免れず。斯廟の末年に先正臣權尙夏、太學の責任と爲りし時、華制に依りて粉布青衿及髮頭を以て居齋の服と爲し生員、進士、新榜(新に科擧に及第したる者)も亦此の例に遵はしめ而して一朶の蓮花を髮頭の後に裁付せしめ俱中初試、會試に及第したる者は二朶を付して之を誦別し三日の後に其の花を撤去するの意を陳疏し允許を蒙り仍て華樣一件を燕京より買取らるも頒行するに及ばずして遽に天崩の痛に遭ひ遂に華に返ふの美意をして中止するを免かれざりしめたり。今、之を行ふ事は我聖明の繼述の徳に待つと。

(補)十七年四月、儒學儒生に命じて舊の如く紅圍領を服せしむ。初め儒生の居齋及殿試に赴く者は皆紅圍領を服せしめしも儒生之を不便なりとし書々子冷の文を引きて青衣を服せしめられむことを請へり。大司成之を言上す。上、大臣に問議す。儒臣領相在魯、大典諸學生徒圍領の下の註に青袴と云ふ詩經の註及字書に領なる者は袴なりとせり此を以て之を視れば或は紅衣青領に似たり且故判事李暉光の所著芝蔴類說に我國儒生の私事出入には亦紅直領を着せりとあり、明廟の末年に、連續して國楨に值ひ白衣を着せるは俗を成せりと云ふ然らば則ち紅衣は必ずや是れ、祖宗朝の舊制なり朝士の服を以て之を言は、重遠には黒衣、輕處には紅衣なり。凡そ儒生の聖廟に入る時に青衣を着、食堂及帝會の時に紅衣を着るは蓋し意の在るものなり。上、命し其の言の如くせしむ。

二十二年八月、始めて冠衫を以て太學生の服と定む。

儒臣尹鳳九、嘗て就議して曰く臣嘗て聞く、諸先師、先正臣僚尙夏は宋夫子、嘗て冠衫を以て先聖の深衣と與に三加冠冠の服に並列せしめたりと云へり。固より儒士の盛服と爲すべし。我が朝の高皇帝は胡陋を掃除するの初に冠衫を以て太學生の服と爲す。我が宗周の道に在りては尤も尊、意を致さる者ならんや。此は日に大學の疏請に當り而して、顯廟の詩したる服なり。今若し之を行は、尊周の義實に此に在り。禮善の道も亦此に在るべし。是に至り上、安東の郷校に舊藏の冠衫、軟巾、纓帶あり命じて取り來らしめ觀覽し仍て其の制に倣ひ、一件を裁成して成均館に賜はり、之を六一閣に藏せしめ。又

命して樓書し八道に頒示し丁卯三月司馬唱名の日(科擧に及第したる者の發表日)に及び諸進士始め其の服を服して應傍す。上、視臨して之を視て命じて定式と爲す。

(補)是より先、上、中朝の進士科狀頭、冠衫、戴蓮花、開喜宴等の制を復せむと欲せり。然るに冠衫は其の式を知らず筵臣より故吏曹參判金功、神宗皇帝の時に明廟に奉使せし時に當り皇帝より雲頭冠衫及大學行義一部を宣賜せり功、歸りて巾衫は之を安東學舎に藏し、行義にも亦御寶寶蹟ありと。今の兵曹正郎權萬は政院に命じて嶺營に移関せしむへく書及衣冠は功の後孫をして持來せしむべしと是に至り萬は功の孫弘運と與に持參す。時に、上、弗豫強起し冠帽衣服冠して二人を召見して曰く鄒魯の士を待つに漢高箕踞を效ふは宜しからず況んや明朝の舊物は尤も宜しく尊敬すべきに於ておや。遂に命じて三經近思錄、大學行義を賜ふ所司を歸して雲頭、冠衫の式を得しめ、弘運を歸還せしむ。是に於て生員、進士の衣冠、悉く明制に復し、戴蓮花、開喜宴は裁一ならずして止む。

臣謹みて按ずるに安東郷校の冠衫は是れ高麗聖王の所藏と云ふ。蓋し明の洪武の制なり又明使倪謙の朝鮮記事に曰く景泰元年、謙、奉使して朝鮮に如き成均館、宣聖廟に謁せり。館生の謁見するに皆儒巾冠衫を着せるは華と回しく但し巾は就羅を用ひたりと云ふ。然らば則ち我國も亦嘗て明の制を行ひしも中途に廢せられたるにあらざるや。

顯宗四年、大司成閔鼎重の言に因り始めて太學生の序向の制を行ふ。

(以下は序向の制)

是より先、中宗朝癸卯に嶺南の儒生襄紳、李濟臣、太學に遊ひ倡議に曰く首善の地に何んぞ長幼をして序なからしめむや宜しく尚序を以て坐すべしと。遂に東西下管に行ひ又推して諸士舍に行はしめむと欲す。人多く悦ばず。是に於て師長に質す。大司成李浚慶、司成宋世珩は皆以て是と爲し獨り知成均事成世昌之を非なりと。曰く孔門に亦尚坐ありや否や進士洪仁祐曰く二三子志を言ひしに曾點最後に對たり、朱子曰く尚を以てせは點は次に當るべしと此れ孔門の尚尚にあらざるやと。世昌憤然とす。爲し其の法は乃ち行はれず。宣祖朝甲戌太學生復之を行はむと。李海濤先正李珥に請ふて曰く榜次(成績)に坐するは壯元(優等)を尊ぶるものにして是亦俗俗たり。尚坐(坐論)するは太學の宜しきあらざるなりと。珥曰く壯元の尊は榜次(告成)に施せし可なり太學は明倫の地にして王世子の入學も尚坐を尚ふ況んや壯元、豈世子の尊に若くしむむやと。海濤默然たりと。是の法、幾ならずして亦廢せられ。孝宗朝戊戌に及ぶ諸生各、朋黨の名義を以て食堂に分坐す。是に於て完南府院君李厚源、李珥の議に従ひ尚序の制と爲さむことを請ふ。上、將に之を行はむとせしむ諸大臣之を難し事、意に止む、是に至り罷重、始めて建議し之を行ふ。

宣祖二十三年夏四月、太學生に命じて序尚禮を復行せしめ仍て定制と爲す。
 是より先、戊午李元碩大司成と爲りて太學生尚坐の法を以て李珥の議は古禮にあらずと爲し遂に序尚を罷止して更に榜次坐(成績)と爲す。壬戌十月大司成直持議奏し。上、序尚を復行す。庚午四月に及ぶ

李鳳徵、又改めて榜次坐と爲す。是に至り大司成李寅煥、序尚の復行を請ふ。上、遂臣に詢す。參贊官金世淵曰く先年故相臣閣鼎重は先正臣李珥の論を用ひ且先正臣宋時烈、宋浚吉に議せしめ始めて尚坐の規を行へり是れ據る所あればなりと。徐文裕曰く榜次の坐は是れ舊規なりと雖も既に先正の論に因り序尚の禮と爲したるは實に古道に合し且郷飲鄉射等の禮に行ふは濶しと雖も此れ皆序尚の節あり則ち尚を以て坐するは宜なりと。申憲、甘榜皆序尚を以て行はざるべからずと。上、曰く太學は明倫の地なりは尚坐は是なり自今以後は尚を以て坐すべしと。遂に以て定制と爲す。

(補)英祖十七年、大司成尹汲の疏に曰く食堂の列記(出席簿)は自ら流來(由來)ある舊規なり。諸生年向を以て序坐するも并間冊子(其紙の版本)に書列し自ら其の旁に署す。中人、庶人は其の年多しと雖も只末坐を許す。先日視講の時に進士李重普は庶を以て食堂に参加せられず。齋生李益普と與に列記を圖出して座次を傾倒し刀控冒録せり宜しく殿に處分し以て後弊を且くべしと。上、有司に命じて嚴査し法に依り勘斷せしむ。

(補)舊例に一年兩都日(成績表)前日に齋任、齋會して因點し點の多き者三人を書き吏曹に呈す。
 (補)成宗二年、傳に曰く朝著に布列せる者は皆騎執弟子なり成均館をして通經議務者を推薦せしむべしと。遂に安良生を推薦す。

十一年、上、成均館に諭して經明行修の士を求む。館中、鄭汝昌を以て第一と爲したるも汝昌就かず。

(補)中宗五年。史官五員を成均館及四學に分遣し儒生にして居齋せる者の多寡を視察せしむ。時に就學する者八百餘人なり。遂に太學に命じて其の經史に通じ治體を識る者を推薦せしむ。

(補)六年三月、上、先聖に酌獻し仍復學を行ふ。教に曰く予、儒生の此に多く聚れりと聞く。其の用ふべき者を抄選し以て奏せよ。是に於て趙光祖、金錫弘、黃澤三人、薦に應せり。

十年成均館、趙光祖を薦す。吏曹判事安瑄の奏に曰く光祖は經術に明るく行義あり。成均館の首薦と爲る。當に擢用すべく若し資格に拘泥し例調參奏せしめば則ち以て士林を勸勵するに足らざるべし。上、之を允し詞紙を即授す。

(補)十四年、六曹、中樞府、漢城府、弘文館及八道をして才行兼備にして用ふべき人物を薦聞せしめ朝士、儒生に拘はらず凡て百二十餘人を得たり。

三十九年。成均館より徐敬德を推薦す。

臣謹みて按ずるに推薦の方法は學令に載せり而して成宗二年本館に命じて賢士を別薦せしむ。是より薦法、益重し。文獻公鄭汝昌、文正公趙光祖、文康公徐敬德は館薦の中に最も著名にして、宣祖朝戊辰に至り趙程も亦館薦を以て拜官せりと云ふ。

(補)凡そ空館(儒生の同盟休校の意)は則ち本館の堂上は明倫室に會し東挾室郎廳は直房に會し東西齋に分入して仍て守齋と爲り。堂上は空館を以て辭意を草記し、掌務官は政院に進呈し批准せられたる後に

堂郎、出去して諸生を招きて宣諭し諸生皆四拜跪學す。退きて空館の由を書き守僕をして堂上に進呈し知

館事、同知館事は直に啓し大司成は禮曹に論報す。禮曹をして勸めて入らしめは則ち本館堂郎は一時に出

去し禮曹と與に拜啓す。諸生を招き宣諭すること初めの如し。命を受けて齋に入れば則ち禮官は本館の堂

上と與に罷出草記を書呈し奉承せざれば則ち禮官は四りて啓辭を爲す。(以下略)

(補)明宗六年。館學儒生普甫の誅を請は度疏して得ずして空館出去を請へり。上、日に承旨、史官を遣はし諸生を招詔して食堂に就かしめ就かざる者は朝廷、朝官の父兄と爲れる者を招き各、子弟を勸諭して就館せしむ。此の如くすること幾んど月餘なり。

(補)光海三年。鄭仁弘劾武、文元公李彦迪、文純公李元を從祀するに合はずと上書して諷る。太學諸生、仁弘の名を青衿録より削る。上、大に怒り命じて倡議儒生の籍を削り禁錮せしむ。太學生、命を聞きて捲堂して去る。吏曹判書李廷禧、宮殿に詣り取消方を陳啓す。

(補)仁祖九年館學儒生、副提學崔鳴吉の節の批に僉僕を豫兼し崇奉等を抑勸すべしとの教あるを以て申辨上陳せむと欲せしも諸生、聖教に怪物等の語あるを以て相率ひて出去せり。傳に曰く諸生の空館するに至りたるは予の尤も愧とす善く開諭して過激の弊なからしめよと。

孝宗元年夏五月、太學生李弘相、崔儒國稷を罰す。上、命じて其の罰を解く、齋任金壽恒命を奉せず。上、嚴教を下す。諸生遂に空館して而して去る。七月太學生朴世采等上疏して柳稷を罰せざるべからざるを

上、批准を賜はす。諸生又空館して而して去る。上、之を聞き乃ち館官、禮官、承旨等に命じて聞諭に曰く聖廟の空過、今日を過ぐるも守直の人なし則ち予何んぞ敢て安處せむ、言念此に及び毛骨悚然たりと又曰く諸生は誠に是なり予甚だ驚愧せり。遂に柳棟、解副の命を止め右議政趙翼教をして諸生を諭せしめて至らしむ。

文純公李況曰く空館の規は何時より始りたるやを知らざるも史に見ゆる者を以てせば恐らく宋時の捲堂に始りしならむ。

(補) 顯宗八年二月、諸學儒生、事に内りて神門を拜辭し空館して出づ。館官より禮曹に轉報す。前例を溯考するに空館の日には禮堂を先遣して、次に承旨を遣はして儒生を招きて諭して入らしむ。而して時に禮曹の堂上皆事故あり。上、知館事金壽恒、大司成趙復陽に命じて同じく聖廟に直宿せしめ招諭の一節は知館事をして舉行せしむ。

(補) 景宗庚子九月、儒生、捲堂空館す。焚香、執事は本館郎廳を分差(任命)して禮を行はしむ。

(補) 孝宗九年太學生、黨論色目を以て分坐す。上、之を聞き命じて罷めしむ。大司成曹漢英、首唱儒生を職罰す。太學生官制具下

(補) 肅宗甲寅、假注書柳壽芳は儒訓の身に在るを以て習儀に進恭されず。政院の啓に曰く曾て丙寅年間に在りて南學の儒生等刑曹佐郎孟世衡を削籍せり。仁祖特に命じて定殺せしむ。其の儒生等大臣の蒞に因り

て止み。且己亥年間に館學儒生等、承文正字金夏標を削籍す。臺諫は儒生の朝官を削籍するを以て是れ實に重大なる舉措なりとし仍此の習に循へば朝士の通弊は儒生の手に係るべし此の習を痛革し以て後弊を住かさるべからずと諭旨し允許を蒙り今此の儒生輩に同じ令に違へば罰を施し本館をして速に除削し此後は申明禁斷せしむ。

(補) 元平、成均館に命じて柳世哲、金綱等の罰を解かしむ。掌議朴泰泰、黃叙、命を承けす。上、科擧を停止し南堂議をして即日解副せしむべき命す。政院より通を覆奏す。上、又南堂を下し新に啓任として洪受泰、李高諷を任命し柳世哲、金綱、南重維等の付黃(名簿)に黄色紙簽を附し罰を長すことを盡く解く。

(補) 大司成南九萬の疏に曰く、孝廟庚寅遺儒柳棟は先正臣李珥、成渾を侮辱せし故に太學生等付黃の罰を以て處す。孝廟、命じて罰を解かしめたるに啓任等命を承せされは、孝廟震怒せられ、諸生豈四境の内に居らずやとの教あり諸生惶惑して空館するに至りたれば則ち館官、禮官、承旨に命じて聞諭せしむ。啓任等の言は誠に有識なりとの教あり且、今日を過ぐるも聖廟を守直するの人なし。予何んぞ敢て安處せむや言念、此に及び毛骨悚然たりとの教あるに至り又館官の疏に因りて驚愧すとの批ありしも遂に柳棟等解副の命を中止し而して終に大臣を遣はし諭旨を傳へて還入せしめたり。今に至るも傳へて以て聖德事と爲す。孝廟は雷霆の威を以てせば豈、能く一二儒生を擧壓し得ざらんや而かも事の先賢に關するを以て其の詆誣に任すべからざるも士氣を鎮懾せしむるは尤も不可なり故に寧ろ人主(上)の威を

屈して匹夫の氣を伸はしむることなし推波を愛護し毀傷せしめずして其の秋あるを俟つか如くせしむべきなり。今殿下は太學責任等に特別を以て施し殿時を以て束縛し鞭撻すること牛馬の如くするのみにあらず故に士たる者亦敢て孝廟時代の諸生の如く自ら待たざるなり。今詞せられたる責任を解くも即ち前日に施罰せられたる人は其の心は解くを欲せざるを知るべく而して特に威命に撞かれざるを解かざるを得ざるなり。其れ言に従ふて違はざるは快なり冠儒、冠已此の如し他日、殿下の朝に立ち其の能く面折延諍せざるべきは必せり。大に國家の福にあらざるなり。古人曰く周の士は貴なり秦の士を賤なり是は周人は士を貴きたる故に士亦自ら貴しし秦人は士を賤みたる故に士亦自ら賤みたるを言ふなり。周秦の治亂興衰は此に屬し判明すべしにあらざるや。

(補)六年、甲寅以後に停學せられたる者七百餘人を以て慰復の舉なかるべからずと爲し特に命じて誦頌言謀者を放逐し別に承旨李湖、提學李敏叙、金萬重等を太學に遣はし試取せしむ。

七年大司成金萬重上疏して學校の訓を論じ。

金萬重の疏に曰く學校の訓あるは蓋し宋儒鄒約の過失相規の意より出でたるものにして其の化民成俗に於て補ふ所なきにあらず。然し其の疏は學校に行かへく邦國に達すべからず。請ふ自今以後は儒訓にして損徒等の訓の如きは解かれざる前には學宮に赴き課習することは得ざらしむべきも國試に至りては皆應試を許すこと朝士削職の人にして應試せしむるの例の如くし、其の惡行ありて應試せしめ難き者は自ら四館の停學あり。是の如くせば則ち上の命令は下の論議と共に以て併行せらるべし。

(補)四十年李廷燾、李匡輔は儒訓を冒し増廣、殿試に赴きたるを以て並、拔去し後傍に追付せり。

(補)英祖元年大成殿修改の時に位版を明倫堂に移安し卓後の屏風、風の爲倒れ大聖の位版は地に墜ちて檀傍版の傷處は長さ布帛尺の五六寸に達し、己を得、正殿に還安し還安祭を行ふ。教に曰く權安(臨時奉安)を諱ますして此の頃事あるを致し事極めて驚心す版を修改の前回は草記を考據せしむべし、仍留司齋生に命じて調査せしめ後に掌議及理旨は先づ停學せしむ。

(補)四學には舊より到記の規なく殿講の命、下る毎に換名卓安の弊多し。英祖乙卯に太學到記の例に依り井間署名せしめ臨時に換入することを得ざらしむ。辛酉に至り中學齋生五人承傳に執回し全數を擲好して出齋す。仍て到記を取考すれば則ち二十七日に滿されたる齋生、三十日の井間に豫め署名し一人は本月一日より三十日に至る空間に署名す。豫め署名したるもの名をさざるものは均しく朝禁たり是れは科に臨みて變幻彌縫せんと欲する故なり本館草記に因り並、本館より今秋の會試に限り停學せしめ此より此の如き者は一請に限り停學せしむることを定式とす。

(補)四十八年四月教に曰く噫、師道するものよ、我心に常に竊に歎くところ此にあり亦飭する道する無きけんや。今親ありて三年も歸親せざるものあらは儒道を以て宜しく飭しむべく三年に限り草記せしむ。

(補)續大典 儒生輩の朝官を付黃削替する弊は一切禁斷し犯すものあらは成均館より啓達し該曹をして定

配せしめ黄、墨は並論せず之に當りたる者は引嫌するを得ず。

(續) 正祖六年大司成徐有防の啓に本館齋任の自削自削することを得ざるに付考奏の命を承け謹みて館例を稽へたるに自削一件は 先朝より定式として嚴禁したる後に自削なるものを粉出せしも自削とは異なるものあり。數十年來相互效尤して仍て諛規を成し未だ痛革されず云々。名義は殊なるも自削自削は元より異動なし。此の後は一に先朝の定式に依り自削自削に論なく任意に違越せしむる事を得ざらしむべきを以て館學を申飭せしめては如何と。上曰く此は故制を修改するに過ぎざる事なれば此の奏に依り條を擧げて申飭せしむ。

(續) 純祖二十二年。是より先、一二の儒生朝臣を侵貶する者あり上、嚴教を下し仍命して板に刻し太學の壁に掲げしむ。春正月大司成洪起燮、疏して士論を禁絶するは恐らく聖世の事に非らざるべく又太學の宜しく有すべきにあらずと云ひ還收すべきを請ふ。之に従ふ。

成均館の舊例に毎年節日には儒生を試験す。政府館閣の堂上齋會して皆椅子に踞り諸生は庭に入り拜を行ふ故に相臣盧守愼、知館事と爲りて拜下を爲すを以て乃ち臣の君に見ゆる禮なりとし今宜しく儒生の揖を行ふ時諸宰は椅子より下りて之を受け優禮を以て士を待遇するの意を示すへしと左右皆曰く可なりと。今に至る迄遂に定規を成せり。以下は庭に非なり

宣祖朝に監司禹伏龍嘗て上舍に遊ぶ時三公、六卿を率ひて太學に入り諸生を試験す諸生、庭下に於て

列拜するに伏龍獨り揖して拜せず禮官之を責む伏龍對へて曰く君臨の禮にあらざれば諸生は庭下に於て拜するは不當なりと。世祖より此の禮を始めて行ひ其の後文正公趙光祖は禮にあらすと爲して之を罷めたりしか南翁の相と爲りて諸生の已を誇りたるを怒り遂に其の拜を復せしに小儒は其の宜に達せざれば諸公を敢へて拜せず皆、稱善して揖禮と定めたりと云ふ。此れ盧守愼の議定したるものと相類するを以て茲に附録す。

學校考八

四學

太宗十一年、始めて學堂を置く。儀禮詳定所の提調許桐の言に従ひたり。後又改めて四部學を置く。
 臣謹みて按ずるに四學の設は此に始りたるも而かも北部の學は其の廢年代詳かならず國朝寶鑑を
 按ずるに、世宗九年に魚臨を五部の學に賜ふとあり則ち其の時も尙、北學ありしなり而して、文宗
 の行狀に曰く奴婢を四部の學に賜ふとありは則ち五學は已に廢して四に移りしなり。是を以て大典
 及輿地勝覽には只四學を録し、北學を載せず。順廟の朝に南星範の廢設するに及ぶ其書、宋俊吉上
 に白して曰く尼院は北學の舊基なりと問く宜しく其の甘分只、北學を復建すべしと。上之に従ひ、
 南九萬を以て北學教授と爲し其の役(工事)を罷さしめしむるに該試にして克く成らす。

經學大典に曰く四學に儒生一百人を置き教授、訓誨を設け以て之を教訓するの禮曹に命じて毎月四學諸生の
 讀書したる所を考請せしむ。四學儒生各二十人を選り六月に南學に於て三品以下の文臣三員をして或は請
 論を試み或は製述を試みて優等者十人を取り生員、進士、覆試に具かしむ。

文宗朝、奴婢を四部學堂に加賜す。

(補)世祖九年、吏曹の啓に曰く以前は四學教官は經明行修の者を選り西班の職を以て之を帯はしめしか今
 は西班諸帝の法を奉めて或は諸官を以て之をして訓誨を專らにせしむ、四學教官を各二三とし西班を以て帯は

しめ以て訓教を専らせしむべきを請ふる之に従ふ。

(補)睿宗元年、教に曰く近來の儒生専ら浮文を事とし實學を務めず幼弱節目を高擧し以て啓すへしと。禮
 曹より節目を撰進し四學に頒つ。

成宗八年四學教官久任の法を定む。時に教官數選はり訓誨專らにせしむ。上、教に曰く學校は須らく師表を
 擇ぶ亦須らく其の任に久しからしめ然る後に學者の成就する自有るべし。今四學教官は其の人を擇ばず
 邊地常なく、其の作成の教あり難し自今時を論せし經明行修の者を選りて教官と爲し又三十詞の法を立て
 以て其の任を久らし業に専らならしめ以て子の英才を養ふの意に副はしめと。

二十三年、上、史官を遣はし四學を往觀せしむ。生徒の在學せる者なし、是に於て教に曰く國の學校は蓋
 し豫め人材を養ひ治國安民を欲せんとするなり。子の勸學の方に於て至らざる所なし而して汝等學に勤ま
 らざる幼學非行の義安に在りや。各學間に勤にして致君澤民を以て心と爲せと。仍舊を賜ふ。
 (補)明宗二年、田十五結、奴婢五十口を四學に賜ふ又奴婢十五口を賜ふ。

八年、上、學校の廢弛を憂へ師教の長を極譯し李を大司成に擢拜す。尚、戒諭文を作り以て四學の諸生
 を諭しむ。

戒諭文に曰く學校は風化の源にして首善の地なり。士子は禮義の宗にして元氣の寓なり。國家の學を設
 け以て士を養ふは其の意甚隆し。師生の間は尤も禮義を以て相先にすべく師は嚴に生は敬に各其の道を

盡すべきなり。而かも仄聞するに四學の儒生にして師長を視ること路人の如くし。學宮を視ること傳舍
 (驛)の如くし。當時に禮服を具へたる者十に二三もなく。白衣黑帶にて唯々往來し、師長の入るに及び齋
 中に偃臥し。暇みて出でて、此れ自便自肆に過ぎざるも積習成弊せるなり。而して諸生をして此の如くなら
 しめたる所以は實に師長、不職の過に由りたるなり。自今諸生は凡て日用飲食は禮義の中に周旋せざる
 はなく。相、働勵を務め。舊習を温習し入りて父兄に事ふる心を推して出でて、長上に事ふるの禮を爲し。
 内は忠信を主とし外は遜節を行ひ以て國家の石文を興化し。校を設けて士を養ふの意に副ふべし。

二十年。萬頃、古群山、扶安界の火島漁場を四學に賜ひ以て税を收めて養士の資と爲す。

(補)宣祖壬辰兵變の後に先づ中、西の兩學を設け。光海己酉に禮曹判書李廷龜の啓に漸次復設すべき事を
 請ひ、該曹をして各道所在の宮闈餘材を以て營建す。

(補)仁祖元年。大司成鄭暉、學術精明なる人を探ひて師儒と爲し四學に分遣して教導の責に任せしめむこ
 とを請ふ。之に従ふ。

七年。上、命して四學の儒生を増置す。湖提學鄭經世の請に従ふたり。是より先、學毎に各十員を置き
 し甲子の變を経てより減して五員と爲し丁卯の亂後に又減して二員と爲したり。是に至り經世奏請して
 三人を増置して五員と爲さむとす。上、之に従ふ。

(補)同年。禮曹の啓に四學免稅の田番は祖宗朝規例に依り一切侵さざる事とし公清監司處に移文し。是如
 何かとの之に従ふ。

(補)八年。禮曹の啓に四學の中、東學は最も貧弱にして供饋は稅糧を成さず奴婢三口を該曹をして給せし
 めては如何かとの之に従ふ。

(補)孝宗五年。筵臣の言に因り京儒にして青衿録に名の漏れたる者、郷儒にして名の郷校案に漏れたる者
 は科擧に赴くことを許さす。

(補)大司成金益謙の啓に四學儒生の製造の元額は十三なり。三學よりは各三人を取り一學よりは四人を取
 りて而して毎歲輪回す。小學の初試は元額十人にして兩學より各二人を取り兩學は各三人を取りて亦輪回
 するなり。今は儒生の應請する者少く。製造する者多し。請願中の二額を製造に移給し。又恩賜額を添
 へて製造を十六と爲さしめ而して每學より四人を取り。請は減して八と爲し而して每學二人を取るを好し
 とす。上、曰く之に依らしむべし。又啓に曰く四學に書籍なく師生の講讀共に一冊なり所在の邑をして
 四書三經小學等の學を印送せしめ三部を齋に置かしむることを請ふ。之に従ふ。

(補)九月。命して名官の文學ある者を四學教授を兼ねしめ四學を專管せしめ以て士習の浮薄を鎮ましむ。
 (補)禮曹の啓に四學の書吏二人は法典にあり。而して中途廢して今は居寮の儒生も其の定數ありて通讀製
 述頭數なれば使喚(傭人)なかるへからず當に之を置かしむべし。戶曹より覆啓し各一人を給す。
 (補)八年禮曹の啓に扶安、萬頃、古群山の漁翁は乃ち是れ 明宗乙丑に四學の受けたる處なるに去る甲午

に宮房の侵す所を以て其の時判書鄭維城は四學に賜はりたるを以て宮家の横侵を許さずとし收稅魚物は四學に輸納すべき旨を以て本道に移文せり。四年間に又此の宮家の争端あり豊別に曲折ありて此を致したるか本道に令して查啓處置せしむへしと之に従ふ。全南監司趙啓遠の啓に本扶安等處の漁節は四學に賜はり百年の久きに至る。訓鍊都監は其の内一個所を横奪したりしも四學の移文に因り別に委員を定めて明査せしめ落着を告其の後仁祖朝政府又一個處を横占せしも四學より稟告し時の三公は祖宗朝の賜りたるものにして多士供儀の物なれば移賜するを不當なりとし四學に還賜せしめたり。其の後又貞安翁主房に入りしも本曹より還賜の意を以て啓し允許を蒙りたるなり。今此の淑安翁主の受けたるは壬辰なれば四學の受けたる年とは前後すること懸殊す。自ら法典に依り先後に分け回移を決すべきなりと。啓に依る。

十年、上、鏡祭酒宋浚吉に命じて四學規制を勘定せしむ。浚吉、禮曹判書洪命夏、同知館事趙珩、大司成李廷燾と與に議定し以て進む。

四學規制、學官及兼教授は四時毎に各一巡し學生を聚め講誦者十人を取り又製讀者五人を取り通計講誦者四十人、製讀者二十人とし其末に館官は學官と與に太學に合坐し四學所選者を會して講誦に及第せるもの十六人、製讀者合格せる者八人を取り生員、進士、會試に赴かしめ且小學の考誦照臨の規を申明し始めて數名を計し生員進士の初試に赴かしむ。

大司成及兼祭酒は諸學の諸生と與に前敷會講し其の才行の最優者を取り學令に依り毎歲終に當して收用せしむ。

童蒙教官四人を増選し前の設けたるを併せて八員と爲し禮曹より各二員を四部に分遣し士夫及び凡民の子弟たるを論せず一體に訓誨せしむ。前設の分教官四員は冗雜に涉るか如きを以て今宜しく革罷す。但し三江の童蒙にして受學の處なきものは地を擇み適當なる訓長分教官二人を定めて以て之を訓へしむ。同年、吏曹正郎金壽興上疏して司業を増設し四學を分管せしむことを請ふ。

金壽興の疏に曰く聖明、學校の政に留意せられ祭酒の官を特創し作成の責を以て委す、國家の根本是在り。然るに四學の教授を設けたる當初の本意は實に偶然に非ざりしなり而して設立して累年、未だ實效、見はれず儒生を聚會して課製計畫するに過ぎず、何んぞ培養の道にならむや。近來聞くに祭酒、四學に輪赴し學規を嚴立し請誦製書給の徒費動せざるはなく觀るに足るべき者ありと、而して第一祭酒は四處に奔走し難かるべく臣は特に學行障擯の人を以て司業四人を定の四學を分管せしめ他職に移るも兼ねしめて改めず、其の教導する所祭酒の修式の如くせしめ祭酒は時に往視して巡察せしめ是れ四學は各一の祭酒を得て其の教たるを悉解におらざるべきなりと。

(補)順宗元年、北學復設後、禮曹の啓に四學の中、東南の兩學は尤も盛弊甚だし使喚(傭人)奴婢は本より不足たり今若し若干を北學に移送せば本學の事勢は實に堪へ難し。北學の奴婢は該院をして他司の奴婢有格なる處より定送せしめては如何と之に従ふ。

肅宗三十年。經籍を四學に頒つ。

全羅道の扶安萬頃漁場の税を四學に還屬せしめ分差教授を減す。四學教授の請に従ひたるなり。

(補)英祖四年。禮曹の啓に學宮は本より米布衙門養士支供の需にあらすして専ら地方奴婢の貢布に頼れり。

近年以來凶荒に連値し逃亡せし故、存者幾人もなし戶曹寮醫院をして奴婢を選上せしめ適當に分配せむこと請ふ。之に従ふ。

(續)正祖六年。館學儒生殿講の時に、四學の掌議に命じて班後を押さしむ。教に曰く館、學は異なるなく館

儒の齊任の班を押すの例なりと雖、學儒齊任は元より班を押すの事なし此の後春秋到記には學儒齊任は一

體に押班應試の有無も亦未赴到記の館儒齊任例に依り舉行せしむ。

(續)今上六年。南北兩齋を増置す。

是より先、學の東西齋に各、製述者三人を置きしか今番學毎に南北齋を増設し各、製述者三人を置く。

(續)各學校

今 上二十三年命して育英公院を設けしめ左右院に分ち年少文武、右院に通敏功學を另擇し隨才肄習

せしめ漢學と與に同一の規制にて月考す。

内務府の啓に現今各國の交際には語學最も急なり。公院を另設して年少聰敏の者を選り肄習せしむへし

との請あり故に是の命あり。

三十二年二月。政府を飭して學校を設け人才を養ふ。

詔に曰く朕惟ふに祖宗の創業、統を垂け茲に歴して五百四年を有せり。實に我が列朝の教化、德澤、人心

に浹洽せるは亦我が臣民の克く厥の忠愛を揮したるに由る。是を以て朕無疆なる大歷服を同じ、夙夜俱

懼して祖宗の遺訓を是れ承く。爾臣民其朕の衷を體せむ、惟ふに爾臣民の祖先は即ち我が祖宗の保育

せられたる良臣民たり爾臣民も亦克く爾祖先の忠愛を紹ぎ即ち朕の保育する良臣民たり。朕は爾臣民と

與に祖宗の丕基を守り億萬年の休命を運續せむ。嗚呼惟ふに我教へすして國家の鞏固甚難し。宇内の形

勢を環顧するに克く富に克く強に獨立並視の諸國は皆其の人民の知識開明せり。知識の開明は教育の善

美を以てす、則ち教育は實に國家保存の根本たり。是を以て朕君師の位に在り自ら教育の責を擔ひ教育

も又其の道あるは虚名實用を先つ分別すべく讀書、習字、投擲は古人の精進なり、時勢大局に瞻き者は

其の文章、古今を凌駕す。雖も一の無用なる書生に過ぎず、今朕は教育の綱領を不す。虚名は是れ法り實

用は是れ用ふへし。曰く德養なり。五倫行實(作法)を修め俗綱を紊亂せず風教を扶植し人世の秩序を維

持し社會の幸福を増進すへし。曰く體養なり。動作は常あり、勤勵を以て主とし、惰逸を貪るなく、苦

難を避くるなく、爾の筋を固め爾の骨を健にし、康壯無病の樂を享受せよ。曰く智養なり。物に格り知

を致し理を窮め性を盡し好惡、是非、長短、自他の區域を立て詳しく究めて博く通し一己の私を營ぶ

ことなく、公衆の益を企圖すへし。曰く右三者は教育の綱紀なり朕、政府に命じて學校を廣く設けて人

學校考

一八九

才を養成し爾臣民の學識を以て國家中興の大功に貸成せしむむす爾臣民は忠君愛國の心を以て爾の德、爾の體、爾の智を養ふへし。王室の安全は爾臣民の教育に在り。國家の富強も爾臣民の教育に在り。爾臣民、善美の境に抵らざれば朕は豈、我が朕の治を成せり。曰はむ、政府豈、敢て其の責を盡せり。曰はむ、爾臣民亦豈敢て教育の道に盡心協力せり。曰はむや。父は是を以て其の子を提誘し、兄は是を以て其の弟を勸勉し、朋友は是を以て輔翼し導き、僭發已まざるへし。國家の政體も惟れ爾臣民なり。國家の聖侮も惟れ爾臣民なり。國家の政治制度を修進するも亦爾臣民なり。此れ皆爾臣民富強の職分なり。學識の等級を以て其の功次の高下を定する此等の事爲にして上に從へ些少の欠端あるも爾臣民は亦唯曰く爾等教育不明の故を以てせよ。其は上下同心を務めよ爾臣民の心、亦朕の心たり。勸めよ若し茲に尤へば朕は祖宗の德光を四表に掲げ、爾臣民亦惟れ爾祖先の君子孝孫たるへし。勸めよ。

四月、漢城師範學校を設け本科及速成二科を設け、教官を養成する處と爲す。

五月、各國日、英、米、法、露、普語學校を設け外國語學を教授す。

七月、命して京外京城、地方小學校に尋常、高等二科を置き兒童を教授す。

官立學校は政府に於て、公立は各府部に於て、私立は私人に於て設くる所のものなり。

光武三年、詔に曰く國家の學校を開設し人材を作成するは將に以て知見を廣め而して進益を求め以て開物成道、利用學生の基本と爲さるべし。現世界各國の盛衰を觀し、日に富強に上り敬なき者は豈能た

ふや格致の學科學に従事し物理の蘊を究解し、已に精うして而して益其の精を求め、器已に巧にして而して愈出で、銳新なり。有國の要務は富強に先するあり。我か國の人は才は必ずしも多く外國に譲らざるも而かも之を教ふるに素なき故に人民の知見開かれず、農桑、工業興らず以て民産は日に蹙に、國計は日に細を致し新設の學校も任かに文具ならんのみにして全く教育の方には味く五六年寸寸の效なし。商工學校に至りては尤も急先務と爲す。曾て去に勅の下すありしも未だ開設の議なし、是の如く急進し何事か做すべきや。庸、慨然たるや。政府より該部を另設し、題前の因循を得ざるし。一極に認真辦理せしめ作成開進の功ありしむべきを冀せし。

二月、醫學校を設け内外各種の醫術を教授す。

中學校を設け尋常高等二科を置き普通學を教授す。

五月、商工學校を設け豫科本科を置き農工業を教授す。

四年八月、職務學校を設け曠學實業を教授す。

郷學

太祖元年上、諸道按察の臣に命して學校の興廢を以て守令を考課するの法と爲す。是年に濟州の學校成る。○上、即位以後登教遠に及び九州より北に進りて甲山に至るまで皆學を建て以て經書を訓ふ。

閔安仁を以て平壤の教授と爲す。安仁は又廟を修葺し釋奠の儀を備へ條約を嚴にし以て諸生を教ふ。

太宗朝儒學提調權近上疏して勸學事目八條を進む。

郷校事目に曰く郷學の師儒にして他州の教授と爲れば則ち其の生徒も亦其の郷校に赴き、俱に自ら業を受くるに便ならず。今より在地方の儒官にして書齋を私設して教訓する者は他州の教授に定めず生徒も亦強いて赴かざらしめ監司守令仍勸勉を加へ各安居して講學せしめられんことを請ふ。

世宗十七年、書齋を濟州の學校に賜ふ。

(補)世祖六年禮曹の啓に人才を教養するは國家の重事なり。自今京外の教授官、教導、學長は學問に精熟し師表として堪へ得べき者を選びて之を授け、成均館、四部の勤慢は本曹に於て檢察し地方は觀察使視しく自ら請問し本曹に移文して轉啓せしめ若し成效せる者あれば特に褒獎を加へ生員、進士となして陞補入學せしめ。外に年四十を過ぐるも、學問せず閑遊する者は各其の教官より本曹に報告して兵曹に移文し軍役に充定し以て其の餘を懲め、守令にして學校を修明する能はざる者は觀察使より度に科理を加へられんことを請ふ。之に従ふ。

七年上、諸道の觀察使に詔して曰く近來學校の疎弛せるは是れ上の人の勸勵至らざるに由るのみ。予嘗て成均館に親幸し四學の儒生を並聚り試藝して之を勸勵せり。郷も亦予か意を留し州縣に行く毎に郷校に詣り躬ら諸生を試し且教官を飭めて勤懇教誨せしめよ。

成宗朝永安道(高麗)觀察使李繼孫の啓に曰く本道の我が朝に於ける鼓陽豐沛たり而して永興は一道首のたり本府に在りて郷校に文官の學業精博なる者を教授に任し諸邑の儒生を聚めて之を教誨すれば則ち人材を

成就すべく而して六鎮の風化も亦將に變化すべし。上、之に従ふ。

(補)二年、禮曹の啓に諸邑儒生の額数は少く且學舎は頗廢し師生にして或は私第に僑寓せるものあり觀察使怠慢にして査察せずして國家の學校を興したるの意に違ふものあり諸邑の儒生は定額を定めず其の學舎の頗廢せる者も亦修繕せしめられんことを請ふ。之に従ふ。

(補)五年、上、音厚陵に謁し松都に至り將に稷清殿を觀察せらる、や松都儒生李德根等の言に十室の邑にも必ず忠信あり。況んや五百年大都に豈に世宗の遺訓の者なからんや。且殿下は眞殿に於て文廟に祀せざるは降師重道の意にあらず。願くは文廟に謁し人才を試取せられんことを。是に於て上、文廟に至り樂に謁せしも試士は世祖に古例なきを以て行はず。儒生に米三十石錦五十疋を賜ふ。

七年、上、禮曹に詔を下して曰く諸國の道は教を以て先と爲す。爾、禮曹は即ち唐虞の司徒の官にして周禮の春官の職なり人を教へ明倫を以て任と爲す。其れ四方の儒生をして皆小學を習はしめ三綱行實(人倫、作法)をして漸次薰陶せしめ以て風化を成すべし。

八年、上、太學に幸し大射を行はしめ列邑に命じて伏射禮を行はしむ。

二十年、上、郷學に書籍の甚だ少きを以て命じて四書三經を印せしめ諸道に頒賜す。

二十一年、上、英陵に謁し經道州縣に官を遣はし先聖に祭を致し諸生に米を給するに差あり。

(補)經國大典に諸道の觀察使は道内の俊生を擇み六月に都會所を設け文官三員を任命して或は講論し或は

製造せしめて優等者は啓開し直に生員或は進士復試に赴かしめ下(南鮮にして忠清、全羅、慶尙各道)三道は各五人とし其の他の道は各三人とす。校生の讀書したる所の日課月は季に守令より觀察使に報告し觀察使は巡行考請して學令に依り勸懲を記録し教官、殿最(考科)の時の憑考とす。其の月課日講に優等なる者は戶役を量減す。

中宗二年、平安道觀察使安瑛は作成庫を設けて以て學庫を贈く今も遵用す。

(補)三十年、晉陵に講し官を遣はして長嶺、坡州、高陽の三邑學校を祭り松都の成均館に還詣して前獻禮を行ふ。儒生に米百斛を賜ひ、文士を明倫堂に、武士を滿月寮に於て試験す。

(補)明宗七年、開城府の學宮に田十結を賜ふ。

(補)十年、靈巖の學校位版は倭兵の爲に汚傷されたるを以て命して淨潔なる處に埋安せしめ位版を改造して慰安祭を行ふ。

宣祖二年、儒臣李珣、東湖問答を進め郷學の制を論ず。

郷學の制、列邑は三年毎に其の郷人にして經史に通し人の師と爲るべきもの一人を選ひ、監司に報告し監司は其選はれたる者を爲めて吏曹に移し吏曹は其の報告を按し博く公論を採り更に精擇して訓導に任するに必ず其の邑の人を以て其の邑に授け、其の邑に人なれば則ち、隣邑の人を授け、又人なれば則ち、其の道の人を以て授けて訓導を定めて成爲すことを以て訓導爲し、各半監司は視して自ら其の成績を考

査し成績の上なる者は勲啓して論賞し以て六品の職を授け、以て士林を管動せしむ夫れ是の如くせに訓導の職は甚だ重くして有爲の士も亦進みて爲す者あるべし。

六年、上、三司の言に従ひ將に高氏郷約を行はむとす。儒臣李珣等に曰く郷約は三代の法にして今將に之を行はむとす。近代になき弊事なり。但し凡そ事には本あり末あり人君心を正うして以て朝廷を正うし、朝廷を正うして以て百官を正うし、百官を正うして以て萬民を正うす。郷約は乃ち萬民を正うする法なり。朝廷百官は正うするに成らずして而して先づ萬民を正うせむとするに則ち本を捨て末を治むるなり。事必ず成る所なしと。上、之に従ふ。

七年、命して開城、平壤二府の先聖十哲の塑像を撤去せしめ代ふるに位版を以てす。

李暉光曰く開城、平壤二府の塑像は蓋し元の時中朝より來りたる者なるか是に至り明朝嘉靖の制に依り始めて撤去せりと云ふ。

原議はて按ずるに星州の學校にも亦塑像あり、文高公金宗直、嘗て星州を過き塑像賦を作れり其の辭に曰く「煥澤制之復古、安本主而釋桀」とあり蓋し洋宮は則ち塑像を去りて本主を用ふることには已に嘉靖の前に在りしなるべし。

十九年、提督官を八道に置き諸生を訓ふ。

公州提督官趙憲、封事を上して曰く我朝の賢良、明經等の科擧は權に趙先祖、立朝の日に設けて直に

廣して行はず。厥の後用人の路は只科擧の一事に倚り而して初めは小學を講し乃ち監試に應じたる後に
 圓點を設け數に滿ちて科擧に赴くことば意、美らざるにあらざる事、密ならざるにあらざるも而かも惟
 れ科文を誦抄し詞稿を善くし以て干祿(俸給)を求むることと爲す。故に李珣官に右諫書室に於て人の科
 文抄本を持つて許さず、惟れ小學、近思錄を以て先づ之を奨誦し、次に四書五經に及ばし經學に明かな
 らず文理を達せざる者は科擧に赴くことを許さざりき。臣既に提督の任を冒受せり、請ふ、先賢の説を
 以て學校規制と申擧し并せて科擧の事目を嚴にし軍家八城以上の者をして學長に授けせしめ儒生の自ら
 讀書したる類は悉く郷校に付して分置別類とし村に因り廣く誘ひ、日に課程ありて其の成功したる後
 に、場に當り選せしめ朱子の三八日に題を出し四九日に考試するの規に依り幼學にして四書に通せり、
 賦詩を信るに倫理なき者は、監試に擬元するを許さず。生員、進士にして近思錄、經史に通せず文章を
 爲すに理勝を以てせざる者は東堂の別試に官入するを許さず。郷人の館學に入るを求むる者は提督の擧
 請に小學四書に地せざりし者も亦入るを許さず。

仁祖十六年、各官に命じて郷校の程免の職に兼用せしむ。時に新に兵亂を經て農牛盡く斃れ、郷
 校執事は猪羊を以て之に代へしか、是に至り京畿監司金南重の奏に畿甸各邑には猪羊亦盡きたりとし、兼
 用を代用せむことを請へり。上、曰く羊を以て牛に易ふるは行可ならむも雞を以て牛に易ふるは則ち事甚
 なるに不可なり。官より其能を以て代用せむことを請ふ。上、之に從ふ。

二十五年、諸道に命じて春秋の習奠に太牢を用ふる勿れ。新に兵亂を嘗たるを以てなり。○舊法には各邑郷
 校の位版にして餘あるれば則ち守令は監職せらるるなり。是に至り習奠は此を以て好民の土主(郡守)を去
 らしめむと欲する計に中ると爲し遂に是の法を廢せり。

(補)時に屢、兵亂を經て諸州縣の學校は多く荒廢して建てず。儒生革力を出して營建する時は廢置して以
 て養め又兵革の數々興りしを以て國用廣竭し、年穀登らず校生の納粟納馬に則ち苦免除し請を休坐するこ
 と久し。又、請を免せられたるを以て法弊多、故に納粟の帖文にあらされば施行せず。只松都は太祖の教
 を以て講の法なく一に京學の如し。

(補)二十一年、平安道觀察使の啓に清北儒生は頗る向學心あり、木道の文官を擇んで教授官と爲し、且
 經書を印刷することを請ふ。上、之に従ひ經書各十件を頒つ。

孝宗十年、兪察酒宋浚吉に命じて學規を約定せしむ。
 郷學の規、地方の郷校は各、書堂を建て各、訓長を定むるは其の教なきにあらず而して近來其の法廢壞
 せり。今や宜しく前日の事目を遵承し修學を申飾し而して其の訓長は其の一郷をして擇はしむること一
 に大學掌誦の例の如くし、而して守令は時時視しく自ら往審して其の學徒を考請し監司及郡事教授官も
 亦考請或は習進せしめ實效表著なる者あれば大典に依り其の師長は戶役を量減し、其の學徒は免貢し、
 而して其の中最も表著なる者は啓聞して其の師長は童蒙教官に聘任し或は他の職に任用して以て勸奠の

道を示すへし。

顯宗四年昔善宋浚吉建議して州、府、郡、縣の祀典の謬錯せる者を修正すべきを請ふ。上、之に従ふ。宋浚吉の議に曰く大典續錄所載の地方州、府、郡、縣の祀典の次第は實に明白なるも東方の先儒啓聰、崔致遠、安裕等の如きは既に縣祀を許し而かも唯鄭夢周及我が朝の金玄弼、鄭汝昌、趙光祖、李彥迪、李況等の六賢は其の中に記載なきは是の理なきなり。該賢は續錄の撰成は六賢從祀の前に在る故に並記載するに及ばざりしと云ふも國典を考査するに既に此の如く諸經を調査するも亦舉行せし文はあるも廢止せし文はなし。則ち位版造成の學は何んぞ先ならんか。今諸道の縣學に或は祀り或は然らず。郡學は則ち殿上の十位に應祀し而して亦或は祀り或は然らず。界首の州學の祀る所も大學と同しからざるものあり重大なる祀典にして紛錯不音なる是の如き者あり宜しく處正の典あるべきなり。

文成公安文成公の名は國朝の御諱を犯せりとして各邑に命し郷校位版は皆文成公の初名格の字に改書せしむ。 (補)五年。平安道江邊教養官を置き儒生を教ふ。

六年。京畿監司金壽興の啓に郷校には牛牲を用ざるを請ふ。禮官の奏に曰く郷校に牛牲を用ふるは是れ禮規なりと雖之を用ふるに既に久しく且國學にも亦牛(赤馬)を以て羊に代へ尙、五禮儀制經筵正配位の圖式を觀るに牛牲は並鹿を用ふとあり今若し此の禮文に依り修正し改めて用ふるに各邑に於て禮規に應ずること首に易か。今道官所用の牛牲の價は既に重きと雖も給ふるを以て其の行を用ふる仍

て其の肉を合つべく必ずしも鹿肉を用ふるは弊あるのみならず久遠なる規例を猝に變改し難し、列邑をして今始らく一に前例に依り釋牛一を用ふるを可とすへし。上、之に従ふ。

(補)八年四月。溫陽に幸せる時判中樞府事洪命夏の劄言に成宗英陵に幸し該州に駐蹕し官を遣はして郷校に祭りたるは今に至るも以て美談と爲すと。上、重臣を遣はし太宰を以て溫陽郷校に祭れり。

九年、忠清監司閔維重の啓に列邑聖廟の位版は尺度禮式に中ならず。上、禮曹に命じて其の制を考査し舊の儘として改めす。

禮官の啓に曰く五禮儀の位版圖式を取り考査するに長さ一尺二寸、厚さ八分、廣さ四寸と云ふも大學の各位版は大聖位版の周尺を以て度るに長さ三尺八寸、厚さ一寸四分、廣さ一尺一寸五分、四聖の位版は長さ二尺七寸一分、厚さ一寸二分、廣さ九寸九分、十哲位版は長さ二尺三寸、厚さ一寸二分、廣さ八寸、東西廡の位版は長さ一尺八寸九分、厚さ一寸二分、廣さ六寸三分にして五禮儀とは長廣の制、是の如き差違あり。大學の位版を當初製造する時に何の制に倣ひたるを知らず、迥なく文獻通考、大明集禮、會典等の書を考査するも俱に據るべきものなし禮式の尺度にして既に考査せられれば則ち各邑の位版は輕改し難きものあり。

臣謹みて按ずるに位の版尺度は中朝の已定したる式あるに禮官の考啓になきを以て茲に左に附録す。明の世宗嘉靖九年に塑像を撤去し木主を代用するとき、孔聖の神版は高さ二尺三寸七分、闊さ四

寸、厚さ七分、座高四寸、長さ七寸、厚さ三寸四分にして朱地金書し、四聖の神版は各高さ二尺五分、闊三寸二分、厚さ五分、座高四寸、長さ六寸、厚さ二寸八分。先賢十哲以下諸弟子の神版は各高さ一尺四寸、闊二寸六分、厚さ五分、座高二寸六分、長さ四寸、厚さ二寸、先儒左丘明以下諸子の神版は各高さ一尺三寸四分、闊二寸三分、厚さ四分、座高二寸六分、長さ四寸、厚さ二寸にして俱に赤地黒書す。此は王氏續考に載せられ其の概略は文烈公趙憲の東還封事にも見ゆ。

十三年、忠清監司南二星の啓に五禮儀大小祀牲牢の條に文宣王には驛牛を以て羊に代へ、其の他は然らずして縣には只豕一を用ひ、其の州縣雜貢品圖式にも羊臘の外に亦牛臘なく、而して各邑は牛肉を例として用ふるは蓋し鹿脯を易く措辨し難きを以て己むを得ず代用するなり。然し祀享は事、重なり。今よりは地方にして牛臘を用ふるを得ざる縣は羊臘を用ふるを得ず。若し己むを得ざれば羊を以て牛に易ふるも妨なし。上、領議政鄭太和に詢ふ。太和曰く現今稗官の地方所用の貢品にして五禮儀と同しからざるものは初めに於て禮文を察せざるにあらずしも而かも然れり。今、徒に五禮儀の註疏に敬ふべからず、反て難行の弊を致すべし、羊膾羊臘に至りては引絲をして辨用せしむるも實は易からざるなり。上、之に従ふ。肅宗五年、上、儒教の廢弛せるを以て慶尙金澤兩道四界首に提督官を復設す。八年、上、各邑に命じて郷校の位版を一に太學の粉面の制に依らしむ。是より先、各邑の位版は或は粉面とし或は然らざるものありしか是に至りて左議政閔鼎重の請に因り是の命あり。

九年上、各邑に命じて郷校位版の奉安順序は皆圖に作り以て進上せしめ。其の違制者を釐正せしむ、左議政閔鼎重の言に従ふるなり。

十年上、命じて松都儒生請法の法を除く將に各邑の校生を請法せむとせしに禮曹判書申最の奏に曰く昔、太祖大王、都を漢陽に定められしも松都を視ること一に漢京の如くし聖廟も仍ほ成均と稱し其の養士の具及賜與の物は皆中と異なるなく。高麗壬子に亦請法の舉あらむとして李德密、李領福の言に因り松都の儒生は特に免請を許されたり今も亦宜しく區別して以て優待を示すべきなりと。上、之に従ふ。

十二年禮官の奏に曰く太學位版には元より簡借なし、而かも各邑郷校の間には之れあり實に是れ違制なり、自今用ひざらしむべきを請ふ。上、之に従ふ。

(補)十三年禮曹の啓に公洪公州、洪州監司の狀啓を視るに各邑釋菜の時に牛頭を用ふるも五禮儀には州縣皆奠に只羊豕の小牢を用ふとあり。然る牛頭を用ふるは實に據る所なく、本道を查問するに公州、河川、平澤、稷山、鎭川等の五邑は牛頭を用ひ其の他各邑は皆之を用ふとして五邑は豕豕、羊臘の外に又牛頭を用ひて法外に一臘を添作せるは殊に據る所なきの甚しきものなり。用ひしめされては如何と。上、之に従ふ。

(補)三十一年、右議政李濡の啓に校生にして落第したるものは軍役とせず懲罰を以てし一に故相臣張維、金培諸先輩の見に依り慶節日を修正し頒布せらむことを請ふ。之に従ふ。

三十四年海西(黃海道)の儒生疏して信川郡守朴俊蕃の寶與に羔を用ひしに非禮なりと論ず、禮曹判書李寅
樽曰く臣竊かに五禮儀を調査するに地方郷校に於て牲に羔を用ふことあり羔羊の乏しきを以て牛を以て代
用するは是れ禮規なり、遐方の士は禮典の本より此の如きを知らずして陳疎せるなり。自今諸道を申飭し
て一に禮典に從はしめられむことを請ふ。上、之に從ふ。

(補)四十年郷校從祀位次の式を改定す。

(補)英祖二年成均館の啓に曰く八道各邑享祀の所用幣帛は糞細、一ならず、今年秋享所用の幣帛は升品尺
數々一に禘式に依らしめ本館の堂上、廊廡より監付して各道に分送し監營(道地)より各邑に傳致し而して
運送の節を念はしむべし。若し私使に委ねば則ち中途に於て疎忽にせられ亦幣帛を尊重するの本意を損す
る恐あり。諸道、嶽、海、濱、所用の幣帛は皆香祝の行に付し今より各邑所用の幣帛も亦嶽海濱、幣帛の
例に依らしめ一體に香祝の行に頒送せしむるは禮典に合するに似たり該曹に申付り此を以て舉行せしめて
は如何と。傳に曰く允す。

(補)十六年九月、上、齊厚陵に謁し、松都に還駕せられ先聖に謁し、仍學舎を周覽し歎き曰く美なるか
な、位置よ前朝は佛を好み儒を好まざるを以て亡ふるに至る惜むべし。明倫堂に出御して諸生を召見し、曾
聖道一の三字を書き賜ひ壁に掲げしめ四書三經各一部を賜ひ曾經閣に貯はしむ。教に曰く先祖、癸酉に故
都に幸せられ學を視なご欲しと果たさずして單に兩朝故事に依り綿布を賜ひたり今亦綿布一匹を賜ふ。

十七年、上、教に曰く大賢を聖廟に陪祀せしむ先儒を聖廟に配食せざるは之を慎具重なりとす。況んや孔聖の
下に書院を來せるに於てちの國に聖廟あり、郷に亦殿あり、豈敢へて私に自ら居越せむ。今、尼山、報
恩兩縣の書院に孔聖の位版及影幀ありと聞く。本籍をして聖廟に郷校に奉安し位版は郷校の殿後御淨方處
に敬懸せしむべし。聖廟、報恩、尼山、兩縣の書院に孔聖の位版及影幀ありと聞く。本籍をして聖廟に郷校に奉安し位版は郷校の殿後御淨方處に敬懸せしむべし。

(補)二十二年五月。州府郡縣の學に宋朝の四賢及我が朝の十二賢の並祀を命ず。十六賢を並祀せざるは其に
法典祭禮條の小註にあるも小經は多く逆行せざるを以て是の命あり。

郷學從祀の式、大典續叙に曰く開城府及高道の界首官は大學の制に依り明府郡は兩廳諸位の祭を免し、
縣は殿上十哲の位を並免し、唯、宋朝の蔡淵周子、明道程子、伊川程子、晦庵朱子及新羅の張栻侯爵、
文昌侯崔汝遠、高麗の文成公安裕は州府郡縣も皆之を祀る。の儒葉張子、唐南陽子は開城府に開學の
大成殿に陪祀し、後に州府郡縣にも並祀せしむべきし。總官の言に因り具開城府及高道に界首官をし
て祀らしむ。英祖庚寅に至り州府郡に命じて之を祀らしめ仍御議を製して賜ふ。

御議、宋の蔡祖の時に五星奎に聚り其の後世洛、陽、開、相繼ぎて聖典し理皇を尊尚し論を得て理と
爲す我か朝に至りては先正文正公首めて建請し、甲午に建ひ六賢を大成殿に陪祀す將なるかた盛なるか
な。前其の年、殿庭に於て教を頒つとき子も亦參り其の教文も亦私算に在り豊、開最四十六年の歲庚寅
に社壇の事に因り此に及ひ乃ち其の時の存曹故事を得て本末を詳知し而して二賢の尙全開けるを想像せ

しは登載述の道すらるや。且縣學は成廟故事に遊ひ州府部は一に甲午に賜なる教に従ひ、殿内に同配せは則ち故事に遊ひ、先志を繼ぎて兩得と謂ふ可し、此を以て諸道に勅し而して予に追慕萬倍なるものあるは何んぞや則ち予の年二十一にして盛儀を視、今七十七にして昔年を追ふて祀典を正すは復何んの餘儀かあらん。其の詳を備考に略記す云爾。

續大典に高麗文忠公夢周、本朝文政公金宏弼、文獻公鄭汝昌、文正公趙光祖、文元公李彦迪、文純公李滉、文成公李珣、文簡公成渾、文元公金長生は賜ち州府郡縣に皆之を祀る。文正公李彦迪、文純公李滉、文成公李珣、文簡公成渾、文元公金長生は賜ち州府郡縣に皆之を祀る。其の詳を備考に略記す云爾。

(補)祭法は文廟に同じ。

(補)祝式 維其某年歲次某甲某日某朝某日某廟官姓名等は敢て先聖大成至聖文宣王に昭告す。維其某年歲次某甲某日某朝某日某廟官姓名等は敢て先聖大成至聖文宣王に昭告す。維其某年歲次某甲某日某朝某日某廟官姓名等は敢て先聖大成至聖文宣王に昭告す。維其某年歲次某甲某日某朝某日某廟官姓名等は敢て先聖大成至聖文宣王に昭告す。

(補)官官は置員には賦官、強賦官、終賦官とし東西の從室には分賦官各一、再祭にも分賦官各一、其の上は供以て下つ配位には祝文なし。

(補)大成殿の修政慰安告山等の祭は州府縣にも暨祭に報告し暨祭にも狀啓して京より香祝を乞へて陳る。郡學祭の式、正配位には位毎に八人、左と右を以て上と爲す。

郷の飲酒儀、毎歲孟冬に州縣は吉日を擇び主人は賓を戒く。其の日、主人は賓を學堂の門外に迎ふ。相者(案内者)指導す。揖讓して入る。衆賓之に西向室に至る。賓再拜し主人答拜す。衆賓の相を行ふこと上座の如くして位に就く。案を委す。主人、賓に賦し賓、主人に酢す。爵を五遍行ふ。賓、主皆與す。司正、告戒しく口く仰きて惟るに國家、萬章に率由し禮教を崇尙し今茲に鄉飲を舉行す。專ら飲食の爲すにあらず凡そ我が長幼は各相勸勉して國に忠に、視に孝に、内は閨門に睦しく外は郷黨に比くし言訓告し行教誨して些も忽忽するなく以て所生を奉ずすへし。位に在る者皆再拜すること初の如し。賓、降りて出づ。衆賓隨つて出づ。主人、門外に送ること室禮の如くす。

郷射儀、毎年三月三日、九月九日に禮を行ふ。前一日に主人賓を戒く。其の日には地を除めて席を爲し帳を張る。席を去る九十歩、主人は賓を門外に迎ふ。相者(案内者)指導す。揖讓して入る。衆賓之に従ふ。席に至り主人は東に、賓は西に位置す。賓再拜し主人答拜すること上座の如し。座に就

く。樂を奏す。主人は賓に獻し賓は主人に酢す。酒三過にして乃ち卓を撤す。司射の推服を壇に墜りて射る。賓、主は比耦射立して三を指ひ一を挾みて順次射る。矢を發する毎に樂作る。射畢りて司射、弟子に命じて、を設けしめ、中らざりし者は卒業して卓に反置す。衆賓の中らざりし者順次繼ぎて飲む。道わく飲み乃ち座を撤す。賓主皆再拜すること初の如し。賓出づ。衆賓之に隨ふ。主人は門外に送ること常の如し。

(補)前王に曰く東國には舊に學校なし。高宗忠烈王時江陵按廉使全承印、文廟を花浮山觀瀾巖下に創立し、列邑の文廟を建て起るの輿地勝覽に正統庚申に尙州牧使李裰は郷校を文憲公崔冲の舊宅の基に移建す。是は其の後郷人は冲の文廟に禮祀せしを以てなり。弘治の初め牧使の議謀は祀典に所載なき以て之を罷む。江陵道(江原道)の玄州(海州)郡には舊に郷校無かりしか。忠肅王の時按廉使安軸始めて本郡及通州(海州)に聖廟を營立す。京畿道利川縣には舊、郷校なかりしか。本朝太宗壬午に監務邊仁、始めて聖廟を建つ。陰竹縣には舊、郷校なかりしか。世宗戊申に縣監朴稷、始めて聖廟を建つ。忠清道理山縣には舊、郷校なかりしか。太宗朝に監務朴坤始めて聖廟を建つ。慶尙道安陰縣には舊、郷校なく生徒は傳舍に僑寓し或は縣司は先聖神版を束ね置き每春秋の祀奠に出して之を陳ねしか。成宗癸巳に縣監崔榮始めて聖廟を建つ。全羅道求禮縣には舊、郷校なく。每春秋祀奠には園舎に於て傾行せしか。中宗戊寅に縣監安處順始めて聖廟を建つ。昇陽郷校の五聖十哲の塑像は中宗の初め牧使康仲珍、位版の

代に設けたるものなり。

今上九年三月、上、普厚陵に謁し松都に起駕し先聖に謁し普儒に七書一部、米五十石、錢千兩を賜ふ。仍蒲月寮に出御して科擧を設け士を取る。

書院

明宗五年紹修書院の額を賜ふ。院は慶尙道順興縣白雲洞に在り。書院の設、此より始む。書院の設、此より始む、其の額は正統の丙午に世宗の文憲公崔冲の舊宅に設けられたるものなり。其の額は正統の丙午に世宗の文憲公崔冲の舊宅に設けられたるものなり。
東國に初の書院なかりしか。中廟壬寅に故參判周世淵製書守を爲り、登基の馬縣順興に高麗文成公安裕の舊居あり。世淵、遂に其の基に紹修書院を創立し以て壬子歲終の地を爲す。文顯公李漬、世淵に懇きて邑守を爲り朝に轉問して宋朝の故事に依り額を賜ふ書を知り且士田、城長(奴婢)を給せしむ。其の書を請ふ。明廟、之を許し又大提學申光流に命じて文を作り之を記せしむ。是に於て士、筆を以て私教して書院を盛し而して慶安の岡田、尙州の紹賢は、尤も著たり。其の書を請ふ。明廟、之を許し又大提學申光流に命じて文を作り之を記せしむ。是に於て士、筆を以て私教して書院を盛し而して慶安の岡田、尙州の紹賢は、尤も著たり。
三州縣に迫し。孝宗朝、徐必遠の政に因り朝家始めて禁を設く。尙廟の甲午に至り諸道に命じて其の私建を禁し、英祖辛酉に凡て甲午以後に創設されたる者は皆毀撤せしむ。蓋し禁令を冒して私建せしを以てなり。其の他は則ち朝家嘗て優待せざるなし。宣廟、嘗て御筆を以て白川文會書院及壬辰の亂に院額の兵燹に毀かれたるものに賜ふ。肅廟復た御筆を以て其の額を追賜し而して淸州に華陽書院あり。

り尙州に興慶書院ありも皆昌廟の御筆なり。英祖朝に及ぶ又御筆で以て楊州道聖書院の額を賜ひたり。列朝崇學の意は蓋し此の如し。

學校考九

(補) 祠院總論

中宗三十六年豐基郡守周世鵬、文成公安郡の舊基に因り祠宇を建ち春秋に享る、白雲書院と曰ふ。院の左右に序あり、凡民の俊秀なる者を聚めて學問を講習し教を儲へ意を取りて以て供し。廩餘は經史を貸ふ。世鵬之を以て祠院と爲す。以て請讀に備ふ。明宗庚戌に文宣公李汝、繼ぎて本部に莅み、教は上に出らざれば則ち後は必ず墜廢すと爲し、書を以て監司に遺はし、上に勸諭し而して宋朝白鹿洞故事に依り額を賜ひ書を頒ち兼て上田、穢獲(奴婢)を給し學子をして歲終(學回)せしめむことを請ふ。監司沈通源、其の言に従ひ啓聞す、賜額に曰く紹修書院と。大提學申光漢に命じて記を作らしめ仍舊書、五經性理大全等の書を頒つ。書院の額は此より始む

凡そ祠院の額號は藝文館撰定し三層(三通)にして各種を備へて人啓し勅裁可と受けたる後、善寫の人をして書寫せしめ木道に下く。縣板(額)は府曹佐郎、即ち住き額號を宣す。額を宣し祭を致す(奉戴式時)の祭官は道内の守令(郡守)を以て差定す。御筆賜額の縣板(額)は京の刻手(彫刻者)をして板に奉し眞本は本院に奉安す。近侍陪進し而して儀仗鼓吹して前導す。祠院修改時の位版還移奉安は本官より日を選ひて行ふ。

明宗九年、上、鄭夢周を以て道德忠節は安裕に讓らすと爲し命じて其の生長の地に書院を册建し、匾額、

書冊奴婢、田結(土地)は一に紹修書院の例に依り頒降(下賜)す。

李滄曰く夫れ王宮國都より列郡に及び學のあらざるはなし、何んぞ書院に取るべき所を類みて中國の尙所彼の如きや。隱居求志の士、講道肄業の倫(類)は率て多く世の望きを厭ひ、競ふて抱負填塞し、寛間の野、寂寞たる所に道は、以て先王の道を歌詠し、其の徳を善へ、其の仁を慕はし是を以て築て爲す故に築て書院に就く、其れ國學、郷校は朝市城郭の中にあるを視る前者は學舎の拘礙あり後者は異物(秀才)の遷奪(集合)するあり、其の功教を豈同日に語らむや是に由り之を言は、士の學をなすのみならず力を得るは書院なり、國家の賢者を得るには必ず此に於てすれば彼に優るべし。

又曰く宋朝四書院の後は漸く南渡に廢なり而して元明の世に大盛せり、國家の學校は書院の専ら尊貴講道の美意に若かずし故に或は私立にして寵命あり或は國、之を命して人を選び教養するなり。

宣祖元年、黃海道儒生等朱夫子の書院を創建し上疏して額を請ふ。上、之を嘉し御筆を以て額を賜ふて文會と曰ふ。

八年、陶山書院の額を賜ふ。是より先明宗朝、礪城君宋寅に命し陶山を畫かしめ又先生の陶山記及詩論を書かしめ屏風を正らしめ常に寢殿の中に置きし故に是の命あり。

十一年李珣、旨に應じ疏に曰く近來書院を建つは志學の士を養ふべく益する所淺からざるも但し師長を設けざる故舊生相率り故意日進、儀式する所なく、教養の教を怠り、國家設立の本意は必ず此の如きに

あらざるべし、故に或する者は書院を設けり以て誹むべし爲すものあり、此は正論に非らず臣は乞ふに欲す。大處(都會地)に於ける書院は中朝の制に依り洞主、山長の員を設け韓休は童蒙教授の例の如くし、學行ありて師表たるべき者及休官、退隱の人を擇びて共に任せしめ導率の責を以てせば則ち其の教育の效は必ず觀るべきものありて他日國家の人を得るにも必ず此に資するものあるべし、又、道峰書院記の撰に曰く書院の創建たるは成修の爲にして兼て崇徳報功の典を擧ぐるにあり、故に必ず郷の先生は後學の儀式と爲すべき者を求め祠を立て教を敷し以て多士百賢の志を興起せしむ。

二十四年、江原道觀察使の裴啓に高麗の忠貞公元冲甲は義烈、久して武勇、鶴原城は乃ち其の據守して敵を破りし地なり、祠を立て額を賜はらんとを請ふ。上、之を許す。

二十六年、觀察使李元翼、平壤に武烈祠を建つ、祠に舊五公の畫像を掲げしか丁卯の亂後は只、石星、李如植の像を存し餘は皆失は途に代ふるに位版を以てせり、明使宋之魯は正堂の南柱に題して曰く「義膽忠肝、氣作山河、雄萬里、威容德範、思深劍履、奠三韓」又門楣に題して曰く「壯猷完節」。

三十六年、全羅道儒生疏して忠烈公高敬命の私祠に額を賜はらむことを請ふ。大臣は私祠に額を賜はらざるを以て常例にあらず實に特恩に係ること上、命して額を賜ふ曰く褒忠とす。

仁祖二十年、仁同の生員張榮、其の帥張顯光を以て私に文忠公鄭夢周の臨星書院に並享す。一道の士論は咸、文忠公は東方に於ける理學の祖なり故に文正公趙光祖の道德、文康公徐敬徳の學問を以てすと雖も俱

に配食の列に在れば則ち顯光は賢なりと雖も並列するは不當なりとす。其の異論に榮、怒り主論者を已に罰す。是に於て典儀、鄭備は文忠公の後孫として其の事を疏白す。命して禮曹をして議せしむ。禮曹は書院配享の位次を以て全く士論の歸一に在りと爲し、初めより朝廷の指揮すべきにあらず亦子孫の干預すべきものにもあらずと爲し、其の疏を聽かざらむことを請ふ。政院駁啓に曰く鄭夢周は百世の師なり、後賢の並列同享は決して不可にして張榮の公議を排し異を罰せしは已に陪享を自ら損にせるは惡むべく、此の事にして初めより上聞に達せざりしならば兎も角既に上聞に達したるに該曹は好惡を明かにし士論を定めざるは極めて未安と爲す。上、命して本曹より禮に據り指揮せしむ。禮曹の啓に張顯光は公論に依り配享し以て正紀の典とすべきを請ふ。之に従ふ。

三十二年。慶尙道觀察使の啓に言ふ。書院は學問兼修の士を待ち而して沮豆の享は必ず一世の明かに知れる所の師表たるべき者を以て之に當つべき所たり。而して今は然らず。士たる者は學問を事せず、視れる所の者も或は其の人にあらず。自今新設する處は皆禮曹に報告せしめ必ず準許せられたる後に創建せしめられむことを請ふ。禮曹覆啓に狀請に依り施行せられむこと請ふ。已設の處は皆本曹より其の誰某を視れりやと取調べたるに郷人は自ら諱するに足らざるに而かも報告せざりき、其の濫雜なるを知るへし、其の中最も甚たしき者は考査して視らしめず、而して入院の士も亦道臣をして擇ひて院長を置き教育の方を專らしめ、時には陳試を加へ以て澄汰の地と爲すを適當とす。傳に曰く陳試澄汰は過ぐるに涉るか如し、

當に更めて期的して處理すへしと、禮曹より只、院長を極く擇ししめ濫雜の弊を無らしめむことを請ふ。傳に曰く若し定限なければ則ち必ず學はざる者の濫數と爲るへしと。大臣に問ひ定數を參酌せしむ。大臣は議して五十人を以て定額とす。傳に曰く六、七人に過ぐるなき様更に酌定せよ。禮曹の啓に六、七人のみと定むるは事務埋没たり。各道をして多少を參酌せしめ二十人を超むざらむるは或は中を得たるにあらざるか。傳に曰く姑く之を置くへしと。禮曹の啓に道啓の本意に具新制の制院をして朝廷に轉報し批准を得ず許さむと欲するものなり。臣曹の妄意裁制せるは慎重を失したり。今、姑らく之を置くへしとの教あるも其の轉報立制の請は施行するに難からず。狀に依り施行せられむことを請ふ。上、之を允す。

孝宗四年。全羅道儒生の上疏に、南原は即ち故兵使李福男の効節せし地にして黃進の本郷なり。利を立つべき處にして御額を賜はらむことを請ふ。大臣は事、特恩に係れりと爲す。上、命して額を賜ふ。李福男の祠は忠烈と曰ふ黃進の祠は歸善と曰ふ。

六年。命して學設書院の額は賜はる勿れと。時に書院漸く廢にして郷校の儒生は廢、書院に歸り良民にして役(賦役、軍役等)を廻けむとする者は皆、院僕たりと稱し弊と爲ること多端なり。故に是の命あり。

八年。忠清道觀察使徐必遠の狀啓に書院の私建は弊ありて院奴は定額あるなし。其の私建を禁し其の濫雜を毀し、其の額數を査定すべきを請ふ。上、其の言に従ひ書院、郷賢祠の私建を禁し、首唱せる儒生は罪を定め賜額書院には奴婢七人を給し未賜額書院には五人を給し、郷賢祠は一人を給して之を看護せしめ、

其の類以外は並陶汰せしむ。時に撤毀する者只數個處にして私建募人の類紛然として相繼ぎ之を能く禁ずる能はず。

世善宋凌吉の啓に竊かに聞く。明朝の方孝儒は一代の罪人にして萬世の忠臣たりき。數年ならずして其の文集を梓行し且專制を許せり。明朝の規模氣像は寛弘深遠たり。我が朝の成三問、朴彭年等に實に孝儒の侍なり。三問は曾て連山に居り彭年は曾て懷德に居りて皆賢儒あり。學子は兩人を以て饜食せしめむことを願ふ。此は專制の比ある所猶敢てせざる所あり伏して乞ふ。聖明は明朝の典に依り特に允許を賜は以て風化を節はむことを。大臣の義一ならず遂に殺む。

時に朝廷は制院の私建を禁ず。雖も而かも私建は相繼ぎ額を請ふ者紛然たり。上、昔法に據り請ふ者皆或は之を請ふも罷もすれば嚴教を下さる。是より禁設、新建に論なく定州の鳳鳴書院、陽山の竹林書院、燕岐の鳳巖書院、安城の道基書院の如きも皆曹は並賜額を許さざりし。後に蔡貴宋凌吉の墓に因り特に許さる。龍岡の廣山書院に至りて遷來なるを以て特に賜額と爲し以て之を激尚す。

五年、湖北御史閔維重の奏に曰く江界は即ち先正臣李處勉の諫死せし地なり。士人より祠を建て俎豆するも而かも尙未だ額を賜はらざるものなり。上、賜額を命せらるも恐る事故あり實行するに及ばざりしか九年に至り始り賜額し景賢と曰く本道都事をして致祭宣額せしむ本院は已に高曆四十二年甲寅に景賢の額を賜はらるものなり。道遠より啓聞せらるる曹より新額額位は還收せらるることを請ふ書室に於て候く。

高宗元年、戶曹判書景挺韓の劄に、孝子丁酉に禁令を定制したる後に私建したる書院を申明し諸道をして普聞せしめ之を無效とし、院の奴婢の定額以外に募入したるものは固法に違軍丁に補し、校生の書院に屬せる者は皆校籍に定賜せしむ校籍に入らずして皆赴せし者は法に依り懲罰せらるることを請ふ。備邊司に命を下す。備邊司の覆啓に今に到りて追論するは約統の弊なきにあらざる宜しく今より重ねて丁酉の定制を頒ち遵奉せしめざるべし。之に従ふ。

二年、禮曹の啓に曰く景挺韓の劄に因り地方書院の奴婢は已に定制あり。而して平壤の仁賢書院は即ち箕子原享の所にして祭養齋は即ち高句麗の支文徳の祠なり。太師(箕子)東來の後に始めて禮義文物の國とあり文徳は節を破り大に克敬保邦の功ありなれば他の書院と異に一例に定額すべからず道臣より奏前して増員せられむことを請へり廟堂をして依りしむべき請ふ。之に従ふ。

參贊韓愈の奏に曰く臣、命を奉して諸道より還る時、福安を過きたりしか陽山書院は即ち先正臣李汝の藏修せし所たり。宣廟朝に特に奴婢各一人を給し又一居を給し。以て永久守護の道と爲したるも一道多士の聚會せる所を交給するに足らず。故に若干民人を募入して使用し且多士に供し居り。今、重臣の論請に因り募人の類を普搜括するは實に逸散の憂多く、文廟祭祀諸賢の書院は宜しく優異の典を施し。其の平生經過せし處の祠院は一々皆特恩を施すべからざるも而かも福安の陶山、慶州の玉山、玄風の道東、安陰の龍門、楊州の道暗、延日の烏川の如き諸書院に至りては已に募入せしものは仍存して更に募入せしめざるを

宣しとす。禮曹に命じて稟處せしむ。

六年。嶺南の儒生等己卯に名賢金湜の祠を造、致命の所に建て上章して賜額を請ふ。禮曹に下す。禮曹は
禮設なりとせしも特に命じて額を賜ふ。

安東の儒生、文純公李況の故郷なる以て書院を建て賜額を請ふ。禮曹は禮安李況の書院に已に賜額あるを
以て安東は禮設たるを免かれすとせしも教に曰く文純は乃ち我が國の儒宗なり文廟に配享せりと雖も其
の故郷に尙賜額なきは誠に欠典と爲す特に賜額と爲す。

密陽の密林書院、失火し位版、院宇盡く燒燬さる。觀察使の啓に其の重建を請ふ。禮曹をして舊額を繕寫し
本院に下送せられむことを請ふ。之に従ふ。

命して務安鄭介清の書院を毀す。介清は務安の官廬なり。文才ありて頗る忠直なり。文忠公朴淳は之を教
育して拔擢せり。淳の汝立等の爲に擯せらるる所なるや介清は汝立の律に附き淳の攻斥に甚力めたり。
文元公金長生常に之を惡む。嘗て公と會ひ帳を語り、坐し仍問ふて曰く君は朴相を知れるや。介清曰く其
の家に書牘多き故に文字を考査せむと欲し間に或は往來せりと。汝立の氣起るや介清亦逆招を出す其の所
著「排節義論」を得。宣廟之を覽、驚駭して詞臣に命じて「反排節義文」を作り中外に頒布せしめ且其の汝
立に與へたる書を得たるに、曰く當代に道の高明なるを見るに推賢兄一人とあり宣廟の教に曰く渠の所謂
道なるものは何の道なりや。之を問ふへし、刑訊一度にして北邊(北朝鮮地方)に之を流す。其の後又逆招を

出す。拿鞠するに及ばずして誦所に於て死せり。門徒等院を創設して之を祀る。

仁祖朝。金長生、其の罪を疏陳し其の院を毀さむことを請ふ。仁祖、之に従ふ。孝廟朝の時に至り院猶存
す。文正公宋浚吉長善として之を白す。孝廟の教に曰く長善の師、亦曾て先朝に疏達し已に允を蒙れり。
今監駭の言を聞き之を置くへからず。先朝の命を申明し直に舉行したる後道開をして馳啓せしめよ。是に
於て院は遂に毀さる。肅宗元年に及び全羅道儒生羅積等疏して建院を請ふ。禮曹は兩朝の先例を以て覆啓
す。上、命して大臣に議せしめ積等重建の請を許す。之を許して三年徐因實の上疏に因り特に賜額を許し
羅山と曰ふ。之に至り全羅道觀察使任奎の啓に曰く鄭介清書院の重建は實に賊黨の主張に由り而して鄭の
院長と爲るや無賴を肅整し濶殺と爲し其の法に伏したる後は道内の諸儒郷校に齊會し肆兇の類を摘發し刑
罰を施せしかば則ち皆妄の徒自ら容れられざるを知り反て其の毒を厚にし抜劍請入して發起人の耳、頰を
擊劬す。列邑の諸儒此の習を長からしむへからず相效ふ此は専ら介清書院の設けたるに由るなりと。上、
命して大臣に議せしむ。領議政金壽恒、左議政鄭知和、領中樞金壽興は皆當に毀すべしと。右議政閔鼎
重は郭詩、李彭齡等の祠をも並毀すべきを請ふ。上、教に曰く兩朝の教に依り禮官をして速かに撤毀せし
め以て士習を正し以て紛拏の弊を杜くへしと。遂に介清書院を毀し材木は務安の官舎修繕に用ひ田結(上
地)奴婢は之を松林書院及義烈祠に屬せしむ。後、己巳に復た建院を請せしも甲申に侍讀官李晚成の益奏
に因り之を毀す。

命して沃川の郭詩、全彭齡の郷賢祠を設す。詩は文華あるも行檢なく二十餘に登第せしも歸郷して飲酒し官門に於て死し、彭齡は隱居せるあり、孝節祠に儒政に因りて毀撤し。高宗元年に復た建院を許せしも是に至り右武政閣重の議に因り並之を毀す。其の徒復た影堂を立てしも癸巳に至り之を毀す。

七年、教に曰く邱山書院は夫子の眞像を不安する所にし事體自ら別なり、朝家よりの賜額なしと雖も院規は一に賜額の例に依り遵行し。又命して田三結、蔡人(奴婢)二十名を給す。

八年、閔維重の姪女に公私賤の聲を娶り生れたる所の何は前年事目を申請せしより聲役に還屬せしなりしか江陵の郷校及孔夫子の眞像を不安せる五節書院、文成公李珣の松嶽書院の典儀にして聲吏を娶り生れたる所の者は皆屏に屬するを免かれずと云ふ。郷校の奴婢は他の公賤と異なれるあり書院の奴婢も或は屬公賤を免かるゝことし得る賤を或は本院より買ひたり。若し此の奴婢を去らば、則ち親様(儲君)を成す能はず當に變通の道あるべきなりと。上、曰く郷校、書院に關する所重大なれば聲に屬せしめず並還給せしむべし。

時に開城府陽書院に於ては文正公朴尙表を以て人學せしめむとし而して或は文忠公鄭夢周は東方理學の宗師たれば宜しく尙表を以て配食せしむべしと。或は以て尙表は一世に並生し志同道合せしものなれば後學の懸絶せるか如きにあらず宜しく並列べしと爲し。十論二に於て定むる能はず、留守(郡守)李之翼、朝に轉問す、命して大臣に議せしむ、續武政金壽恒に曰く尙表、鄭夢周は一世に並生れたりと雖も書院の位次は専ら道德の高下を以てす則ち尙表の並享に安からず別に一祠を立て以て之を享るも亦一の道なるべし。上、其の議に従ひ命して別の祠を立てしか後に院を五冠里に創建し而して院の基地は文忠公書院創建時の例に依り命して公田を以て代給す。

沃川儒生の上疏に曰く本部には文烈公趙憲の祠堂あり。曾て表忠の額を賜り其の後裔して書院と爲し、仍文敬公金宗を並享せり、表忠の額は偏して該からず、改めて額號を賜はらむことを請ふと。命して賜號に曰く滄洲と。

大司成金萬重の疏に書院を設くるもの一道として八九十に至るものあり宮室の美、守護の盛は往往聖廟を踰越し土田を廣く占め、陋習を多く聚め、群居遊談、往に飾設を事とす、稍之を制すべからず、今宜しく一例(二言)に停止し土田を許さず。而して其の已設の書院にして未だ額を賜はらざる者は賜額を請はしめて其の禮設を宜しく禁ずべしと之に従ふ。

洪忠(忠清)監司に命して鄭忠信の廟を冠てしめ其の後孫を算す。侍讀官金昌協の曾に曰く壬辰の倭亂に晋州の一城は廟を受くること最も酷にして義に死したる者最も多く而かも其の中に金千鎔、黃進、崔慶會も甚だは然たる者なり。其の一方を擧最せし功は張詩、雕陽に下らず而して朝家の特に祠額を賜はらるるは極まれり。然し臣が嶺南に奉使せし時祠下を經過せしに堂宇頽廢し海捕に人なく。春秋の祀享も設けず。近處の俗人、其の義烈を慕ふ。城陷害の日に當る毎に來を

村邑に乞ハ佛事を作し以て供すと云ふ。聞くに誠に惻然たり。宜しく本色に另飭し廢闕せしめざるべきなりと。上、曰く祠宇は既に額を賜ひたるに祀事を廢して行はずと聞くは寒心なり。本道をして春秋の祀享は格別に修舉せしめ廢墜せしむる勿れと。

豊基の儒生等私かに黄俊良を以て文純公李況の書院に配享す。參判李選、上疏して其の不可を論じて曰く先正臣文正公趙光祖は不幸にして哀貞輩の陷るる所と爲りて死し。斯文の短、氣章の甫は痛を含て数十年を回せしも其の冤を白かにする者なし。仁廟の初に至り太學生康惟善、倡義章疏して忠憤激功たりき。上、天心に感せられ大に獎諭を被り、大漸に及ぶに至り乃ち命して復官せしめたるは此れ仁廟聖明にして其の冤狀を擲せしに由れりと雖も苟くも惟善の叫闕にあらざれば亦何んぞ以て此に至らんや。明廟は冲年にし。嗣位し松岡窩楳は正論を仇視し光祖の復官を以て之を尹任の懲懲せし所なりと謂ひ。而して時は則ち宗人黄俊良の成均學正たりしなり其の風旨を受け惟善は洋に在り詭論を主張し將に法に中りしも人の力に頼り救はれて免かるゝを得たりと雖も猶、科擧に應ずるを勸停せしめたりと謂ふ。所謂詭論なるものは光祖を仰救せるを指すものなり。故に士論に罪を得て人に交へられす。後稍其の心を改め先正臣李況に従ひ講學願ふ見はれ且其文章ありしも賤名するに至らずして路死せり。後百年に嶺人の喜を刺字を立つるを以てすと雖も猶未だ祠を立つる者なし。遂に豊基榮川の人、公議を値めずして放てて文純公の書院に配享せしも終に位版を還黜せし聖あり。又上主營道道臣に訴へて刑并狼藉し遂に還配するに至れり。夫れ俊良の

黨の正を誣し罪を得たるは惟善の誌稿中に詳載せられ而して先正臣宋浚吉の論に俊良所著の朱書政文にして李況序文の下に尙在せる者は猶以て當に去るべきと爲せり。況んの祖豆の列に容るゝを誣すべきや伏して願くは大臣に下詢し從祀を斥去せられむことを。

命して大臣に誡せしむ。皆宜しく查問して之を黜すべきを以てす。本道に命して查問せしむ。是に於て豊基の儒生は李況所撰の俊良祭文、行狀を以て證と爲し而して俊良を右首領與儒生は沈喜壽。盧守愼所撰の康惟善の誌稿を以て證と爲し而して俊良を攻む。觀察使朴泰源朝に傳聞す。命して大臣儒臣に誡せしむ。領議政金壽恒、領府事金壽興は議して以て俊良は權臣の旨を受け康惟善の感誦を勸停せしは盧守愼。沈喜壽所撰の誌稿中に在りて明白なる如ならず守愼及喜壽の父述は俱に惟善の友、類なれば則ち惟善の事を知れるは兩相より詳かならざるなし。當時に被謗せられたるは此を推して知るべし。饋食に與るは亦僭ならずるか查問して實を得たる後は仍置くべからず。右議政李端夏は議するに先正臣李況の俊良を祭る文に曰く虚無を指して銷骨し怨隙に盡出せるを知れりとあり。盧守愼、沈喜壽所撰の惟基祭文は年月の參差して疑ふべきあり。況の門人柳雲龍完護の錦溪精舍守僧文に曰く錦溪に天若し年を假さは吾れ龍門の祭先生に敬くを知るごあり。先正臣鄭述も亦嘗て俊良を尊慕し而して故副提學李竣の筭に曰く俊良は身を權門に失したるの而ありと雖も晩年の學問は能く自ら修飾せりとあり。竣は乃ち況に私淑し而して其の言是の如し是非を定めずして強て配食せしむるは義に於て安からずと。副提學朴世采は議するに初は祀ありしと雖も終

の文純愛惜の論を以て重しと爲すべし。上、命して多議に従ひ遂に俊良を擢す。

十六年、六臣の官を復し、刺節を賜ふて悉即と曰く官を遣はし祭を致す是より先上、陵に謁し、露梁の成三間等六臣廟を過き其の節義に成し特に命して祭を致せり。是に至り以て復官せしめ額を賜ふべく領議政は大運等に下詢す皆、視しと爲す者も諱ふ、曾しと爲す者も諱ふて致祭文の措語にも碍あり、故相臣許棟も官を以て大に不可なりとせり今何んを輕擧すべけんや。上、曰く方孝孺を以て之を言はば其の節明たる忠烈は既に是れ成祖の許されたる所にして其の後に證を議せしめたるも亦寛大なる典なり則ち今六臣を崇擢するは勃くる所なきに似たり且、世祖朝の當世に於ては亂臣なるも後世には忠臣なりとの教を以て之を言ふも尤も其の嘉尚の微意を見るべきなり春秋視尊の義に至りては予知らざるにあらざるも而かも帝王の家事は匹庶と異なる故只其の節義を褒し後人を激勸せむと欲するものなれば今日の此の擧は何れの不可あらむ。且、宗文の措語に碍ありとの説も亦然らざる者あり今褒擢せむと欲する者は惟、節義の尙ふべきに在れば則ち綴文の際に何れの嫌疑の端かあるむ、然し大臣、諸臣の意を異同あり容易に之を處理すべからず禮節を發遣して在外備臣に問ひ且出使(大臣遣外使臣)の還朝に待ち從容之を處理すべきのなりとの暫らくして特に命して官を復し額を賜ふ。

安東に三太師あり。權太師幸、金太師宣平、張太師貞弼を遣る。而して權金の位次を以て兩家の子孫上疏して論辨す。金書一曰く麗史に麗堂の亂に古昌城主金宣平は郡人權幸張貞弼と與に借義討賊せしとあり

れば則ち郡人を以て主と爲し城主を配するは不可なりとの權意曰く麗史に金幸を古昌城主とあるも李萬誌權廉榮に曰く金幸、福州を守るとありと、金安國曰く金幸の古昌を守るとあるは此れ安東の舊號なり先祖未だ姓を賜はざる前に以て安東を守りしは明なりと身一曰く先正臣李沔の記文に麗朝三功臣を列録せるに曰く金公宣平、權公幸、張公貞弼とあり其の位次井井なり、愈曰く作文の體は當に結語を觀るべし初めは此の如しと雖も後に乃ち之を結んで曰く一箇の事は、若く權公の管廢に出づ故に民の之を忘るるは尤も權公之主とせるに在り權を以てするに何の言かあらんやとあれは則ち此れ譚案なり身一曰く三太師一行は並列せり而して權は中に居り、其の居中を主と爲すは禮に何の碍かへきもあらんや。愈曰く儀節に庶人の三代を祭るに曾祖を中とし祖は左に備は右とし一行にして南面に作るを排すと言ふ朱子の王子重に答ふる書に若し其三世を祭るときは曾祖を以て中とし祖を東に考(父)を西と爲すべしと曰く大全中にも亦曾祖を中とし祖を東に考を西にするの圖ありて南面に作るを排せり。此れ明證と爲すと、禮曹に下命す、禮曹の啓に七八百年組豆の禮を一の金書一譚案の説に因り輕議變改するに敢に疑然たり、此の後は宗廟前殿の時は權太師を以て先の爲すことを以て定式と爲すべしと之に従ふ。

二十一年。大臣の奏に書院の私建は已に禁令あり士子たる者は請ふて而して後建つべきなり。今や乃ち一方にては建視し一方にては來り請ふ士習は駭くべし。若し地方に烟軍を給せされは則ち必ず任意に創設する能はず、且創建の時は道臣地方官に必ず知らざるの理なきに私建者を禁せざる者は罪を論ずるを以て定式とせば法、行はるべし。之に従ふ。

命して唐武穆を以て永柔諸島武侯の祠に合享せしめ教祭文の頒辭は關王廟祭文の例に倣はしむ。承旨尹德峻の啓に道徳の高下は院の多小に係はらざるに而かも紛紜として疊設し禁を冒して額を請ひ而して政院は捧げざるを得ず。該曹又兩端の談話を爲し。上より又特に額を賜ふ。疊設の禁は先朝より何か嘗て一度施行せしか自今は從祀せる大賢と雖も若し疊設せば請額を捧ぐる勿れと。之に従ふ。

又啓に曰く永柔の鄭夢周書院に致祭の命ありしも夢周の道徳は百世の師と爲り。昔宣廟朝に在りて祭を致す時祭文の頒辭を請定すべしとの命あり李廷瓚、時の禮判と爲り盛に署名をせざるを陳へたりしも末の處分如何を知らずと雖も聖祖尊德崇節の意を見るべきなり。丁酉年間に故相臣閔鼎重筵自し鄭夢周書院に祭を致せるか頒辭に文忠鄭夢周に祭を致す云々を以てせり。厥の後身鼎重偶、廷瓚文集を閲し當に其の名を書したるの半爾なりしを歎き。崇陽書院位版題名の時上京せし處。宣廟の教に曰く夢周は高麗の人なり豈本朝の官爵を受くるを肯せんや。頒辭政の附ありと雖も只閔先生と書するを可とす。此れ亦臣の異代節士たるを欲せざる義なり。今祭文頒辭は「高麗門下侍中忠義伯鄭公」を以てするを承久道行の例と爲すを以て然るべしとす。之に従ふ。

二十三年。上、御筆を以て白川文會書院の東西兩祠の額を賜ふ。初め宣廟御筆を以て額を賜ひしに壬辰の兵燹に燬れ儒生舊額を疏請せる時明使朱之藩、適來使して來るや上、命して其の筆を求め以て之を頒ちたり是に至り本院は朱子南康縣學の制に倣ひ別に東西兩祠を立て復疏して額を請ふ。上、「東祠」「西祠」の四字を親書し以て頒つ。

二十四年。教に曰く曾て文會書院を見るに。宣祖大王特に御筆の額號を賜ひたるに今は則ち亡し、予、儒宮を修るの盛意にして詎ひて傳ふるなきやを恐れ敢て御筆を以て文會書院の四字を書し略、追頌の意を以て之に尾す。遂に御筆の扁額を賜ひ又、追頌聖朝之意を書き賜ひ四字の恩額を重頒するは盛事の詎ひす承く千億に傳ふるを庶ふものなり。

二十六年。大臣の奏に書院募入滋多く。軍額漸く蹙む。道峯書院は朝家の尊崇する所、而かも其の募入を聞くに只三十名を以て定額とす。自今地方賜額書院の募入は二十名と定め、額外は盡く授括して兵丁に充て、賜額にあらざるものは定給と爲さず、募入者は悉く軍籍に歸せしめ、若し朝令を待たず自ら院を建つる時は地方官は重律を以て論すべき事を別に定式と爲すを宜とす。之に従ふ。

二十八年。教に曰く海州首陽山夷齊廟に御筆を以て賜額す曰く清聖廟と、千載起敬の意を寓せるなり。侍講官李觀命、故忠臣成三周田土の勳府に没入せられたるものを連山書院に還給せられむことを奏請す。

之に従ふ。

三十年。典藉、明廷の上言して其の祖華對君明昇の舊例を更めて建むことを請ふ。命して大臣に議せしむ。若、明昇は功徳あるにあらざるも特に洪武壬午に中書省より陳友諒を逐り明昇家日は軍を倣さず民を倣さず困住遺活せしむと云ふ故に列朝之を待す優異にして太祖朝には明昇に華對君條を、陳理に平漢君條を賜ひ、太宗朝には忠烈世祿を賜ひ、光廟朝には明氏陳氏の後裔を優す勿れこの教旨あり而して明昇の死後に命して祠を京城に創建せしめ、其冒胤をして奉祀せしむ。壬辰の兵燹を経て其の後昇の遺裔にして海州に居る者監營道恩に呈書し建祠を請ひたれば道恩は轉開するに官より祠を建てたりと云ふ。此は野史松都誌中に雜見せられ禮曹の文書にも概見せらるる少からざるも今累百年の後に到り、其の後孫の上言に因りて建祠給祭し祀典を以て授るは當を得たるものにあらざるべしと、之に従ふ。

三十一年。全羅監司閔鎮遠の啓に私に書院を建つるは地方官より首唱の儒生の罪を論し科擧に應ずるを停止すべしとの之に従ふ。

左副水官李應成曰く日今若し書院請領の政あらは先づ該曹をして他處に已設せりや否やを調査せしめたる後處分するに適當とす。上、曰く所達は是なり、全羅監司所達と一體に定式とすべしと。

三十二年。禮曹判書閔鎮厚の啓に曰く文純公朴世采は嘗て書院の臺設を禁斷すべしを以て陳達し而して大名賢は之に拘はらずとありて別に人を指射したる者なし。疏陳する者もすれば大名賢と稱するを以て該

曹取舍し難し。宜しく明白なる定式あるべきなりと。上、曰く書院を臺設せる處は道臣をして申飭し一切防禦するを可とす。

三十五年。教に曰く武烈祠は 宣廟朝の明朝諸將の爲に創建せる者なるに尙未だ致祭せる事實なきは欠典たり。禮官を遣はし致祭せしめ申飭守護せしむべしと。其の後每歲春秋に香祝を賜ひ祀を行ふ。

三十六年。憲府の啓に各邑所在の書院を一度に合享し一邑の内には各々建つるを得ざらしめ私建の祠院は撤毀し首唱者は論罪せむことを請ふ。答に曰く啓に依るべし。禮曹判書趙泰采の啓に曰く書院の合享は臺(憲府)啓して允を蒙るは士論必ず歸一せざるべく弊を生じ易し。大臣に下詢せられむことを請ふ。諸臣皆已建の祠を毀し之を合享せしむれば則ち士論必ず紛繁するに至らん、自今新設する處は本邑に合享すべき處あらは合享し配享すべき處は配享せしむるを妥當とすべしと。之に従ふ。

又啓に曰く先正臣趙光祖筆邊書院の請領は處分の命を待つべしとありしか西土は(西鮮)賢々として儒風振はす、光祖は大賢なれば當に臺設の禁に拘はらざるべきなり、上、諸臣に詢ひ遂に命して額を賜ひ樂峰と曰ふ。

書院下齋の生徒數を定む已賜額書院は二十名、文廟從祀の儒賢書院は三十名、未賜額書院は十五名とし、後は從享、未從享、賜額書院を論せず皆二十名を以て定額とす。

三十八年。刑曹判書閔鎮厚の啓に曰く洪州六臣の院額は已に綠雲と賜ひしか土地の名老隱故士子は魯恩と

稱す。蓋し意義あるならん。今必ず改むる及はず院額を魯思とし改めて付禮し院備をして掲板せしむるも妨げなかるべし。之に従ふ。

筵臣の啓に曰く生祠の弊は近日より甚たしきはなし。奉命使臣の一時德音を宣布し些少なる便民の政あるか如きも若し都合付かは必ず祠を立つ、庸駭の輩も一州に興りて生祠なれば則ち以て差趾と爲し、幾ど人々之を有し、州々有之、其の弊は言ふべからず。自今以後、行園列邑は刻期撤毀するを宜とす。上、曰く未世守令の生祠に合ふべき者豈之れ多く有らんや而して諂諛風を成せるは一時の要譽に因りて此の祠を立つるなり。若し果して特異なる政あらば則ち固より尙ふべきも近來の祠を立つるは貴とすに足らず。生存の立祠は所達に依り撤毀すべきなり。

江華留守趙泰壽、忠烈祠に新享の洪命享、位次を以て啓稟す。禮曹の啓に曰く爵次を以て論すれば當に東壁に在りて判書李尙吉の下、掌令李時復の上とすべし。之に従ふ。

特進官閔鎭遠の啓に曰く鍾川の臨瀛書院の致祭に祭官に既に出發せしに祭文の頭辭に「國王遣臣記祭某某之靈」とあり臨瀛は乃ち朱子書院にして本朝人の致祭の例としては適當ならざるか如し且啓聖、宣武、兩祠の祝文には「朝鮮國王遣臣奉昭告于云々」と稱すれば則ち今當に此の例に依るべきなりとて諸大臣は皆「昭告于」、以下を當に「宋徽國宋文公」と曰ふを宜とす。上、曰く自今永く定式と爲すべし、而して致祭の期日にして及ふべくは祝文を改書し同夜下送するを可とす。

三十九年。上、承旨に諭して曰く書院崇設の弊たるや久し。請願の紛紜せるは此れ一定の法なき故なり。自今、從祀儒賢と雖も若し崇設する書院あらば嚴に禁斷を加へ請願を許さざる事を永久に定式とす。

四十年。禮曹の啓に曰く廣州明皇書院は乃ち賜額の院にして而して壬辰に故判書趙復陽、故副提學趙持謙を以て一時に追享し陳疏仰請の事なかりしを以て定式に依り首倡傳生たる任弼周、朴再茂、趙持常は三年を限り停舉し府尹李世勉は罷職し、監司金萬重は推考するを宜とす。之に従ふ。

是れより凡そ擬に自ら追配する者あらば摘發論罪し而して配享位版も亦撤去を命す。癸未以後創設の私建したるものは並撤毀せしめたり而して定州新安書院、義州白馬山城姜郎貴、休庵姜の司字及洪翼漢の司字は是れ私建なりと雖も並撤毀せしめず。筵臣の奏に因りしなり。

四十二年教に曰く予、惟ふに琅城に華陽書院あり、商山に興岩書院あり、乃ち甫先正臣の賜額書院なり。掲額してより歲月已に久しく病裡の筆畫尤も拙なり而かも必ず親書し鏤板を賜ふは子の尊敬心を寓せる所以なり。聖人主の尊賢は至誠より出づれば則ち亦士趨を定め而して邪説を摯せしむるに庶幾からん。子の意夫豈偶然ならんや、其れ禮曹をして直に懸掲せしめ仍祭を賜ふ。祠を南原に立て壬辰に戦亡せし明將李新芳、毛永先、蔣表等三人を祀り、又吳興業を以て七忠臣李福男等の忠烈祠に追享す。興業は即ち其の時の軍の右司にして戦亡したる者なり。

筵臣の奏に曰く山川の名號は或は古聖賢所居の地と符合すれば則ち既に祠の建つるあり、今咸悅の夫子眞

像は南宮様家に藏せしこと百年たり。今や郷校安香庵に奉安せむとするに方り若し別に祠宇を郷校の傍に建つれば則ち闕家の藏に勝るへし。自今此の如き處は宜しく斟酌許施せらるへしと。之に従ふ。

景宗元年。戸曹判書閔鎮遠の啓に因り免稅の田結を賜額書院に各三結を給ひしも幾ならずして之を罷む。英祖元年。領府事閔鎮遠の啓に曰く慶州に先正臣宋時烈の影堂あり權世祖府尹たりし時に世祖、棧に乘し軍を發して祠宇を撤毀し。書像を焚かんと欲し進士韓是愈は杖を被り殞命す。首倡儒生は嚴査刑配せむことを請ふ。上、之に従ひ世祖の官を追奪す。又啓に曰く公州禮巖書院は朱夫子を主享とし諸儒賢を配食せしむるものなり。壬寅以後院儒、先正臣宋時烈の位版を降して交椅の下に置く。賜額書院として祭需を官給せるに先正の位を肆然として廢祭せり。査出し嚴治せられむことを請ふ。上、曰く五年停舉せしむへし。

六年。近侍を遣はし諸葛武侯、岳武穆合享の所に致祭す。宣祖、肅宗の遺志に感したるなり。

九年。近侍を遣はし文純公李滉の陶山書院に祭を致し本道をして書院及本宅を講進せしむ。

十二年。禮曹判書鄭亨益の啓に孝寧大君の祠を建つるを請ふ。上、曰く孝寧大君は青邱の泰伯仲雍なり特に祠を建てしめ額を賜ふ。

十四年。諸道に命して乙巳以後に私建したる祠宇を査啓せしむ。平安道觀察使閔應洙の啓に曰く平壤の仁賢書院は即ち箕子の書像を奉安せし所にして崇禎癸酉に重修したる後は祭物品式を禮曹に稟請し崇仁殿の例に依りたれば則ち其の時の大臣は崇仁は乃ち前代始祖の廟なりとし仁賢は乃ち先師の廟なりと議せしも

宜しく文廟の規に倣ふべきなり。甲戌より大宇を運用せしも而かも四五十年を過ぎたる後に戊寅には變へて家牒と爲したり。中間の變改曲節は久遠にして微し難きも祭享は體重なれば宜しく修整して定式あるべきなり。禮曹の啓に曰く當時定修(興へ又は修む)時に只曰く宜く文廟釋奠の規に依るへしとあれは則ち本道は他の地方郷校の例を以て舉行せずして直に國學太宰の規を用ひたり。況んや戊寅より以後は家牒を代用し今百餘年の久しきに至り而して郷校の用ひざる所の大宇は恐らく輕許すべからずと。之に従ふ。

左議政宋寅明の啓に曰く朝家に祠院私建の禁あり故に廟と稱して創建する者亦多し。儒生は處罰せずと雖も道臣は推考し守令は罷職するを宜しとす。之に従ふ。

五月。安東の儒生、私に文正公全尙憲の祠を毀す。上、曰く文正の精忠大節は後世に翹然たり敢て其の祠を毀したるは亂民たり首倡者は刑記す。

十七年。教に曰く凡そ令の解奠は専ら提擧するに由る。一切の法を行はざるべからず。甲午以後、朝庭に稟請せずして私に自ら祠院を建て又は遺棄せる者は儒賢、大臣に論なく並撤去せしめ己に物故したる者の外道臣は罷職、守令は奪廢、首倡儒生は五年を限り停舉せしめ此の後稟請せずして私建したる者は道臣は奪廢、守令は三等停告身の律を施し儒生は遠配す。其の隠して聞かざる者は常に御史をして探問せしむへし。大臣の奏に曰く當南に最も郷賢祠多きも村中の數間茶屋たるに過ぎず。道臣、守令は善く知り難かるへく、先輩の影堂、守令の生祠は尤も學宮とは異なるものありと。上、曰く郷賢祠も久しければ則ち書

院^ノ爲^リ、祠堂も亦禁令あるものなれば一體に禁断すへし。是に於て祠院の撤毀せるもの凡そ三百餘四所なり。

二十六年。使臣趙順命、文信國公の遺像を燕中より得て歸り獻上す。上、曰く文丞相の精忠義烈は人をして起敬せしむ、曾て大鏡に皇帝塚ありと聞く、今岳陽文を以て祠を建て配享し二帝をして臣なきも臣おらしめむと欲す。大臣に問議せしに大臣は以て不便なりと爲す。教に曰く臥龍祠は即ち宣廟の龍潭に行幸せられし時感、興りて建てしめたる者にして岳武穆の追享も亦昔年曠殿の聖意なり。臥龍の漢室を恢復せむと欲し、武穆の二帝を迎へむと欲し、信國の宋社を存せむと欲したる三賢の忠は一なり。其れ信國公を以て臥龍祠に同配し仍祭文を親製し臣を遣はし祭を致す。（遺）臥龍祠に御筆を以て額を賜ふて三忠祠と曰ふ。

三十二年。命して石潭書院及幽居を闢しめて進上せしむ。聖學報要に因り感^レ起したるなり。
三十九年。劉善李憲默の入侍せし時、上、玉山書院の事蹟を下詢し仍本道監司に命して書院を闢しめ進上せしむ。

（續）正祖即位の初め館學儒生より尼城岡里祠に賜額を請ふ批に曰く洋宮より州縣に至る迄凡に大成殿を奉設せり、若し岡里祠は即ち儒生の取名寓意の處にして朝家より指揮する所にあらず且東廡西序、前廟後庖なれば則ち一邑の内に又一の大成殿たらしむる事は其た瀆るものなれば許さず。

（續）七月、禮曹の啓に曰く釋奠祭は卒哭前には舉行せず社稷祭は上戊初九日に在り即ち卒哭なり。同日に發行するは如何なるを知らず、書院祭は再丁日に在るも釋奠を以て發行するを得ざれば何んぞ書院の祭を爲さむや。答に曰く社稷は卒哭以前と盟も亦之を祭るなり。今豈卒哭と同日なるを以て之を廢せむや。釋奠は卒哭前に行はすとも此に因りて並卒哭の後に書院祭と與に行はざるは實は隨時變通にあらず、例に依り祭を行はしむへし。

（續）傳に曰く華陽書院致祭の時右副承旨進去するや萬東廟の額は當に親書すべく、孝廟の御札帖後跋文も亦親製親書すへし受香日に同じく繕らしむ。

（續）五年承旨を遣はし四忠祠に致祭し命して四大臣の子孫を録用せしむ。重ねて辛丑前甲に逢ふに因りて感^レ起せるなり。（遺）

（續）傳に曰く登極以來遑あらず、子の尊慕景仰の心を以て感^レ愧實に深し、故事に基地を闢きて進上すへき命あるに遑今に及びて舉行せしむるは尤も允當なり。慶州の玉山書院肅安の陶山書院には官を遣はして祭をばし祭官祀品は前年華陽書院致祭時の例に依らしむへし仍兩書院を闢畫かしめ以て進上すへき命あり。

（續）又傳に曰く兩先正書院は先月致祭の時此の先正書院をも並せて設くへき筈なりしも子、幼より文成の學を篤慕し曠世の感談に淺からず。近右に所謂朝暮に過へる者とは即ち實際の語なり。其の時適先正、の

文字を手寫し、工を擬待し、仍命して祭を賜はらんとせり。今は則ち冊子既に成り、先正文成公の紹賢書院には承旨を遣はし、祭を致すべし。祭文は既に親撰して置きたるものあれば、内閣より精寫して祝を傳へよ。傳に曰く、禮曹贈録の本には宋先生配食の語なし、故に致祭傳教中に誦れたり。今聞くに丙申年に追配せし故原贈算には書せざり、然らば則ち此の先正刊の版を一例に致祭せざらむや。祭文も亦内閣知製教をして撰進せしむ。丙申華陽書院の額を書し、戊戌に太廟配享の事を句語に添入撰出せしむ。

(續)又、傳に曰く、昨日紹賢書院致祭の命ありしか、追て筵臣の言を聞くに、此の書院は即ち配享なりと云ふ。更に之を思ふに、果して御製の祭文は尙、重んぜられ當に主享の院に行ふべく。紫雲に至りては、又先正墳廟の額に在り。昨日下したる傳教の中に、紹賢の二字は紫雲と改書し。配享位を出して設祭せしむと云ふも亦例あり。金文元公、朴文純公刊版は承旨亦一體に與符し、祭文は内閣司官をして撰進せしめ。紹賢書院の致祭は己に成命ありしのみならず。此の地は即ち先正の墳廟の所にして、朱夫子を主享とし。先正李文純、李文成、趙文正、成文簡、金文元を東西に配位するは、盛なりと謂ふべし。其の中一の先正追配せし舊甲の重回せるも事亦偶然ならず。幾かに命して旋して寝むは心に缺くる所あり、初教に依り主享位に致祭し、祭文も當に撰賜すべく、配位の祭文も亦内閣をして撰進せしむ。

(續)傳に曰く、陶山書院致祭後、教を賜はらむと欲して、果たさず況んや、宰臣李憲默を贈算の後には、爲し一は然らざるは不可なり。先正李滉の本祀孫を該曹をして品に隨ひ復職調用せしむ。先朝紫雲書院致祭の時、に子孫を録用せよとの命あり。此れ亦撰述の一端なり。先正李滉の本祀孫或は支孫の間にも亦該曹をして録用せしむ。

(續)六年教に曰く、祠院の追享、新設は邦の禁令、至嚴にして、諸道に於ける此の弊は、止熄に庶幾し、而かも惟、嶺南一路は尙令に従はず。春曹に因縁して、問題を得し。或は舊きを追配し、或は黜し乍ら旋享し。郷黨は景淵の場を成す。良丁を占める、隱匿の教を一齊に毀撤し、來頭を段除し、筵京に非されは、禮曹より撰行せしむるを得ざらしむ。旨該曹に嚴飾し、仍發問して、本道及七道兩都に知らしむ。

(續)七年、傳に曰く、迷き、關西に京を距る、道遠たれば、士俗の貧乏たるは、強をへきなし。湖西海西に在りては、俱に是れ先正且豆の郷にして、杖屨の所たり。不幸にして、近日訛を承けて、訛を襲ひ、疑に因りて疑を傳へ、衛正凶邪の教を見ざるは、子か君師の職に忝在し、教の下究を致さざるに、驗由す。豊道内に於ける一二人士の罪ならんや。子、方に反省歎歎す。先正をして在世せしめしならば、世道胡に此に至らむ。此の時に曠世の感尤も已まず。西原華陽書院、海州石潭書院に閣臣及近侍の臣を分遣し、致罪せしめ、而して西原は宋文正の獨享なるも、海州は趙文正、李文純、成文簡、金文元、宋文正の五先生及李文成を配食せりと云ふ祭文も亦親撰して賜ふべしと。

(續)傳に曰く、筵に松留(松都留守即ち開城郡守)應旨の疏に、因り太學生林克時等三人を紫雲列に並享すべし。命ありしも、伊後文蹟を取考するに、本祠主享に即ち、故府使宋象賢等三忠臣なり。若し三學生を以て並享せば、

則ち位次に既に預使の端あり且事蹟を以て之を言は、彼は是れ勝國(前朝)節士にして此は即ち本朝忠臣なり、必ずしも一朝に並享するを要せず況んや克時等は俱に太學生として本府學官の傍に並列したるものなるに於てたゞ、則ち別に一間の屋宇を建て祠板の藏する所を爲すを妥當なる旨開城留守に諭し崇節祠に漸く致祭の命を下す。此は則ち、例に依り日を擇み香祝の送付を待ち留守祭を致したる後狀聞すへし。林克時等の建祠後、亦留守をして日を擇み祭を致さしむ。

(續)承旨徐有防の啓に松都三太學の廟屋既に役を畢りたれば古例の宣額一節は慈文館をして作成せしめ允許を得たる後禮郎を便にして裔らしめ爲揚せしむるを宜とすへし。教に曰く禮郎の往來は繁あり、留守に於て舉行すへし。

(續)八年八月、陵に幸せる時、坡州に到り傳に曰く本邑の豊溪祠は即ち忠臣朴泰輔、吳斗寅、李世華三人を並享せる所にして斗寅の孫は開臣に因り陪從すと聞く。今日提學吳我純を遣はし祭を致すへし。又傳に曰く牛栗雨先生の舊基は本邑に在りて最路致祭するに及ばずと雖も邑誌を見るに紫雲書院は先正文成を主宰とし、坡山書院は文正、文簡の父子を並享すと云ふ。朝家尙賢の意ある所豊致備の舉ながらんや。紫雲書院、坡山書院に承旨を遣はし明日致祭せしむへし。

(續)九年、高麗忠宣公文益漸に致祭し、仍祠額を宣す。

文益漸は奉使して元に入り恭愍王の爲に立節貞刺し歸還するに及んで木綿を請取し、人に織組を教へた

り。没するに及んば民を衣せし大功を以て江城君に追封せり。

(續)十年、安東儒生等疏して文正公文益尙志の西嶺祠を賜嶺書院に附院せむことを請ふ。答に曰く先正の系貫は是の府にして遺迹したるも是の地なり是の府、是の地に烏之先正を備る祠を以てせざらむや嶺人景仰の思を慰むへし附等附院するを以て説を爲すと雖も予は其の祠に就き宣額するのに舊貫を改めざるは木石と與に之に居する靈守に替らざるものと爲すと、八月承旨を遣はし宣額致祭す。又傳に曰く納言疏語に曰く文忠節衣にありては故を起す所あり此の賜嶺に附し文正の祠の事は偶然ならずと謂ふへし。然し江華の忠烈祠は日を下して致祭し以て朝家尙賢の意を示すへし。

(續)賜嶺書院に募人を二十名とする地方祠院にして祭を旨し附設すれば視察使奉處、守令は三等尙書身に處し首倡儒生は遠配す。賜嶺書院は朝家に呈請せしむるに自ら配享したる者は、道臣を重撫に、地方官を重撫に、首倡儒生は三年の停舉とす。諸道各邑に影室尙書を以て別に名目を立たる者は祠院の例に依り勸進し、生祠堂は一體に禁斷す。

(續)十五年、命して其工を祥王寺に遷し無學大師の小像を移換して上座に奉し春秋に專享す。仍賜嶺宣號日に致祭す。

禮曹判書徐浩修の啓に臣、北陵に奉寄し歸路に御製御筆の牌閣を奉寄し、祥王寺に募入せしに上座舊址に無學大師の小像ありて僧徒等着しく請ふて曰く休罷、惟政は則ち壬辰の戦功を以て皆祠を立て額を賜

ひしも無學は即ち開國の元勳にして尙未だ尊尊なきは實に禮典たり。願くは歸りて天聰に達し小像を移
摸して土窟に奉し春秋に祀られむことを。故に敢て此に仰達す。之に従ふ。

(續)十七年。命して岡里祠を原に建てしめ聖像を奉安し春秋の季祠に享祀す。

(續)十八年。妙香山西山大師休靜刹號を賜ふ。爾忠と曰ふ。仍致祭を命し祭田を量給すること。並奉忠祠の
例に依らしむ。

(續)命して文敬公鄭誥を以て樓岩書院に配食せしむ。

(續)命して成興彰義祠、永興精忠祠を貢す。

(續)二十年六月。贈牧使李士龍の祠に額を賜り忠節と曰く。

(續)命して贈軍器寺正張厚鑑、贈軍資監正車忠亮、贈掌院正車元徽、贈禮賓寺正車孟胤、贈戸曹參議車
禮亮、贈兵曹參議安克誠、忠烈公黃一皓を並、贈忠祠に追配す。

(續)七月。命して忠烈公黃一皓を忠烈祠に躋祀せしむ。

(續)八月。高麗の莊節公申崇諶、忠節公吳誓躬、武恭公卜智諒の太白山城の祠額を賜ふて曰く三太師とす。

(續)命して忠貞公尹崇を忠烈祠に配享せしむ。

(續)二十一年六月。行議軍李益運の啓に故判書尹卓然を成興彰義祠に合享せしむことを請ふ。之に従ふ。

(續)八月。命して平山太白山城三太師祠額を改めて太師を以てす。

禮曹判書李時秀の啓に太白山城に鐵像四軀あり、故老相傳へて高麗太師申崇諶、卜智諒、吳玄慶、張誓
躬の四人なりと云ふ。而して祠號は俗に三太師と稱す。故に昨年宣讀致祭の時にも只舊號に依り朝家の
本意は元より區別存拔せむとする非ざるも該邑舉行の錯誤に因り春秋祭を行ふ時は吳玄慶の鐵像は闕
きて祭らざると云ふ。既に宣讀せし後なれに事體は前より尤も別なり四像は並併せざるへからざるに扁額
は昨年宣讀せし中より三の一字を取り只太師祠と稱し四鐵像を一體に並併せしむへしむ。之に従ふ。

(續)二十三年十二月。命して贈判書李益運、贈參議李義信を成興彰義祠に追配す。

(續)二十四年三月。命して贈額書院の中興命を稱して銀豆を私贈する者は並正せしむ。左議政沈煥の
啓請に従ひしなり。

(續)純祖二年二月。文正公李穡の祠に額を賜ふ。

(續)十年九月。命して高麗贊成事朴門壽を表節祠に追配す。

禮曹の啓に高麗忠臣朴門壽、成思齊を表節祠に追配すること。先朝丁巳に多士の上言に因り命して大臣
に議せしめしに異議なかりしも因循して累たりき。思齊は一昨年に行施し、門壽は尙此に違あらず
實に欠典たり、大臣、京處に議せしむるを請ふ。金我頃は朴門諸賢の中成朴由人の未だ廟享に斯ら
ざるは宜しく多士の齊議あるへしと、成思齊は追配し、朴門壽は尙同額し得ざるものは其の由る所を知
らす。而して一障一否は誠に欠典と爲す。惟上裁に存す。遂に命して追配せしむ。

(續)二十二年。命して鹿朝門安富、金沖漢兩人を衣飾祠に追配せしむ。
 (續)二十四年九月。命して忠烈公鄭著を定州六義士祠に合享せしめ仍額を賜ふ。
 (續)二十六年正月。命して文忠公曹漢英を孤山書院に追配せしむ。
 (續)三十年八月。命して牧使金台佐の郷祠に額を賜ふ。
 (續)三十三年十月。命して忠文公金祖淳の祠を驪上に建らしむ。
 (續)憲宗元年。昭石政金景瑞の祠に額を賜ふ。
 (續)七年八月。命して都元帥權傑の祠を建し額を賜ふ。
 (續)普宗二年八月。命して關東、湖西の所奉太子影額を小原同里祠に移奉し仍列邑に建祠の弊を戒飭す。亦原留守趙東慶の啓に關里祠の影額は年久滄落せり。江陵堤川所奉の二本を本祠に移奉せむとするも事監權重なれば原室をして啓稟せしめられしを請ふ。教に曰く是の府、是の地に太子の影額を掲げせれば即ち我正宗大王の千聖に接し百王に冠する精義大誦なり此を外にしては有するなし。朝令に私に自ら奉安するは是れ慢なり我なり。今此の祠本は年久しくして滄りたれば之を重換するは尙得ざるを憾るに。關東、湖西の所奉を移奉するは是れ事尙宜しきを待たり。近來列邑の書院にして法外に私建するものは宜しく一般に申明する所あるべく而して先賢影額を無端にて建祠する者は曰ふて慕徳なりと雖も法外の舉にして慕徳する所以に非らざるなり。況んや郷里雖世門擾の弊ありて俗習の日に滄り憂さ爲るに

是るに於ておや。今此の擧げたる後若し入聞する所あらば單に主張せし太子のみならず該を察せざりし道臣守令も亦嚴處に當るべし。

(續)十年正月。富寧書院祠に特に恩額を宣す。故評事鄭文學の祠なり。
 (續)十三年五月。教に曰く先輩を尊慕し廢享粗豆せるは國家崇報の義を寓せるものにして士林の於式すべき所なり。昔て良法美制ならざるにあらざるも末流の弊は駭駭として共棄すべからざる境に至り。親戚興起せるは論なく傾軋爭競す。是に於て設院の本意にして豈に是の如きを容るるべきや。此れ設院に新設と與に自ら祖宗朝、厲禁の成憲たる所以なり。掩近祠廟を設くるもの邑に之れなきはなし。其の弊と爲る所勝つて言ふべからざるものありて一般に處分せざるを得ず。然る後に以て祀典を重し土墜を端すべし。各邑所在の書院中賜額の外に庚戌以後十三年來新建したる所は定式に依り撤享せしむべしと。

(續)十四年十一月。命して屏山書院に宣額す。
 (續)今上元年八月命して賜額書院の田結、院僕、庫直等の名目は廟堂より額を定め、郷賢祠の保率は一に刪法し、官封祭需は嚴飭坊寮し祠院の疊設、私設の防禁を嚴立せしむ。

(續)八年三月。命して文廟從享人以外の書院及疊設したる書院は並毀撤せしむ。

上、領議政金炳學に謂ふて曰く書院の設置は前朝の人、文成公安津の道學に寓慕し建院妥靈せし所ありしに始りたる者たり。邇來無窮の弊となり家々に院あり且一人にして四五六處に院を建てたるもの比比

有之。各其の本孫の周旋して家廟と爲したるものなり。本は尊賢の義を以てしたるに近來は祖先の爲に作る事となり。且道學忠節は姑く捨てて一度輔道の人となりたるものは多く院を建つ。此は生祠と與に當然の事にあらす。今此の書院を歸正せしむるは即ち經遠の誤なり。予、尊賢の心を有す則ち崇設は實に尊賢の本意に非らざる故に是の如くす。

現在書院

臣謹みて按ずるに本朝書院創設は白雲より後生せり。先輩を景仰する者各自、一節一行の士を尊尚し宣額の院より郷賢祠に至るまで全國に追追し末流の弊或は言ふに勝おさるものあり今 上辛未に文廟從享人の外書院を崇設せしものは並費撤の命し今所存せる者四十七處なり左に列録す。

京畿

- 開城崇陽書院 文忠公 鄭夢周
- 金浦牛渚書院 文烈公 趙憲
- 龍仁深谷書院 文正公 趙光
- 抱川龍淵書院 文襄公 趙光
- 坡州坡山書院 文簡公 趙光
- 果川四忠書院 忠憲公 金昌

豐州江漢祠 文正公 宋時烈

陽城德峰書院 文貞公 吳平實

江華忠烈祠 文忠公 金剛

果川贊江書院 文忠公 朴奉福

廣州顯節祠 文正公 金剛

高陽紀功祠 文忠公 金剛

忠清道

連山遼辰書院 文元公 金長生

魯城魯岡書院 文正公 趙光

鴻山彰烈祠 文貞公 金剛

忠州忠烈祠 文忠公 金剛

清州表忠祠 文忠公 金剛

全羅道

秦仁武城書院 文忠公 金剛

長城筆巖書院 文忠公 金剛

光州褒忠祠 忠烈公 高敬命

慶尙道

慶州西岳書院 忠烈公 許俊

順興紹修書院 文成公 安裕

善山金鳥書院 忠烈公 李母

玄風道東書院 文敬公 金公

咸陽藍溪書院 文敬公 鄭汝昌

慶州玉山書院 文元公 李貞迪

禮安陶山書院 文純公 李氏

尙州興巖書院 文正公 宋汝吉

尙州玉洞書院 翼成公 黃善

東萊忠烈祠 忠烈公 李重賢

安東屏山書院 文忠公 柳成龍

晉州彰烈祠 文烈公 李千煥

固城忠烈祠 忠烈公 李舜臣

居昌褒忠祠 忠烈公 李達原

江原道

寧越彰節書院 忠烈公 朴彭年

金化忠烈書院 忠烈公 洪命者

鐵原褒忠祠 忠烈公 金應河

黃海道

海州清聖廟 清聖侯 崔貞

平山太師祠 忠烈公 李崇謙

白川文會書院 文成公 李珪

長淵鳳陽書院 文純公 朴世榮

咸鏡道

北青老德書院 文忠公 李恒福

平安道

永柔三忠祠 忠烈公 鄭憲侯 鄭昌亮

平壤武烈祠 忠烈公 石星

學校考九

安州忠愍祠忠愍公

定州表節祠忠烈公

寧邊酬忠祠西山大

臣、謹みて按ずるに今所在の四十七書院は并々せるもの、配享せるものありし只一人のみ此書く

三四六

大正九年十二月二十一日印刷
大正九年十二月二十四日發行

朝鮮總督府學務局

印刷所 京城府觀水洞百三十五番地
大和商會印刷所